

平成22年3月2日 開 会

平成22年3月19日 閉 会

# 平成22年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

## 目 次

### 3月2日（火曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	6
欠席議員.....	6
説明のため出席した者の職氏名.....	6
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	6
開 会（午前10時00分）.....	8
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	8
日程第2 会期の決定について.....	8
日程第3 諸般の報告.....	8
日程第4 報第1号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について... 8	
日程第5 報第2号 西武芸小学校耐震及び大規模改造 期工事請負契約の変更の 専決処分について.....	9
日程第6 承第2号から日程第12 議第7号まで.....	9
平野市長提案説明.....	9
日程第13 質 疑（承第2号から議第7号まで）.....	11
日程第14 討 論（承第2号から議第7号まで）.....	12
日程第15 採 決（承第2号から議第7号まで）.....	12
日程第16 議第8号から日程第44 議第36号まで.....	13
平野市長提案説明.....	14
散 会（午前11時18分）.....	26

### 3月10日（水曜日）第2号

議事日程.....	27
本日の会議に付した事件.....	29
出席議員.....	32
欠席議員.....	32
説明のため出席した者の職氏名.....	32
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	33

開	議（午前10時00分）	34
日程第1	質 疑（報第1号及び議第8号から議第36号まで）	34
	7番 田垣隆司議員質疑	34
	林総務部長答弁	34
	7番 田垣隆司議員質疑	35
	林総務部長答弁	35
	7番 田垣隆司議員質疑	35
	恩田教育委員会事務局長答弁	35
	7番 田垣隆司議員質疑	36
	恩田教育委員会事務局長答弁	36
	7番 田垣隆司議員質疑	36
	恩田教育委員会事務局長答弁	36
	7番 田垣隆司議員質疑	37
	恩田教育委員会事務局長答弁	37
	2番 石神 真議員質疑	37
	恩田教育委員会事務局長答弁	37
	2番 石神 真議員質疑	38
	恩田教育委員会事務局長答弁	38
	2番 石神 真議員発言	39
	5番 横山哲夫議員質疑	39
	笠原保健福祉部長答弁	39
	5番 横山哲夫議員質疑	40
	笠原保健福祉部長答弁	40
休	憩（午前10時26分）	40
再	開（午前10時26分）	40
	5番 横山哲夫議員質疑	40
	笠原保健福祉部長答弁	40
	5番 横山哲夫議員質疑	41
	笠原保健福祉部長答弁	41
	5番 横山哲夫議員質疑	41
	笠原保健福祉部長答弁	41
	5番 横山哲夫議員質疑	41

笠原保健福祉部長答弁.....	41
5番 横山哲夫議員質疑.....	41
笠原保健福祉部長答弁.....	42
5番 横山哲夫議員質疑.....	42
笠原保健福祉部長答弁.....	42
5番 横山哲夫議員質疑.....	42
船戸産業建設部長答弁.....	42
5番 横山哲夫議員質疑.....	43
船戸産業建設部長答弁.....	43
5番 横山哲夫議員質疑.....	44
船戸産業建設部長答弁.....	44
5番 横山哲夫議員質疑.....	44
船戸産業建設部長答弁.....	44
5番 横山哲夫議員質疑.....	44
船戸産業建設部長答弁.....	44
5番 横山哲夫議員質疑.....	44
船戸産業建設部長答弁.....	44
5番 横山哲夫議員質疑.....	45
船戸産業建設部長答弁.....	45
5番 横山哲夫議員質疑.....	45
船戸産業建設部長答弁.....	45
5番 横山哲夫議員質疑.....	45
船戸産業建設部長答弁.....	46
5番 横山哲夫議員質疑.....	46
船戸産業建設部長答弁.....	46
5番 横山哲夫議員質疑.....	46
船戸産業建設部長答弁.....	47
5番 横山哲夫議員質疑.....	47
船戸産業建設部長答弁.....	47
休 憩（午前10時50分）.....	47
再 開（午前11時05分）.....	47
笠原保健福祉部長答弁.....	47
船戸産業建設部長答弁.....	48
14番 小森英明議員質疑.....	48

松影市民環境部長答弁.....	48
14番 小森英明議員質疑.....	48
林総務部長答弁.....	49
14番 小森英明議員質疑.....	49
松影市民環境部長答弁.....	49
14番 小森英明議員質疑.....	49
笠原保健福祉部長答弁.....	50
恩田教育委員会事務局長答弁.....	50
14番 小森英明議員質疑.....	50
笠原保健福祉部長答弁.....	50
恩田教育委員会事務局長答弁.....	50
14番 小森英明議員質疑.....	51
笠原保健福祉部長答弁.....	51
14番 小森英明議員質疑.....	51
笠原保健福祉部長答弁.....	52
14番 小森英明議員質疑.....	52
笠原保健福祉部長答弁.....	52
14番 小森英明議員質疑.....	52
笠原保健福祉部長答弁.....	52
14番 小森英明議員質疑.....	52
松影市民環境部長答弁.....	52
14番 小森英明議員質疑.....	53
松影市民環境部長答弁.....	53
14番 小森英明議員質疑.....	53
松影市民環境部長答弁.....	53
14番 小森英明議員質疑.....	53
松影市民環境部長答弁.....	53
14番 小森英明議員質疑.....	54
船戸産業建設部長答弁.....	54
14番 小森英明議員質疑.....	54
船戸産業建設部長答弁.....	54
14番 小森英明議員質疑.....	55

船戸産業建設部長答弁.....	55
14番 小森英明議員発言.....	55
9番 武藤孝成議員質疑.....	56
松影市民環境部長答弁.....	56
9番 武藤孝成議員質疑.....	56
松影市民環境部長答弁.....	56
9番 武藤孝成議員質疑.....	57
嶋井副市長答弁.....	57
9番 武藤孝成議員質疑.....	58
松影市民環境部長答弁.....	58
9番 武藤孝成議員質疑.....	58
松影市民環境部長答弁.....	58
9番 武藤孝成議員質疑.....	59
松影市民環境部長答弁.....	59
9番 武藤孝成議員質疑.....	59
松影市民環境部長答弁.....	59
1番 上野欣也議員質疑.....	59
林総務部長答弁.....	59
1番 上野欣也議員質疑.....	60
林総務部長答弁.....	61
1番 上野欣也議員質疑.....	61
林総務部長答弁.....	61
1番 上野欣也議員質疑.....	62
林総務部長答弁.....	62
1番 上野欣也議員質疑.....	62
船戸産業建設部長答弁.....	62
1番 上野欣也議員質疑.....	62
船戸産業建設部長答弁.....	63
1番 上野欣也議員質疑.....	63
林総務部長答弁.....	63
1番 上野欣也議員質疑.....	64
林総務部長答弁.....	64

休	憩（午後 0 時03分）	64
再	開（午後 1 時00分）	64
	林総務部長答弁	64
	16番 久保田 均議員質疑	64
	船戸産業建設部長答弁	65
	16番 久保田 均議員質疑	65
	林総務部長答弁	65
	16番 久保田 均議員質疑	66
	林総務部長答弁	66
	16番 久保田 均議員質疑	66
	林総務部長答弁	66
	16番 久保田 均議員質疑	66
	船戸産業建設部長答弁	67
	16番 久保田 均議員質疑	67
	船戸産業建設部長答弁	68
	16番 久保田 均議員質疑	68
	恩田教育委員会事務局長答弁	69
	16番 久保田 均議員質疑	69
	恩田教育委員会事務局長答弁	69
	16番 久保田 均議員質疑	69
	恩田教育委員会事務局長答弁	69
	16番 久保田 均議員質疑	70
	恩田教育委員会事務局長答弁	70
	16番 久保田 均議員質疑	70
	恩田教育委員会事務局長答弁	70
	16番 久保田 均議員質疑	70
	恩田教育委員会事務局長答弁	70
	13番 藤根圓六議員質疑	71
	恩田教育委員会事務局長答弁	71
	13番 藤根圓六議員質疑	72
	恩田教育委員会事務局長答弁	72
	13番 藤根圓六議員質疑	72
	林総務部長答弁	72
	13番 藤根圓六議員質疑	73

船戸産業建設部長答弁.....	73
13番 藤根圓六議員質疑.....	73
船戸産業建設部長答弁.....	73
13番 藤根圓六議員質疑.....	73
船戸産業建設部長答弁.....	73
13番 藤根圓六議員質疑.....	74
恩田教育委員会事務局長答弁.....	74
13番 藤根圓六議員質疑.....	74
恩田教育委員会事務局長答弁.....	75
13番 藤根圓六議員質疑.....	75
松影市民環境部長答弁.....	76
13番 藤根圓六議員質疑.....	76
恩田教育委員会事務局長答弁.....	77
4番 尾関律子議員質疑.....	77
船戸産業建設部長答弁.....	77
4番 尾関律子議員質疑.....	78
船戸産業建設部長答弁.....	78
4番 尾関律子議員質疑.....	78
松影市民環境部長答弁.....	78
4番 尾関律子議員質疑.....	78
松影市民環境部長答弁.....	79
4番 尾関律子議員質疑.....	79
松影市民環境部長答弁.....	79
4番 尾関律子議員質疑.....	79
笠原保健福祉部長答弁.....	79
4番 尾関律子議員質疑.....	80
笠原保健福祉部長答弁.....	80
4番 尾関律子議員質疑.....	80
笠原保健福祉部長答弁.....	80
4番 尾関律子議員質疑.....	80
笠原保健福祉部長答弁.....	80
4番 尾関律子議員質疑.....	81

笠原保健福祉部長答弁.....	81
休 憩（午後 2 時01分）.....	81
再 開（午後 2 時15分）.....	81
船戸産業建設部長答弁.....	81
12番 寺町知正議員質疑.....	82
森田教育長答弁.....	82
12番 寺町知正議員質疑.....	83
森田教育長答弁.....	84
12番 寺町知正議員質疑.....	85
森田教育長答弁.....	85
12番 寺町知正議員質疑.....	85
林総務部長答弁.....	86
12番 寺町知正議員質疑.....	87
林総務部長答弁.....	87
12番 寺町知正議員質疑.....	88
林総務部長答弁.....	88
12番 寺町知正議員質疑.....	89
林総務部長答弁.....	89
12番 寺町知正議員質疑.....	90
林総務部長答弁.....	90
12番 寺町知正議員質疑.....	90
林総務部長答弁.....	91
12番 寺町知正議員質疑.....	92
林総務部長答弁.....	92
12番 寺町知正議員質疑.....	92
恩田教育委員会事務局長答弁.....	93
12番 寺町知正議員質疑.....	93
恩田教育委員会事務局長答弁.....	93
12番 寺町知正議員質疑.....	93
森田教育長答弁.....	93
12番 寺町知正議員質疑.....	94
笠原保健福祉部長答弁.....	94

12番 寺町知正議員質疑.....	94
笠原保健福祉部長答弁.....	94
12番 寺町知正議員質疑.....	95
林総務部長答弁.....	95
12番 寺町知正議員質疑.....	96
林総務部長答弁.....	96
12番 寺町知正議員質疑.....	97
林総務部長答弁.....	98
12番 寺町知正議員質疑.....	98
林総務部長答弁.....	98
12番 寺町知正議員質疑.....	99
林総務部長答弁.....	99
12番 寺町知正議員質疑.....	99
林総務部長答弁.....	100
12番 寺町知正議員質疑.....	100
林総務部長答弁.....	100
12番 寺町知正議員質疑.....	101
林総務部長答弁.....	101
12番 寺町知正議員質疑.....	101
林総務部長答弁.....	101
12番 寺町知正議員質疑.....	102
松影市民環境部長答弁.....	102
12番 寺町知正議員質疑.....	102
松影市民環境部長答弁.....	103
12番 寺町知正議員質疑.....	103
笠原保健福祉部長答弁.....	103
12番 寺町知正議員質疑.....	104
笠原保健福祉部長答弁.....	104
12番 寺町知正議員質疑.....	104
笠原保健福祉部長答弁.....	104
12番 寺町知正議員質疑.....	105
笠原保健福祉部長答弁.....	105

12番 寺町知正議員質疑.....	105
笠原保健福祉部長答弁.....	106
12番 寺町知正議員質疑.....	106
恩田教育委員会事務局長答弁.....	106
12番 寺町知正議員質疑.....	107
恩田教育委員会事務局長答弁.....	108
12番 寺町知正議員質疑.....	108
林総務部長答弁.....	108
6番 宮田軍作議員質疑.....	109
休 憩（午後3時50分）.....	109
再 開（午後3時50分）.....	109
船戸産業建設部長答弁.....	109
6番 宮田軍作議員質疑.....	109
休 憩（午後3時52分）.....	109
再 開（午後3時53分）.....	109
船戸産業建設部長答弁.....	109
6番 宮田軍作議員質疑.....	109
松影市民環境部長答弁.....	110
12番 寺町知正議員質疑.....	110
林総務部長答弁.....	111
松影市民環境部長答弁.....	111
12番 寺町知正議員質疑.....	113
松影市民環境部長答弁.....	114
12番 寺町知正議員質疑.....	114
嶋井副市長答弁.....	115
日程第2 委員会付託（議第8号から議第36号まで）.....	117
散 会（午後4時19分）.....	117

### 3月16日（火曜日）第3号

議事日程.....	119
本日の会議に付した事件.....	119
出席議員.....	119

欠席議員.....	119
説明のため出席した者の職氏名.....	119
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	120
開 議（午前10時00分）.....	121
日程第1 報第3号 第2次山県市障がい者計画の策定報告について.....	121
平野市長提案説明.....	121
笠原保健福祉部長詳細説明.....	121
日程第2 一般質問.....	123
1.6番 宮田軍作議員質問.....	123
(1) 産業廃棄物処理施設に対する市の監視体制について.....	123
松影市民環境部長答弁.....	123
宮田軍作議員質問.....	124
松影市民環境部長答弁.....	124
宮田軍作議員発言.....	125
2.5番 横山哲夫議員質問.....	126
(1) 今後の除雪対策について.....	126
船戸産業建設部長答弁.....	127
横山哲夫議員質問.....	128
船戸産業建設部長答弁.....	129
横山哲夫議員発言.....	130
3.2番 石神 真議員質問.....	130
(1) 国道256号（仮称山県インターチェンジ付近）の整備について.....	130
船戸産業建設部長答弁.....	131
石神 真議員質問.....	131
船戸産業建設部長答弁.....	132
(2) 統合後の富波小（教育センター）について.....	132
森田教育長答弁.....	132
石神 真議員質問.....	133
森田教育長答弁.....	134
石神 真議員発言.....	134
休 憩（午前11時01分）.....	135
再 開（午前11時15分）.....	135

4 . 10番 影山春男議員質問.....	135
( 1 ) 国民健康保険税について.....	135
松影市民環境部長答弁.....	135
影山春男議員質問.....	136
松影市民環境部長答弁.....	137
( 2 ) 子宮頸がんについて.....	137
笠原保健福祉部長答弁.....	138
影山春男議員発言.....	138
5 . 13番 藤根圓六議員質問.....	139
( 1 ) 山県市の学校教育を取り巻く現状と課題について.....	139
森田教育長答弁.....	139
藤根圓六議員質問.....	140
森田教育長答弁.....	140
藤根圓六議員質問.....	141
森田教育長答弁.....	142
6 . 3番 杉山正樹議員質問.....	143
( 1 ) 人口減少による影響について.....	143
林総務部長答弁.....	143
( 2 ) アナログ放送終了における有線テレビ局デジタル化への対応について.....	145
林総務部長答弁.....	146
杉山正樹議員質問.....	149
林総務部長答弁.....	149
杉山正樹議員質問.....	149
平野市長答弁.....	149
休    憩（午後 0 時24分）.....	150
再    開（午後 1 時30分）.....	150
7 . 4番 尾関律子議員質問.....	150
( 1 ) 循環型社会への推進について.....	150
松影市民環境部長答弁.....	151
尾関律子議員質問.....	152
松影市民環境部長答弁.....	153
尾関律子議員質問.....	153

松影市民環境部長答弁.....	154
( 2 ) 住宅用火災警報器の設置について.....	154
土井消防長答弁.....	155
尾関律子議員質問.....	156
笠原保健福祉部長答弁.....	156
( 3 ) 安心安全な街づくりの灯りについて.....	156
松影市民環境部長答弁.....	157
尾関律子議員発言.....	157
8 . 1 番 上野欣也議員質問.....	158
( 1 ) 空き家の活用等について.....	158
林総務部長答弁.....	159
( 2 ) 公共施設の除雪について.....	160
林総務部長答弁.....	161
上野欣也議員発言.....	162
休 憩 ( 午後 2 時 20 分 ) .....	163
再 開 ( 午後 2 時 30 分 ) .....	163
9 . 12 番 寺町知正議員質問.....	163
( 1 ) 社会的な弱者に対する基本姿勢と制度の充実.....	163
嶋井副市長答弁.....	165
寺町知正議員質問.....	167
嶋井副市長答弁.....	167
( 2 ) 山県市選出の県議と山県市議の同時リコールについて.....	168
林総務部長答弁.....	170
寺町知正議員質問.....	173
林総務部長答弁.....	174
寺町知正議員質問.....	175
林総務部長答弁.....	175
( 3 ) 鳥獣被害対策の推進と強化は急務.....	176
船戸産業建設部長答弁.....	177
散 会 ( 午後 3 時 20 分 ) .....	178

3月19日(金曜日)第4号



9番	武藤孝成議員賛成討論.....	214
16番	久保田 均議員賛成討論.....	214
日程第12	採 決.....	215
日程第13	委員会の閉会中の継続審査について.....	215
日程第14	特別委員会の中間報告について.....	216
日程第15	質 疑.....	217
日程第16	議員派遣の件.....	218
閉 会	(午前11時25分).....	218
会議録署名者	.....	218

平成22年 3 月 2 日

# 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

( 第 1 号 )

## 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号 3 月 2 日 ( 火 曜 日 )

- 
- 議事日程 第 1 号 平成 2 2 年 3 月 2 日
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報第 1 号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第 5 報第 2 号 西武芸小学校耐震及び大規模改造 期工事請負契約の変更の専決処分について
- 日程第 6 承第 2 号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 7 議第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 議第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 10 議第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 11 議第 6 号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 日程第 12 議第 7 号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 13 質 疑
- 承第 2 号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 6 号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第 7 号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 14 討 論
- 承第 2 号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 議第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 6 号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第 7 号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第15 採 決
- 承第 2 号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 6 号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第 7 号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第16 議第 8 号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第 9 号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第10号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第11号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第12号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第13号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第14号 山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第15号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第16号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第17号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す

		る条例について
日程第27	議第19号	山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
日程第28	議第20号	山県市食育推進会議条例について
日程第29	議第21号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第30	議第22号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第31	議第23号	平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）
日程第32	議第24号	平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第33	議第25号	平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第34	議第26号	平成22年度山県市一般会計予算
日程第35	議第27号	平成22年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第36	議第28号	平成22年度山県市老人保健特別会計予算
日程第37	議第29号	平成22年度山県市介護保険特別会計予算
日程第38	議第30号	平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第39	議第31号	平成22年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第40	議第32号	平成22年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第41	議第33号	平成22年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第42	議第34号	平成22年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第43	議第35号	平成22年度山県市水道事業会計予算
日程第44	議第36号	市道路線の認定について

---

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について	
日程第2	会期の決定について	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	報第1号	山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
日程第5	報第2号	西武芸小学校耐震及び大規模改造 期工事請負契約の変更の専決処分について
日程第6	承第2号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第7	議第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第8	議第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第9	議第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	議第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第11	議第6号	山県市公平委員会委員の選任同意について
日程第12	議第7号	山県市教育委員会委員の任命同意について
日程第13	質 疑	
	承第2号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第6号	山県市公平委員会委員の選任同意について
	議第7号	山県市教育委員会委員の任命同意について
日程第14	討 論	
	承第2号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第6号	山県市公平委員会委員の選任同意について
	議第7号	山県市教育委員会委員の任命同意について
日程第15	採 決	
	承第2号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第6号	山県市公平委員会委員の選任同意について

	議第7号	山県市教育委員会委員の任命同意について
日程第16	議第8号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第17	議第9号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18	議第10号	山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19	議第11号	山県市基金条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第12号	山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第13号	山県市公民館条例の一部を改正する条例について
日程第22	議第14号	山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第23	議第15号	山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第24	議第16号	山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第25	議第17号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第26	議第18号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第27	議第19号	山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
日程第28	議第20号	山県市食育推進会議条例について
日程第29	議第21号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第30	議第22号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第31	議第23号	平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）
日程第32	議第24号	平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第33	議第25号	平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第34	議第26号	平成22年度山県市一般会計予算
日程第35	議第27号	平成22年度山県市国民健康保険特別会計予算

日程第36	議第28号	平成22年度山県市老人保健特別会計予算
日程第37	議第29号	平成22年度山県市介護保険特別会計予算
日程第38	議第30号	平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第39	議第31号	平成22年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第40	議第32号	平成22年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第41	議第33号	平成22年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第42	議第34号	平成22年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第43	議第35号	平成22年度山県市水道事業会計予算
日程第44	議第36号	市道路線の認定について

---

出席議員（15名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	船戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	山田利朗君	消防長	土井誠司君
総務部次長	城戸脇研一君		

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 梅 田 修 一      書 記 上 野 達 也  
書 記 林      強 臣

---

午前10時00分開会

議長（後藤利丸君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（後藤利丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、9番 武藤孝成君、15番 村瀬伊織君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定について

議長（後藤利丸君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から3月19日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より3月19日までの18日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

議長（後藤利丸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成22年1月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 報第1号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

議長（後藤利丸君） 日程第4、報第1号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について。

報第1号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による報告案件であります。

なお、本件については質疑の申し出がありましたので、質疑の発言通告書の提出があった場合に限り10日に質疑を行うこととしますので、御承知おきください。

---

日程第5号 報第2号 西武芸小学校耐震及び大規模改造 期工事請負契約の変更の専決処分について

議長（後藤利丸君） 日程第5、報第2号 西武芸小学校耐震及び大規模改造 期工事請負契約の変更の専決処分について。

報第2号については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

---

日程第6 承第2号から日程第12 議第7号まで

議長（後藤利丸君） 日程第6、承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第7、議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第8、議第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第9、議第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第10、議第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第11、議第6号 山県市公平委員会委員の選任同意について、日程第12、議第7号 山県市教育委員会委員の任命同意について、以上7議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成22年山県市議会第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中、早朝から御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、この冬は大変積雪も多く、寒さも厳しかったわけですが、先週からは大変暖かい日が続いており、すっかり春の陽気となってまいりました。また、先ごろは第21回冬季オリンピックがカナダのバンクーバーで開催され、各国の選手や日本の選手の活躍に感銘を受け、大いに刺激をいただいたところでもございます。

一方で、国内の経済情勢は、昨年度及び今年度の国の経済対策効果などによりまして、若干の持ち直し傾向ではございますが、まだまだ景気の底支えが必要な状況が続いているところでもございます。

国におきましては、さらなる緊急経済対策として、平成21年度の第2次補正予算が本年1月28日に成立し、各市町村には地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることとなりました。

本市におきまして、1億5,311万7,000円が交付される見込みでございましたことか

ら、本年2月8日の平成22年第1回臨時会におきまして、この交付金を積極的に活用して、市道等各路線の舗装工事、また、高富中央公民館の外壁等の改修工事など、後年度に予定しておりました事業を前倒しして実施するため、山県市一般会計補正予算（第8号）を議決していただいたところでございます。今後は、これらの事業を着実に実施してまいりたいと考えております。

さて、本年度は、これまでに順次進めてまいりました大型事業がおおむね完了してまいります。昨年12月には美山中学校の校舎が完成し、3学期からは新しい教室で授業が始まっております。また、長年の懸案となっておりました新クリーンセンターが4月から本格稼働することとなりました。ようやく、みずからが排出したごみはみずからで処理するとともに、下水道やし尿の汚泥につきましても焼却処理できる体制を本市内で整えられたことや、灰の溶融処理により最終処分場の延命が図れることに関しましても、大変安堵しているところでございます。

昨年度から進めてまいりました西武芸小学校改築事業につきましては、3月に完成をいたします。西武芸小学校、富波小学校及び乾小学校を統合し、4月からは美山小学校として新たな歴史を歩むこととなりますが、児童の皆さんには、新たな環境の中で、新たな友達とともに、勉強や運動を頑張りたいと考えておるところでございます。

高富児童館につきましては、実質的には3月31日から旧県政資料館へ移転することとなりました。これにより児童館内が大変広くなりますので、乳幼児学級などの子育て支援教室の開催や、子育て関係機関、団体との連携により、事業の展開等子育て支援事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。これまでの高富児童館の跡地は、高富保育園の通園者の利便性の向上を図るために、駐車場として整備することとしております。

また、東海環状自動車道の山県市内の用地買収が開始されたことに合わせまして、本市内におきますインフラ整備は順調に進んでいるものと考えている次第でございます。

なお、3月25日にはクリーンセンターの竣工式、3月28日には山県市消防団入退団式、3月31日には高富児童館開館式、4月7日には美山小学校開校式をそれぞれとり行いますので、議員の皆様におかれましては、年度末、また、年度初めの慌ただしい時期ではございますが、御出席を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日提案いたしております議案は、報告案件2件、専決処分案件1件、人事案件6件、条例案件15件、予算案件13件、その他の案件1件の、計38案件でございます。

それでは、ただいま上程されました7案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につ

きましては、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税基準につきまして、上場株式等の配当所得に関し、特例を定める改正等の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年2月10日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議第2号から議第5号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、西深瀬104番地にお住まいの尾関千代子氏、洞田389番地5にお住まいの桐山五十鈴氏、大桑2825番地1にお住まいの西村純子氏、梅原180番地にお住まいの桐山綾子氏の4名を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。任期は3年でございます。この4名の方々は、人権擁護の重要性を認識され、住民の信頼も厚く、人格見識ともに適任と思われるので、推薦しようとするものでございます。

次に、議第6号 山県市公平委員会委員の選任同意につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、藤倉639番地6にお住まいの上野敏信氏を公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。任期は4年でございます。上野氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関しても識見を有しておられ、適任と思われるので、選任しようとするものでございます。

次に、議第7号 山県市教育委員会委員の任命同意につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、高富2201番地の1にお住まいの藤岡 功氏を教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。任期は4年でございます。藤岡氏は、平成13年度に高富町・伊自良村・美山町合併協議会の委員、平成15年度には第1次山県市総合計画審議会委員として委嘱され、本市の行政発展に御尽力をいただいた経験もあり、また、責任感が強く、公平で誠実な人柄であり、適任と思われるので、任命しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な決定をいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（後藤利丸君） 御苦労さまでした。

---

### 日程第13 質疑

議長（後藤利丸君） 日程第13、これより承第2号から議第7号までの7議案の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、承第2号から議第7号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承第2号から議第7号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、承第2号から議第7号までは委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

#### 日程第14 討論

議長（後藤利元君） 日程第14、これより承第2号から議第7号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、承第2号から議第7号までの討論を終結します。

---

#### 日程第15 採決

議長（後藤利元君） 日程第15、ただいまから、採決を行います。

承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利彦君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

議第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利彦君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

議第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利彦君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

議第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利彦君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

議第6号 山県市公平委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利彦君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議第7号 山県市教育委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利彦君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第16 議第8号から日程第44 議第36号まで

議長（後藤利彦君） 日程第16、議第8号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第17、議第9号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第10号

山口市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第11号 山口市基金条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第12号 山口市教育センター設置条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第13号 山口市公民館条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第14号 山口市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第23、議第15号 山口市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第16号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第17号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第26、議第18号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第19号 山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について、日程第28、議第20号 山口市食育推進会議条例について、日程第29、議第21号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第30、議第22号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第31、議第23号 平成21年度山口市一般会計補正予算（第9号）、日程第32、議第24号 平成21年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第33、議第25号 平成21年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第34、議第26号 平成22年度山口市一般会計予算、日程第35、議第27号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計予算、日程第36、議第28号 平成22年度山口市老人保健特別会計予算、日程第37、議第29号 平成22年度山口市介護保険特別会計予算、日程第38、議第30号 平成22年度山口市後期高齢者医療特別会計予算、日程第39、議第31号 平成22年度山口市簡易水道事業特別会計予算、日程第40、議第32号 平成22年度山口市農業集落排水事業特別会計予算、日程第41、議第33号 平成22年度山口市公共下水道事業特別会計予算、日程第42、議第34号 平成22年度山口市高富財産区特別会計予算、日程第43、議第35号 平成22年度山口市水道事業会計予算、日程第44、議第36号 市道路線の認定について、以上29議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） ただいまは、専決処分案件、人事案件につきまして議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

それでは、引き続き、平成22年度当初予算を初め、条例などにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、私の基本的な施政方針について若干述べさせていただきたいと思います。

まず初めに、最近の国の動向につきましての思いを申し上げたいと存じます。

昨年9月に新たな政権が誕生いたしまして、国民のため、地方のためにどのような政策を実行されるかを見守ってまいりましたところ、この半年間に限って申し上げますならば、子ども手当の財源を地方に求めたり、あるいは地方交付税を事業仕分けの対象とされるなど、必ずしも地方の側に立った政策を打ち出されているとは考えにくい状況でもございます。

また、国の予算における国債の発行のみならず、地方財政計画を見ましても、後年度に負担を先送りする臨時財政対策債の大幅な増など、私たちの子供や孫の世代に膨大な借金を回すことが行われようとしていることは、大変残念なことでもございます。最近になりまして、ようやく国において消費税を含めた税制全般の本格的な議論に入る考えを表明されたところでもございますし、そういった点をお聞きしておるところでもございますが、我が国の10年、20年後の社会保障制度などをどのようにしていくのかについて真剣に議論した上で、それに見合った税制などを整えていく時期に来ているのではないかと考えておるところでもございます。

さて、内閣府の2月の月例経済報告によりますと、我が国の経済状況は、景気は持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあることなど、依然として厳しい状況にあるとのことであり、引き続き厳しい状況が続いておるところでもございます。

平成22年度におきましては、景気の後退等に伴い、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が落ち込む中で、生活保護や医療関係費などの社会保障経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足が大幅に拡大するものと見込まれます。岐阜県におきましても、市町村や各種団体への補助金見直しが行われ、市町村にとりましても、ますます財源不足が深刻な状況になっておるところでもございます。

このような状況の中で、平成22年度当初予算の編成に当たりましては、本市の財政状況を十分認識した上で、全職員が一丸となって健全な財政運営を図っていくための取り組みをより一層進めることとしたところでもございます。新規事業といたしましては、特に子育て、安全・安心、環境、教育に配慮したところでもございます。

ふるさと応援寄附金につきましては、平成21年4月から12月までの間に8名の方から合計約111万円の御寄附をいただきました。まことにありがとうございます。この御寄附につきましては、御指定をいただきました各種事業において、それぞれ有効活用をさせていただきます。

平成17年度から実施してまいりました第1次山県市総合計画、前期の基本計画は、平成21年度が最終年度となりました。これまでに、6つの基本方針のもと、376の施策を掲

げ、さまざまな事業を実施してまいりました。

具体的には、ごみの減量化・リサイクルの推進では、クリーンセンターの整備を進めまして、今年度に完成いたしました。学校教育の推進では、教育環境整備の一環としまして、美山中学校の改築事業等が完了し、また、教職員用パソコンの導入も図ったところでございます。防災対策の充実では、学校施設の耐震補強工事につきましては、平成22年度に予算計上させていただいております富岡・いわ桜小学校の耐震補強工事、平成23年度に予定しております梅原・大桑小学校の耐震補強工事が完成しますと、すべての学校施設で完了いたします。また、その他の事業につきましては、おおむね順調に計画が実行できたものと考えております。

平成22年度は、新たに後期基本計画のスタートとなりますが、市民の皆様と行政が互いに協力し、知恵を出し合う協働の視点を持って、安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりを推進してまいります。

平成17年度から実施してまいりました第2次山県市行政改革大綱実施計画につきましては、平成21年度が最終年度となりました。第2次行政改革におきましては、大幅な経費節減や職員削減を進めてまいりましたが、おおむね順調に実行できたものと考えております。

具体的に申し上げるならば、職員数につきましては、保育士や消防士などの専門職を除いて退職者の原則不補充や勤奨退職制度の利用促進により、平成15年度の当初の433人を平成21年度末では355人と、78人、約18%を削減いたしました。経費につきましても、平成20年度末までの実績で約9億6,000万円を削減いたしました。

平成22年度からは、第3次山県市行政改革大綱実施計画により、引き続き行財政改革を推進してまいります。限られた財源の中ではございますが、市民サービスを低下させることがないよう、市民の皆様が安心して暮らしていただける住みよいまちづくり、住みよい地域づくりに向け、簡素で効率的な行財政運営に努めてまいり所存でございます。

それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明申し上げます。

資料ナンバー5、議第26号から議第35号で提案いたしております平成22年度における一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算の概要を御説明申し上げます。

平成22年度当初予算額は、一般会計122億8,000万円、特別会計75億9,783万7,000円、企業会計4億7,123万5,000円。全会計を含めると、予算総額は203億4,907万2,000円で、対前年度比約12.3%の減でございます。

一般会計につきましては、前年度に対しまして33億9,000万円の減額となっております。子ども手当や生活保護費などの義務的経費が増加したものの、クリーンセンター整備事

業や美山中学校改築事業などが完了したことにより、対前年度比が約21.6%の大幅減となっております。

特別会計におきましては、国民健康保険特別会計では、医療給付費の増加により2億673万7,000円の増額、対前年度比約6.3%の増、老人保健特別会計では、平成20年度から後期高齢者医療制度へ移行しましたことによりまして、671万2,000円の減額、対前年度比約95.7%の減、介護保険特別会計では、介護サービス利用者の増加により2億500万円の増額、対前年度比約10.8%の増、後期高齢者医療特別会計では4,859万2,000円の増額、対前年度比約21.4%の増、公共下水道事業特別会計では、管渠整備事業や公債費の増加により4,250万円の増額、対前年度比約3.9%の増、特別会計全体では5億10万3,000円の増額で、対前年度比約7%の増となっております。

また、水道事業会計におきましては、施設改良費の増加などによりまして、3,766万5,000円の増額、対前年度比約8.7%の増となっております。

次に、平成22年度における予算財源の措置について御説明を申し上げます。

まず、市税につきましては、昨今の景気状況を反映して、個人市民税では約10.6%減、法人市民税では約12.9%の減、固定資産税では土地、家屋分は減少しているものの、償却資産が増加していることから若干増加しており、市税総額では、前年度に対して約4.1%減の29億9,195万2,000円を見込んでおります。

また、地方交付税につきましては、普通交付税で地方再生対策費や合併特例債等の交付税措置を加味して算出し、前年度と同額の41億8,000万円を見込んでおります。国庫支出金につきましては、平成22年度から開始します子ども手当に係る負担金や障害者自立支援給付金、富岡・いわ桜小学校耐震補強工事に係る公立学校整備費補助金がございますものの、クリーンセンター建設事業などの大型事業が完了したことによりまして、約53.9%減の7億5,658万9,000円を計上いたしております。

県支出金につきましては、緊急雇用創出補助金やぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金、国勢調査に係る統計調査費委託金などで約10%増の7億3,478万5,000円を計上いたしております。

次に、市債につきましては、合併特例債を1億7,820万円、臨時財政対策債を10億7,840万円など、総額で前年度から約65.7%減の12億6,970万円を予算計上しております。

また、基金繰入金につきましては、財政調整基金では1億2,947万5,000円、減債基金では2億2,000万円、魅力あるまちづくり基金では4億円、消防施設整備基金では2,682万6,000円、ふるさと応援基金では110万8,000円、新たに創設します地域活性化・公共投資基金では1億15万円の、合計8億7,755万9,000円を予算化いたしております。

以下、第1次山県市総合計画の基本構想に掲げてあります6つの柱に基づきまして、平成22年度の主な施策について述べさせていただきます。

最初に、健やかで安らかなまちづくりについてでございます。

保健事業につきましては、山県市健康増進計画健康山県21前期基本計画の最終年度となりますことから、健康山県21推進会議に諮り、後期基本計画の策定を行うとともに、健康意識の啓発、健康づくりの活動を担う市民団体の育成に努め、健康づくりを進めてまいります。

各種健康診査事業につきましては、市民の皆様の利便性を図り、受診率の向上を図るため、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診と特定健診を同日実施することといたしております。また、妊婦一般健診につきましては、基本健診14回分を全額公費負担としており、さらに女性特有のがん検診推進事業を引き続き実施してまいります。

また、新規事業の自殺対策事業につきましては、アンケート調査等を行い、自殺対策の施策に反映させてまいりたいと考えております。

福祉事業につきましては、地域福祉推進計画を着実に推進するため、市社会福祉協議会や市民会議と連携し、分野ごとの具体的施策につきまして取り組み、地域福祉のまちづくりを進めてまいります。

次世代育成支援計画につきましては、山県市次世代育成支援行動計画に基づき、子育てに関する情報を広く伝えるための子育て支援マップを作成するとともに、安心して子供を産み育てる環境づくりといたしまして、保護者の皆様からニーズの高い一時保育や放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業を引き続き実施してまいります。特に、高富児童館が旧県政資料館に移設、リニューアルし、NPO法人や各種団体との連携を図り、多世代交流型児童館を目指してまいります。また、病児・病後児保育に関しましても、事業の広域での実施に向けて負担金を予算計上いたしております。

少子化対策の一環といたしましては、新たにゼロ歳から中学3年までを対象とします子ども手当給付事業を実施するとともに、第3子以降の出産に対しましての出産お祝い金を支給する事業を引き続き実施してまいります。

お年寄りの活動促進のために、いきいき推進券配付事業は、77歳以上の方を対象に、1人当たり3,000円の配付を引き続き実施してまいります。

障がいを持った方にも優しいまちづくりの一環としまして、山県市障がい者計画に基づき、総合体育館のトイレの改修等を実施してまいります。

また、防災対策につきましては、北消防署の高規格救急車を更新し、車載備品の充実を図ります。また、木造住宅に対する耐震診断は、希望者に対し個人負担なしで実施し、

耐震補強工事につきましても補助を引き続き実施してまいります。

2つ目は、便利で快適なまちづくりについてでございます。

総合交通体系の整備につきましては、東海環状自動車道の調査測量が行われ、東深瀬地内では既に用地買収が進んでおります。東海環状自動車道の（仮称）山県インターチェンジは、本市の玄関口の1つとなることから、早期実現に向けて、引き続き国に働きかけてまいります。

さらに、国道256号、国道418号及び主要地方道関・本巢線、岐阜・美山線を初めとする県道の整備につきましても、国及び県へ強く働きかけてまいります。

市道等の整備につきましては、地元要望の路線17路線を含む道路改良を予定しております。また、国道256号バイパス工事の北進に伴い、市道13098号線道路改良工事を平成22年度までに完了いたす予定でございます。

橋梁につきましては、橋長15メートル以上の老朽橋の点検診断調査を今年度に引き続き実施してまいります。

また、自主運行バスにつきましては、市民の大切な交通手段となっておりますので、今年度は1路線を追加し、現在は6路線を運行しております。今後とも利用者の利用状況等を把握しながら検討を進めてまいります。

上水道、簡易水道事業につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、安定的な経営の維持・確保、計画的な施設整備などのため、水道ビジョンを策定いたします。

地域情報化につきましては、市内全域にテレビの再送信及び自主番組放送のほか、インターネット事業を実施しておりますが、年々加入者も増加しております。こうしたことから、今年度は基本回線を150メガバイトに対応できるよう整備を行ったところでございますが、改善状況を踏まえながら、さらに対応を図ってまいります。また、IP電話の活用促進につきましても、引き続き積極的に推進してまいります。

3つ目は、豊かで美しい自然を守るまちづくりについてでございます。

環境問題につきましては、地球温暖化などの地球規模のものから、市民生活に密着したものに至るまで、多種多様でございます。自然環境や生活環境等、環境問題に対する関心も年々高まってきているところでもございます。国におきましては、エコポイントやエコカー減税などの政策を推進しておられます。本市におきましても、平成21年度から創設しました住宅用太陽光発電システム設置事業の補助金の枠を50戸分に拡充いたし、太陽光発電設備の普及を促進してまいります。

また、クリーンセンターが今年度完成し、いよいよ4月から本格稼働することから、安全、適正に運転管理を行うための委託料、また、乾電池や蛍光管を適切に処理するた

めの委託料等を新たに予算化しており、今後におきましても、ごみの分別、リサイクルを促進してまいります。

公共下水道事業につきましては、第1期整備区域が平成20年4月に供用を開始し、第2期整備区域の一部が平成21年4月から供用を開始し、今年度は地域活性化・公共投資臨時交付金を活用して、計画を前倒しして推進してまいりました。供用開始となった地域の方々の早期加入及び接続を促進するとともに、公共施設の公共下水道への接続も順次進めてまいりたいと考えております。

本市におきましても、8割以上の面積を森林が占めておりますが、これは貴重な財産でもございます。これを活用し、子孫のためにも大切にしていかなければなりません。国、県におきましても、森林整備を推進し、森林を保全することについては、水源の涵養や豊かな海づくり、地球温暖化防止等にもつながることから、健全で豊かな森林づくりは重点施策として取り組みがなされているところでございます。そうしたことから、育林推進事業や条件不利森林公的整備緊急特別対策事業、間伐材利用促進事業など、森林整備を積極的に進めてまいります。

次に、4つ目は、活力あふれる産業のまちづくりについてでございます。

農業の生産性を高めるため、基盤整備促進事業としまして、用排水施設等の土地改良施設の整備を引き続き行ってまいります。また、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援するため、農地・水・環境保全向上活動事業の取り組みを一層推進してまいります。また、農山村女性グループが県農林水産物を活用した新商品を開発及び販売促進を図るための活動、農山村女性チャレンジ支援事業を支援してまいります。

畜産振興につきましては、八工対策薬剤購入に対しても引き続き助成措置を行ってまいります。

商工会等を核としました地場産業の育成に努め、引き続き小口融資等による商工業者を支援してまいります。また、引き続き、緊急雇用対策としまして、非正規労働者や中高年齢者等の一時的な雇用、就業機会を提供する緊急雇用創出事業を拡充してまいります。企業誘致につきましては、企業誘致推進室を中心に積極的に取り組んできたところであり、引き続き工場等の設置者に対して企業立地奨励金の助成措置を実施してまいります。

美山北部地域の活性化を目指し、地域住民が核となって計画しておられます手業を支援するとともに、全市域での活性化を図るため、ふるさと栗まつりを本市の祭りとして位置づけ、従来から開催されておる各地域でのイベント事業につきましても、それぞれ支援

をしてまいります。

5つ目は、豊かな心と文化を育てるまちづくりについてでございます。

山県市教育振興基本計画に基づき、学校教育の充実及び生涯学習、スポーツや芸術文化の環境づくりを引き続き推進してまいります。

学校教育につきましては、学ぶ意味や喜びを味わう学習づくり、児童・生徒のよさを生み出す環境づくり、信頼に満ちた安心・安全な学校づくりを大きな柱として取り組んでまいります。学習指導方法の工夫改善の推進を図るため、学力ステップアップ事業に取り組んでまいります。また、ふるさとの伝統や地域性を生かした特色ある教育の充実を目指し、山県ふるさと体験事業を実施してまいります。

学校施設整備では、美山中学校が今年度完成し、西武芸小学校耐震補強及び大規模改修も完了することになりました。これまで計画的に進めてまいりました学校施設の耐震補強工事につきましては、平成22年度には富岡・いわ桜小学校の耐震補強工事と梅原・大桑小学校の耐震設計を行い、平成23年度には残りの耐震工事を終えますと、すべての学校施設の耐震補強工事が完成する見込みでもございます。

わかる授業、心の教育を進めるために、各種相談員を引き続き配置するとともに、学校サポート体制の充実を図るため、学習支援員等につきましても引き続き配置してまいります。

また、西武芸・富波・乾小学校の3校を統合して本年4月から美山小学校として歩み出しますが、この統合後におきましても、児童が安心して通学できるよう、スクールバス業務委託等も新たに開始してまいります。

生涯学習につきましては、3つの中央公民館のほか、12のすべての地区公民館を拠点として、生涯学習講座や学習発表会、公民館施設の提供など、地域づくり、人づくりの場として大いに活用してまいります。

公民館は緊急避難所ともなっていることから耐震補強などを計画的に進める必要がございますので、平成21年度は高富中央公民館の1、2階及び伊自良中央公民館の耐震補強工事に取りかかっているところでございますが、平成22年度につきましては、高富中央公民館の3、4階の耐震補強工事等を行い、安心・安全な施設としてまいります。

山県市総合運動場施設の管理運営につきましては、引き続きNPO法人高富スポーツクラブを指定管理者として、市民サービスの向上と経費の削減を図ってまいります。なお、市民サービス向上の観点などから、施設の利用状況がインターネットで確認でき、施設予約も可能な社会体育施設の施設利用予約管理システムを導入してまいります。

ぎふ清流国体の開催につきましては、馬術競技場の施設設計と競技場の整備工事を始

めてまいります。

文化の振興につきましては、文化の里古田紹欽記念館、花咲きホールを拠点としまして、山県市民参加の花咲きコンサートや地域の文化、芸術活動支援事業など、花咲きホールボランティアの皆さんとともに推進を図ってまいります。

最後に、新しい未来を創るまちづくりについてでございます。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女がお互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、社会的に権利が保障されて、一人一人が個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて推進を図るとともに、次期男女共同参画プラン策定のためのアンケート調査等も実施してまいります。

よりよいまちづくりを推進するためには、市民の皆様と行政とがともに役割を担いながら進める協働型のまちづくりを進めることが重要でございます。このため、個人や団体等が公園や道路などの公共施設の清掃や美化活動を実施する、まち美化パートナー制度の取り組みを引き続き推進してまいります。

また、国際交流事業につきましては、友好関係都市でありますアメリカ・フローレンス市との交流を引き続き実施してまいります。

税の収納率向上と市民サービス向上のため、平成23年度からコンビニ収納を開始する予定でございますので、そのためのシステム構築事業を実施してまいります。

健全な財政運営を推進していくために、引き続き行財政改革について積極的に取り組んでまいります。

山県市総合計画の基本理念、安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりに向けて新年度も懸命に取り組んでまいり所存でございますので、どうか議員の皆様には格別の御支援、また、市民の皆さんにおかれましても格別の御支援をいただきますよう、切にお願い申し上げます。

以上、平成22年度当初予算の概要について御説明を申し上げます。

それでは、当初予算以外の案件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議第8号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法等が一部改正され、平成22年4月1日から施行されることに伴いまして、時間外労働の割増賃金率等に関し、国に準じた所要の措置を講ずるため、山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山県市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第9号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、保育園の内科医、保育園の歯科医、退職手当審査会委

員、児童厚生施設運営協力委員会委員、食育推進会議委員及び健康山県21推進委員会委員を追加し、老人保健福祉計画策定委員会を高齢者福祉計画策定委員会に変更し、分館長を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第10号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の旅費に関して、海外旅行期間が長期となる場合を除きまして支度料を原則不支給とされましたので、本市におきましても支度料を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第11号 山県市基金条例の一部を改正する条例につきましては、本年度に国から交付されます地域活性化・公共投資臨時交付金の一部を平成22年度以降の事業に活用することができるよう基金として積み立てるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第12号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例につきましては、平成21年度をもって閉校といたします富波小学校の校舎へ教育センターを移すため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第13号 山県市公民館条例の一部を改正する条例につきましては、いわ桜公民館の各分館を、活動に重点を置いたわかりやすい組織に見直した公民館とするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第14号 山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、伝染病予防法が廃止されたことに伴いまして、字句を訂正するため、山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例及び山県市文化の里花咲きホールの設置に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第15号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、北山交流センターの日帰りの使用料を新たに設定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第16号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成21年度をもって閉校となります富波小学校及び乾小学校の運動場及び体育館を山県市体育施設として利用していくため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議第17号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の一部改正に伴いまして、字句を整理するため、山県市保育所の設置及び管理に関する条例及び山県市保育の実施に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、高富児童館の移転に伴います位置の変更及び施設の有効活用を図るため、施設の使用に関する規定について、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第19号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の障害者福祉制度に関しまして、市町村民税非課税の低所得者等に係る福祉サービス等の利用者負担を平成22年度から無料とすることを決定されましたので、これに伴いまして、障害者地域生活支援事業の自己負担上限額につきましても無料とし、20歳未満の施設等への入所者に係る利用者負担の月額限度額を9,300円としようとするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第20号 山県市食育推進会議条例につきましては、食育基本法第33条第1項の規定に基づき、山県市食育推進会議を設置するため、条例を制定するものでございます。

次に、議第21号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、岩佐地内に整備いたしました山県市にしむげ公園を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第22号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、消防法等の一部改正などに伴い、引用条項等を整理するため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、補正予算の説明に移らせていただきます。

資料ナンバー4、議第23号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額から1億6,404万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を170億4,616万4,000円とするものでございます。

まず、繰越明許費補正につきましては、子ども手当を支給するために導入するシステム開発に日数を要するため、事業費を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業につきましても、4月以降にも接種が予想されることから、接種費助成金を繰り越そうとするものでございます。

次に、Jアラート改修事業につきましては、国からの指導もございまして、システム開発費用を増額することとなりましたので、予算を補正するとともに、事業費を繰り越そうとするものでございます。

教育費の太陽光発電設備設置事業、理科教育振興備品購入事業及び高富中学校体育館耐震補強事業につきましては、公立学校施設整備費補助金及び理科教育設備整備費等補助金等の内示や交付決定が当初の予定よりおくれたことによりまして、年度内の完成が

困難となりましたので、翌年度に繰り越そうとするものでございます。

歳出につきましては、経費節減と入札により請負差金等を減額するほか、増額補正につきましては、勸奨退職者等に係る特別負担金の増に伴う退職手当組合負担金1,621万1,000円、例規集更新に伴う費用として消耗品費と委託料合わせて172万1,000円、ふるさと応援基金積立金110万8,000円、地域活性化・公共投資臨時交付金の基金積立金1億円、料金収入が減少したことなどによります自主運行バス補助金571万4,000円、障がい者自立支援のための扶助費1,394万円、後期高齢者保険基盤安定繰出金120万9,000円、子ども手当システム開発及び導入電算委託料141万6,000円、Jアラート改修の追加工事分34万8,000円、乾小学校の廃校に伴う地方債の繰り上げ償還金の322万7,000円等を計上いたしております。

歳入につきましては、決算見込みによる交付金等の補正と事業の確定等に伴う補正でございますが、増減の主なものは、公立学校施設整備費負担金、公立学校施設整備費補助金及び地域活性化・公共投資臨時交付金の増額、子育て応援特別手当交付金の減額等により国庫支出金が1億7,759万1,000円の増額補正となり、県支出金につきましては、事業費の確定や財源の更正などによりまして1,439万7,000円の増額補正となり、市債につきましては、辺地対策事業、過疎対策事業及び合併特例事業の借入額を1億6,130万円減額しております。

なお、歳出の減額が多くございましたので、財政調整基金繰入金を2億3,266万9,000円減額いたしております。

続きまして、議第24号 平成21年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に276万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を2億2,987万3,000円とするものでございます。

歳出の増額につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金276万5,000円を計上いたしております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の特別徴収が減少し、普通徴収が増加したことに伴いまして、特別徴収保険料2,508万1,000円を減額し、普通徴収保険料を2,663万7,000円増額しており、合計では155万6,000円の保険料収入の増額を計上いたしております。なお不足する額は、一般会計からの保険基盤安定繰入金として120万9,000円を計上いたしております。

続きまして、議第25号 平成21年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、繰越明許費の追加をお願いいたしておるものでございます。

繰越明許費につきましては、高富浄化センターの凝集剤添加施設工事を下水道事業団

に委託しておりましたが、年度内の完了が困難となりましたので、事業遅延分の事業費を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー 1、議第36号 市道路線の認定につきましては、道路台帳の精査に伴い、市道梅原185号線及び市道東深瀬157号線を認定しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（後藤利丸君） 御苦労さまでした。

---

議長（後藤利丸君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あす3日より9日までの7日間、休会としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、あす3日より9日までの7日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、10日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時18分散会

平成22年 3月10日

# 山口市議会定例会会議録

( 第 2 号 )

## 山県市議会定例会会議録

第2号 3月10日(月曜日)

---

議事日程 第2号 平成22年3月10日

日程第1 質 疑

- 報第1号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 議第8号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市食育推進会議条例について
- 議第21号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて

- 議第23号 平成21年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第24号 平成21年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第25号 平成21年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 平成22年度山口市一般会計予算
- 議第27号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 平成22年度山口市老人保健特別会計予算
- 議第29号 平成22年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第30号 平成22年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第31号 平成22年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第32号 平成22年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第33号 平成22年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第34号 平成22年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第35号 平成22年度山口市水道事業会計予算
- 議第36号 市道路線の認定について

## 日程第2 委員会付託

- 議第8号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山口市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山口市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第15号 山口市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する

	条例について
議第18号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第19号	山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	山県市食育推進会議条例について
議第21号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第22号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第23号	平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第24号	平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第25号	平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第26号	平成22年度山県市一般会計予算
議第27号	平成22年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第28号	平成22年度山県市老人保健特別会計予算
議第29号	平成22年度山県市介護保険特別会計予算
議第30号	平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第31号	平成22年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第32号	平成22年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第33号	平成22年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第34号	平成22年度山県市高富財産区特別会計予算
議第35号	平成22年度山県市水道事業会計予算
議第36号	市道路線の認定について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

報第1号	山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
議第8号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
議第9号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第10号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市食育推進会議条例について
- 議第21号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第24号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第25号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 平成22年度山県市一般会計予算
- 議第27号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 平成22年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第29号 平成22年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第30号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第31号 平成22年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第32号 平成22年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

- 議第33号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第34号 平成22年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第35号 平成22年度山県市水道事業会計予算
- 議第36号 市道路線の認定について

日程第2 委員会付託

- 議第8号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市食育推進会議条例について
- 議第21号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）

議第24号	平成21年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第25号	平成21年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第26号	平成22年度山口市一般会計予算
議第27号	平成22年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第28号	平成22年度山口市老人保健特別会計予算
議第29号	平成22年度山口市介護保険特別会計予算
議第30号	平成22年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第31号	平成22年度山口市簡易水道事業特別会計予算
議第32号	平成22年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第33号	平成22年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第34号	平成22年度山口市高富財産区特別会計予算
議第35号	平成22年度山口市水道事業会計予算
議第36号	市道路線の認定について

---

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	船戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君

会計管理者 山 田 利 朗 君 消 防 長 土 井 誠 司 君  
総務部次長 城戸脇 研 一 君

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 梅 田 修 一 書 記 上 野 達 也  
書 記 林 強 臣

---

午前10時00分開議

議長（後藤利利君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 質疑

議長（後藤利利君） 日程第1、質疑。

質疑は、2日に報告されました報第1号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告についての報告案件及び2日に議題となりました議第8号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてから議第36号 市道路線の認定についてまでの29議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） それでは、質疑、3件ほどお願いしたいと思います。

まず最初に、資料ナンバー5 1ですが、当初予算の概要の14ページ、自主運行バスの補助金についてお尋ねをいたします。

この中に循環線の関係の予算が計上してございますが、この利用状況をお尋ねいたします。また、昨年11月から新しい路線に変更されました。この地区の利用状況をお尋ねいたします。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの循環線、あるいは乾線につきましての利用状況の御説明をさせていただきます。

まず、循環線につきましては、昨年度見直しを行いまして、その調査結果によりまして利用の少ない時間帯を廃止するというので、昨年度の見直しにつきましては、西回り4便と東回り4便をそれぞれ半数に減便いたしました。一部の路線とダイヤの編成も見直しまして、公平性を高めまして、美山地域の方、伊自良地域の方の皆様の高富地域への通院や買い物がしやすい時間帯という、そういった前提のもとに見直しを行ったわけでございます。

また、乾線につきましても、谷合方面へ3便と、それから柿野米野方面行きへ3便という、新しく路線を設けまして、岐北線を利用して乗り継いでいただくことで、高富地域への交通を確保しております。

昨年の11月からことしの2月までのこの4カ月間の乗降調査では、循環線が1便当た

り平均をいたしますと4.3人で、乾線が1便当たり平均をいたしますと0.9人となっております。これを10キロ当たりの乗車密度で示しますと、循環線が1.1人、乾線が0.9人でございます。

参考までに、変更前の循環線の平日の利用状況につきましては、1便当たりの利用客が平均で4.4人、10キロ当たりの乗車密度は1.1人ございました。

この循環線の利用状況について申しますと、変更前と変更後では変化がなかったということがこの数字にあらわれております。これは、バスを利用される方の絶対数が限られることから、ダイヤの編成ですとか路線の変更を行っても、実質的には利用客の増員にはつながっていないということが現在の状況でございます。

議長（後藤利丸君） 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） 大変利用者が少ないという中の運行ということでございます。頭からの赤字運営ということでありますが、大変財政事情も厳しい中でございます。この事業を今後どのように考えられているのかお伺いをいたします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） この自主運行バスといいますのは、採算だけでは考えられないものでございまして、高齢者の方の足の確保ですとか、地域の方の交通の足の確保ということが大前提でございまして、そういった点を踏まえながら、特にこの循環線とか乾線とか利用の少ない状況のところにつきましては、この計画の当初も当分の間という試行的な運行ということもございましたので、そういったことを総合的にとらえながら今後検討してまいりたいということを考えております。

議長（後藤利丸君） 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） よくわかりました。

それでは、次の質問に移ります。

資料1の21ページ、議第12号、この教育センターの設置条例の一部改正でございますけど、4月1日からセンターの位置が現在の富波小学校に変更されますが、この事業内容について、従来と何ら変わらないのか、また、何か真新しい事業の展開が図られているのか、その辺をお尋ねいたします。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 教育センターの件につきましてお答えします。

教育センターの業務につきましては、従来教職員の研修及び研究調査、社会教育関係指導者の研修、児童・生徒及び保護者に対する教育相談活動、児童・生徒の夏休みの作品の相談、展示、表彰等が主な事業でございます。

今後、教育センターの移転に伴いまして、新規事業の拡大等につきましては、1点目としまして、研究物や資料の保管スペースにゆとりができるため、1カ所に集中、活用ができ、教職員等の研修、研究調査がより充実されるということでございます。

2点目としまして、教育相談につきまして、従来行っておりませんでしたけれども、電話等での相談窓口を新たに設置しまして、充実、拡大を図ってまいりたいと思っております。

3点目としまして、児童・生徒の夏休みの作品でございますけれども、これを新しい教育センターのほうで常設的に展示を行い、市民の皆様自由に見ていただきたいということをおもっております。

4点目としまして、現在3中学校区に分かれております山県市学校支援地域本部を教育センター内に置きまして、教育活動の支援の充実を図ってまいりたいと思っております。

最後に、今回閉校します3校を初めとしまして、過去にも閉校した学校の校旗とか写真とか、思い出に残るもの等の各学校ごとのブースをつくりまして、保管、展示をしていく予定にしております。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） いろいろ充実が図られているようでございますけど、この事業の市民へのPR、これはどのような形で、広報等に載せていかれるんだと思いますが、その辺、お尋ねいたします。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

広報及びホームページに掲載をしまして、PRしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） それでは、最後の質問に移ります。

資料1の15ページ、前後いたしますが、議第15号、地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございますけど、この施設の利用状況についてお尋ねをいたします。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 交流センターの利用状況についてお答えをします。

今回の条例では日帰りの料金が設定しておりませんでしたので、その料金の設定をす

るといふこととございます。

今までの利用状況につきましては、平成18年度が986人、平成19年度が1,803人。1,803人のうちでは、外国人の利用者が1,390人みえます。それから、20年度につきましては419人、21年度につきましては632人という利用状況とございます。

以上とございます。

議長（後藤利丸君） 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） それで、今回条例改正で日帰り客の料金の部分と加えられましたが、これは利用者への影響があるかと思ひますが、このところをどのように考えられているのかお尋ねいたします。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 利用料の件とございますけれども、現在は宿泊者のみの使用料の徴収規定で、日帰りの利用者の規定はなく無料とございました。しかし、日帰り利用につきましても食堂などの部屋とか体育館の利用とございますし、電気、ガス、水道等、また、管理人の人件費も必要といふこととで、今回の条例改正をお願いしたわけとございますけれども、日帰りの方につきましては、市内のスポ少の団体の方とか幼稚園とか一般の企業の方等とございますして、この設置条例につきましてもは減免・免除規定もございますので、市内の児童・生徒の利用等につきましてもは免除といふこととになっておりますので、市内の利用者については影響はないかと思ひます。

以上とございます。

議長（後藤利丸君） 田垣隆司君の質疑を終わります。

通告順位2番、石神 真君。

2番（石神 真君） 通告に従って質疑を行わせていただきますが、山県市予算書の議第26号 平成22年度山県市一般会計予算の140ページ、教育総務費の中の委託料で教育センター改修設計委託料246万8,000円とありますが、また、その下に工事請負費としてセンター各種工事59万8,000円、センター改修工事485万5,000円、合計545万3,000円となっておりますが、その予算書の内容が少しわかりにくく、これで見ると工事費の約半分が委託料のように見えるのがちょっと不思議とございますして、その点について、設計委託料に関する予算の組み立てについてお伺ひしたいのと、また、この予算書の中の工事費については設計委託料と切り離して見るものなのか、また、切り離して見るものであれば、その工事費の内容についてもお伺ひしたいと思ひます。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 教育センターの改修工事について御説明申し上げ

ます。

教育センターの改修工事につきましては、485万5,000円というふうで上がっております。485万5,000円の内容につきましては、現在富波小学校のランチルームを教職員及び社会教育団体の研修室として利用するため、エアコンの設置費用として346万2,000円、校章の撤去及び教育センターの銘板の設置に20万円、グラウンドの一部を研修時の駐車場として利用するため、グラウンド入り口のスロープの改修に119万3,000円の合計485万5,000でございます。

また、教育センター各種工事の59万8,000円につきましては、校庭の危険な遊具の撤去処分費用として50万円、校舎裏にございます飲料水貯水槽の修繕で9万8,000円でございます。

なお、教育センター改修設計委託料として246万8,000円が計上してございますが、これはこの工事の設計ではございませんが、学校施設から教育センターへの用途変更に伴う建築基準法、消防法等の基準に基づく改修のための実施設計委託料でございます。具体的には、用途変更に伴う法的に必要な工事、内装の制限、非常用照明、排煙設備、非常時の誘導灯、非常放送等の要るかどうかという設計業務でございます。

なお、この設計によりまして、22年度以降、必要な改修がある場合には今後補正で対応をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 石神 真君。

2番（石神 真君） ということは、この工事費に対しての設計委託料ではないということですので、そこで、もう2点ばかりお尋ねします。

この工事というのは、グラウンドの一部改修工事とありましたが、駐車場になるのは舗装などまでするのか、もし駐車場にするのであれば、今のグラウンドのどの辺まで駐車場に充てるのか、それと、この工事は今年度で全部終了するのか。それと、もう一点、改修工事の委託料のほうですけれども、これは学校施設から事務用施設に移るためなのか、それとも学校施設と今の事務的な用途というのはまた別物なのかお尋ねします。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

グラウンドの舗装に関しましては、舗装は今回見ておりません。研修時等に教職員が大勢見える場合は、グラウンドの半分まではいかないと思いますが、そのぐらいの駐車スペースが必要かと思えます。

工事につきましては、今年度でどうかということでございますけれども、今後教育セ

ンターの運営に際しまして必要に応じて順次整備をしまして、今後センターの充実に努めてまいりたいと考えております。

用途変更につきましては、学校施設から教育センターへの用途変更ということで、一般の事務所の関係の用途変更になるかと思えます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 石神 真君。

2番（石神 真君） 一般質問のほうでも、富波小学校に関しては、私、するようになっていますが、その参考ということで今回聞かせていただきました。どうも。

終わります。

議長（後藤利丸君） 石神 真君の質疑を終わります。

通告順位3番、横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） それでは、平成22年度当初予算について、10問質疑をさせていただきます。

本日小学生の皆さんがたくさん傍聴にお見えになっておりますので、たまたま質疑の内容が子ども手当ということで、お伺いをしたいと思えます。民主党政権にかわりまして、当初は全額国庫で手当を支給するというものでありましたが、急遽、地方に一部負担という内容になりました。その辺の地方負担の内訳、それから総額3億2,276万2,000円、扶助費として3億1,922万円を計上しておりますが、その辺の内容、それから事務処理はこの中に入っているのかいないのか、その辺をお伺いいたします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 子ども手当につきましては、次世代の社会を担う子供たちの育ちを社会全体で支援するという観点から実施されるものであり、受給者、親の所得制限を設けないということでなっております。また、子供の年齢、出生順位にかかわらず、今年度に限り一律1万3,000円を支給するというもので、今国会に、10年度に限って、時限立法ということで、子ども手当の一部として現行の児童手当を支給する仕組みとして、児童手当の分を地方自治体と事業主の財源負担は残るような形となりました。

具体的に、ちょっと事例で出させていただきますと、ゼロから3歳のお子さんの場合ですと、今まで1万円が支給されておりました。被用者と被扶養者に分かれていますが、被用者というのは社会保険に加入していらっしゃる親の場合ですと、1万3,000円から1万円、これは児童手当で支給されていた3,000円分に対しては国が支給いたします。1万円に関しては従来の児童手当の内容になっていきますので、事業主に関しては10分の7、国は10分の1、県は10分の1、市が10分の1ということで、事業主が7,000円、国が1,000

円、県が1,000円、市が1,000円といった形になってきます。

国保の被用者に関しましては、同じように、1万3,000円から1万円を引いた3,000円分は国が持つこととなります。1万円のうち3分の1は国が持ち、県が3分の1、あと市が3分の1を持つといった形になってまいります。

それらの合計が、先ほど言いました約3億2,000万という数値であらわしています。事務に関しましては、子ども手当として一括した形で事務的なことはしていきたいというふうに考えております。

議長（後藤利丸君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ちょっと内容について、もう少しわかりやすく、地方が負担するお金、山県市が負担するお金は幾ら、それから事務費は幾らと、そのことを再度お聞きします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 子ども手当に関しては、基本的に国の持つすべての金額が入ることとなります。それと、あと児童手当のほうを見ていただきまして、児童手当の中で出てくる金額が市町村が持つ部分ということとなります。子ども手当という言葉一括の中で児童手当の部分が入りますので、ここに出てくる子ども手当に関しては国が負担するものだけで、名称の中で、児童手当に関しては、児童手当の部分から今言いました国と県と市の持つ部分ということで……。

議長（後藤利丸君） 暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

議長（後藤利丸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

保健福祉部長（笠原秀美君） 資料5-2に入っております子ども手当分の3億2,200万が、今言いました、それに関しては国のほうで全額持っていただきます。

それから、各種児童手当の給付費の2億1,022万7,000円のうち、国庫負担に関しては9,117万1,000円、県負担に関しては5,909万7,000円で、残った金額が市単の部分で、5,995万9,000円となります。

議長（後藤利丸君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） これ、事務費はどこかにあるのか、ここの中、3億2,276万に入っているのか、そのところを再度。

保健福祉部長（笠原秀美君） 給付費だけですので、事務費は予算書のほうに入れてお

ります。

5番（横山哲夫君） どこにあります。

保健福祉部長（笠原秀美君） 予算書の83ページに入っております。

5番（横山哲夫君） 6,620万というやつですか。

ちょっと今の83ページ、もうちょっと詳しく。

保健福祉部長（笠原秀美君） 83ページの中に、児童扶養手当、先ほど言いました子ども手当の中の児童手当の分に関しては83ページに載せておりますが、消耗品とか電算委託料等が事務費として出ておりますし、84ページの中を見ていただきまして、子ども手当の中で出ます需用費とか役務費とか委託料が事務費として計上させていただいております。

議長（後藤利丸君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 事務費でも2億を超えるというようなことであります。

次に移らせていただきます。

91ページに生活保護扶助費がありますが、今年度、大幅にふえております。3,329万8,000円ふえて9,170万という額になっておりますけど、この増額の理由、内容について御説明をお願いします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） やはり、今の経済状況による離職者の増加が扶助費の増大の大きな原因となっております。21年度当初は、23世帯で31人で予算計上させていただいておりますが、22年の今年度の予算に関しては、38世帯の50人の予測で上げさせていただいております。

主な給付の内容の中では、生活費扶助と医療費の扶助が大きく増加した内容になっております。

議長（後藤利丸君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 景気の今こういう状況の中で、自然増ということであります。私ども、いつも言うんですけども、生活保護の給付については厳正な給付を今後ともお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

97ページの健康増進事業について、今年度は前立腺がんの検診がカットされております。前年度の当初予算には18万5,000円を計上してありましたが、このカットの理由をお願いします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） こういった集団検診に関しましては、その有効性を評価していく上で国の研究班がありまして、そちらのほうで各種がん検診の有効性についての調査を行っておられました。その報告書の中を毎年確認しながら事業のほうは進めておりますが、現在行っております前立腺がんの血液検査のP S A検査というものが、がん検診の死亡率の減少傾向の有無を判断する証拠で現状ではまだ不十分であるということ、現在のところの集団検診を対象とした対象型検診としては勧められないといった報告書がございました。そのことに関しまして、公費を投入して実施することへの疑問とか、過剰の診断をさせることによる不利益なことが生じてくるということから、今回市としては検診を見合わせることにいたしました。

議長（後藤利丸君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 有効性が薄いということがありましたけれども、この前立腺がんを単独で私も毎年受けておりますけど、病院とかお医者さんでやってもらいますと相当なお金がかかるわけでありまして。私は、昨年はこの市の検診でやりましたんですけども、安くできたということもあと思います。昨年度の受診の人数は何人か、わかれば教えていただきたいと思えます。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 現在手元には書類を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） そういう有効性の問題で今年度はカットということになりましたが、来年度はぜひともまた復活をしていただきたいなというふうに思えます。

続きまして、103ページ、緊急雇用創出事業に5つの事業が上がっております。環境パトロール、観光・公共施設清掃、学校環境整備、教育センター施設整備、民俗資料整備と上がっておりますけれども、これのそれぞれの内容を教えていただきたいと思えます。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） お答えいたします。

本事業は平成21年度から実施をしているものでございまして、まず、観光・公共施設の清掃事業につきましては、市内の観光施設や公園等の公共施設の美化、また、草刈りなどの清掃業務を行っております。

続いて、環境パトロール事業でございまして、これも市内を定期的に巡回しまして、不法投棄の早期発見及びごみの回収、環境保全を図るということで行っております。

この2件につきましては、平成21年度の当初から事業を行っております。

続きまして、学校環境整備事業でございますが、市内にある小中学校、来年12校になりますが、こちらの臨時的公務員を配置するという事で、校内の清掃、樹木の管理といった事業を行うものでございます。

続きまして、教育センター施設の環境整備事業でございますが、新たに富波小学校で行われる教育センターのほうにおきましての施設の清掃、樹木の管理といったような業務を行うものでございます。

最後でございますが、民俗資料整備事業につきましては、合併する前の旧3町村での民俗資料が収集してありますので、その分類、整理、記録等を行うための業務を行うものでございます。

この2件、教育センター以外につきましては、昨年度の補正予算でお願いしまして事業を行っているものでございます。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 事業の内容は詳しく答弁されましたが、この積算根拠の人数、人夫とか単価とかということがわかればお伺いします。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） それでは、人数等についてお答えいたします。

まず、観光・公共施設でございますが、前期と後期ということで、9月いっぱいまでと10月以降でございますが、前期に6人、後期に4人でございます。それで、1日約5,500円の賃金をお支払いするというもので、そのほか草刈り機の燃料等と、また、雇用される方の社会保険等も支出いたします。

続いて、環境パトロールでございますが、前期4人、後期4人の8人でございます。こちらにつきましては、1時間1,050円という単価でお願いするものでございますし、これはシルバー人材センターのほうへ委託をいたしておるものでございます。消耗品等につきましては先ほどと同じでございます。

学校環境整備事業につきましては、前期12人、後期12人ということで、各学校へ1人ずつ配置するといったものでございまして、一応1日7時間ということで、1日5,950円の単価を予定いたしております。そのほか、学校で必要な、例えば草刈り機とか、また、その燃料等、そういったものを支出いたします。

教育センターのほうにつきましては、前期1人、後期1人ということでございます。こちらは7時間でございまして、5,950円の単価を予定いたしております。1日でございます。

最後に、民俗資料の整備事業でございますが、前期3人、後期3人でございます。こちらは1日7,350円という単価で予定をいたします。

合計一応50人ということで、そのうちの42人をハローワーク等のほうで募集をかけたまま、事業を行うものでございます。

以上でございます。

議長（後藤利汎君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

110ページの基盤整備促進事業の工事の内容であります。大桜土地改良の用排水路の改良とあります。この内容の御説明をお願いします。

議長（後藤利汎君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） それではお答えいたします。

これは、平成19年度から行っています大桜地区の用排水改良ということで、平成22年度におきましては、伊佐美地内におきまして、用水路を420メートル施工いたします。そして、水尾という地内でございますが、こちらでは排水路を150メートル行います。

最後に、一部で排水路210メートルを施工するという予定で予算を計上いたしております。

以上です。

議長（後藤利汎君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 用水路に関して、用水組合の名称はわかりますでしょうか。

議長（後藤利汎君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 申しわけありません。ちょっと調べておりませんので、後ほど回答させていただきます。

議長（後藤利汎君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） またその組合等、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、次に移ります。

112ページの野生鳥獣の被害防止助成金の内容につきまして、お伺いをいたします。

議長（後藤利汎君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） それでは、野生鳥獣被害防止助成金につきましてお答えいたします。

これは、近年、山からイノシシ、猿、クマ、ヌートリアとか、いろんな動物が出ております。これから農作物の被害を防止するために、猟友会におきまして駆除していただ

きます。例えばイノシシの場合ですと150頭、単価として1万5,000円の助成金を猟友会のほうへ交付するといった内容でございます。そのほか、カモシカが3頭の3万5,000円、猿が25頭の2万5,000円、ニホンジカは25頭で2万5,000円、クマが2頭の2万円、アナグマが5頭で5,000円、ハクビシンが20頭で5,000円、アライグマが10頭の5,000円、カラスが100羽の2,000円、ゴイサギが3羽の2,000円、ヌートリアが80頭の2,000円でございます。これを総計しますと418万6,000円という金額になります。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 野生鳥獣の捕獲の頭数をお聞きしましたが、とにかく私も一番奥に住んでおりますので、日ごろ猿とかイノシシとかをやたらに見る機会がありますし、荒らされておるのが現状であります。この頭数というのはどこでどうやって決まるのか、お答えをお願いしたいと思います。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） それぞれの被害の発生地区から、自治会長さん等から申請書を出していただきます。そこで、私どもで大体駆除期間、また、駆除する頭数等を許可いたしまして、それぞれの猟友会のほうへ駆除をお願いします。

それで、実際に駆除されますと私どものほうへそれぞれ連絡がございますので、職員が出かけまして、例えばイノシシであれば一応現場で写真を撮って確認すると。それを最終的に集計いたしまして、その頭数に対して助成をするということで、私ども産業振興課が対応できない場合は、場合によっては支所の職員の方が対応して確認をしているという状況で処理をいたしております。

議長（後藤利丸君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ということは、自治会等から申請が出て、この予定の頭数を超える申請があったら、その辺の対応はどうされるのかお聞きします。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 私どものほう、例えば今回駆除申請が出た場合に、例えばイノシシを20頭ということで決めますので、それ以上とっていただくわけには行きませんので、実際とっても申しわけありませんが、20頭だけとっていただくという許可になります。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ありがとうございます。

次、113ページの条件不利森林公的整備緊急特別対策事業の補助金ということで、前年度より30ヘクタール、ことしはふえたわけではありますが、750万上げたその内容をお聞きいたします。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） この条件不利森林公的整備でございますが、これは、長期間整備されていない森林とか、場所的に入りにくいような、条件的に不利な森林を、間伐とか作業路の整備をするといったことで、1ヘクタール当たり25万円の助成を行うものでございます。現在、美山の円原と柿野の西洞にてこの事業を行っておりまして、平成21年度当初予算では、まだ申請段階でございましたので70ヘクタールの申請をいたしました。その後県のほうから30ヘクタールの追加を認められましたので、昨年度の9月に30ヘクタールを追加しまして、100ヘクタールを施行させていただいております。

2年事業でございますので、今年度も一応当初の100ヘクタールをお願いするということで、750万増加になっております。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） わかりました。ありがとうございました。

次に、114ページの治山林道事業であります。高田・斧田の林道そのものは前年度で終わったわけですが、ここに排水路の改良工事と250万組んでありますが、その内容についてお聞きします。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 治山林道事業の、林道の修繕工事でございます。全体では280万お願いしておるものでございます。それで、ただいま議員の御発言にもありましたように、高田・斧田線の梅原の高田のほうで路面排水を処理するというので、延長が140メートルでございますが、この事業に130万計上いたしております。残りの150万につきましては、市内にあります林道の維持修繕ということで、例えば崩落の起きた場合の土の処理とか、また、側溝の清掃といったようなために150万を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ありがとうございました。

次に、116ページ、企業立地奨励金につきまして、5企業工場設置というふうにならなっておりますが、これは、もうわかった企業があるのか、そのわかった企業があれば、企

業名も公表できたらお聞きしたいと思いますが、この内容についてお伺いいたします。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 企業立地奨励金につきましては、山県市の企業立地促進条例に基づきまして奨励金を交付いたしておるものでございまして、平成21年度に3件の工場の設置の関係での助成金を交付いたしております。

まず、1社が高木にありますセゾンインターナショナルという会社でございます。続きまして、美山の中洞にございますが、株式会社多喜プラスチックさんです。3件目が、大桑地内にあります株式会社東海化成工業所でございます。そして、22年度から、新たでございますが、2件交付することになりまして、1件目が伊自良の松尾でございますが、株式会社平光製作所さん。続いて、大桑地内にあります加藤精工株式会社。この5社に対しまして、工場設置の奨励金を助成するものでございます。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ありがとうございます。

最後に、127ページの都市計画基本図の修正業務の委託料として870万上がっておりますが、この内容についてお聞きします。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 都市計画基本図の修正業務委託ということで、平成14年に前は都市計画基本図をつくっております。それで、もう8年経過しておりますので、その間に道路整備等されておりますので、現在の基本図には、例えば南・八京線等が全然載っていないというような状況でございますので、今回870万4,000円をお願いしまして、税務課のほうの固定資産の関係で使っております航空写真をもとに、この基本図の修正を行いたいというものでございます。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 暫時休憩をいたします。議場の時計で11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

議長（後藤利利君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど答弁漏れがございましたので、笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 先ほど横山議員からの御質問でありました前立腺がんの

実績状況ですけど、20年度におきましては558人です。19年度におきましても599名の方がお受けになっていらっしゃる。

それから、あと、訂正を1カ所お願いいたします。先ほどの児童手当の中で、市単の負担額が1億406万9,000円とお答えいたしましたが、5,985万9,000円ですので、訂正させていただきます。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 先ほどの横山議員の基盤整備促進事業の伊佐美地内の用水組合の名前でございますが、西出沖用水組合でございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（後藤利利君） それでは、通告順位によりまして、4番、小森英明君。

14番（小森英明君） それでは、順次質問をします。

最初に、資料の5-2のページ10ですが、たばこ税についてです。1億2,462万3,000円ですけど、使途についてというふうに書いておいたんですけど、収入については、市内のたばこ店が販売した量によって収入が決まると思いますが、そしてから、使い道についても一般会計に入っていて、目的税ではないと思うんですが、そのときに、たばこ税というのは非常に大きな金額なんですけど、特にここに使うというようなものが入っているかどうかということをお尋ねいたします。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

たばこ税につきましては、今議員申されましたように、市内で販売される業者に、売り渡しにかかる税金でございます。税率につきましてはちょっと御説明申し上げますと、普通のたばこ3級品のたばこ2つございまして、普通のたばこにつきましては1個当たり3.298円です。それから、3級品というのはわかばとかエコーとかゴールデンバットとかしんせいとか、その他6品目につきましては1.564円あります。例えば、20本入り300円のたばこの場合で換算しますと、本市に入るのが1箱当たり65円96銭が入るわけでございます。

先ほどお話がありましたように、使途につきましては一般財源で、目的税ではございませんので一般財源でございますが、そういう目的ではございませんので、どんなものにも使えますので、よろしくお願いたします。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 最近、たばこについては、社会一般的に部屋の中で吸うなど

か、人が集まる場所では吸うんじゃないというようなふうで、非常に大きな税金を払ってもらっておる割には、国も市もですけど、税金を払っておる人に冷ややかやないかなと思っっているわけですけど、市役所の周辺でも、よく見ているとたばこを吸っていて、ちょっと消して、そこらの側溝へ捨てていくとか、そういうようなことを見かけることもあるんですが、やっぱり大きな税金を払われるということは、それなりにちょっと喫煙室ぐらいつくってあげてもいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、いかがですか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 小森議員の御発言の内容は十分今後精査させていただきますので、検討させていただきますので、よろしくお願いします。

議長（後藤利丸君） 小森英明君。

14番（小森英明君） それでは、続きまして、私、ここで聞くのは大体資料5 2で聞くことにしております。

次に、防犯灯の新設工事の84万円ですが、今の防犯灯ですと20ワットで統一されているみたいですが、これは、その場所によっては倍の40ワットぐらいのがあってもいいんじゃないかなと思うわけですが、私も近くで防犯灯が暗いのもっと明るくならんかと言われることがあるんですが、そういうときに狭い道にハイウエー灯をつけるわけにもいかないし、これは建設課のほうの仕事らしいですが、要は、20ワットだけでなしに40ワットもあって、その場所によって設置するということにしたらどうかと常々思っておりますが、いかがですか。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

街路灯につきましては、毎年4月に自治会長さんから要望をいただきまして、それを私のところの生活環境課の職員が要望の場所を調査しまして、今年度につきましても40基、84万円をお願いしておるところでございます。議員御質問の設置場所による明るさの変更についてでございますが、今一番安価な公衆街路灯Aという定額街路灯の料金で契約をしておりますので、明るさを変えるということになりますと、この公衆街路灯Aの契約ができなくなるということで、管理経費等が1.5倍から2倍程度になりますもので、今のところ明るさを変更することは考えてございませんので、御理解のほどよろしくお願いします。

議長（後藤利丸君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 定額料金で、その1.5倍から2倍になるということですが、せ

っかく取りつけるのなら、暗いのを2カ所つけるよりも、1カ所に明るいをつけたほうがいいかなと思っておりますので、今後検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、資料の5 2の16ページですけど、総合体育館の改修工事について、300万円ということですが、今体育館にも障がい者用のトイレが男女ともあったり、普通のトイレのところにはステンレスのパイプが取り付けであるというようなことで、それなりにはどこにあるものも同じようなふうにはなっているわけですが、ただ、普通のトイレのところに入っていくときに段があったりとかいろいろあるわけですが、これは現在の福祉トイレの、300万円というちょっと少ないと思うものでお聞きするわけですが、どの程度のことをするのかということと、そのほかに今後国体までにまた大改修をする予定はあるかどうかをお尋ねいたします。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） トイレの改修内容につきましては、現在あります段差の部分のスロープにさせていただきます。クッションフロアを敷いた簡易式のトイレといたします。それと、あと便器はそのまま使わせていただきながら、すべての便器に対して手すりを設置することと、手洗いの蛇口にセンサーをつけさせていただきます。それから、トイレにハンドドライヤーを設置したような形で考えております。

国体までのことに関しましては、私どもよりも教育委員会のほうにお願いしたいと思います。

議長（後藤利利君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

総合体育館でバレーボール競技が行われるということで、国体までの改修につきましては、床の全面研磨をする予定をしております。それだけです。

以上です。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） そうすると、トイレとかそういうものについてはそのまま、来年度改修する分だけで国体を迎えるということになるわけですか。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） トイレに関しましては、そのように思っております。

議長（後藤利利君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 改修につきましては、清流大会では少年男子のバレーボール競技が行われまして、その後も障がい者のほうのバレーボール競技が行われ

ます。それで、障がい者のバレーボール競技の中央の施設等の視察というのがございますので、その中央の競技団体の視察が見えまして、どこか改修をとという指摘があった場合はそこで考えたいと思います。体育館自体につきましては、床の研磨を今後する予定をしております。

以上です。

議長（後藤利丸君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 次に、子ども手当の給付費についてですが、先ほど横山議員も聞かれましたが、3億2,276万2,000円と非常に大きな金額ですが、仕事量も多くなると思いますが、その仕事については、例えばこの仕事をするために残業をたくさんして対応せなあかんのかとか、例えば臨時の人を雇って作業をせなあかんのかとか、そういうようなことがあるのかどうかということと、児童手当は現在ゼロ歳から小学校6年までに支払われていて、所得制限もあるわけです。その場合、22年度は所得制限のあった方にも支払うことになると思うんですが、その場合の費用についてはどこで払うのかということと、それと、資料5のページ10の地方特例交付金のうち児童・子ども手当分2,500万円というのは、ここの子ども手当給付費の中に関係があるのかどうかということをお尋ねします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 事務量のことにしましては、受給者の対象者が拡大されてくることにより、対象者が膨らむことは確実に予測されますが、子ども手当と児童手当は別々に支給するのではなく、子ども手当として申請をしながら事務の効率化を図っていきたいというふうに考えております。

それから、あと、22年度の所得の費用についてはどこで払うのかということで、従来の児童手当の対象になっている方に関しましては、児童扶養手当の先ほど言いました事務費の51万2,000円の中に入りますし、そのほか漏れているような方、所得制限なんかでひっかかっている方に関しては、子ども手当の事務費の354万2,000円の中で入れております。

それから、地方の特例交付金に関しましては、今まで対象となっていました特例とか、所得制限などで対象になっていらしゃった方の分に関しましては児童手当の割合で支給していきますが、市の負担分がふえることによって、こうした交付金で支給されるというふうに聞いております。その分が入っております。

議長（後藤利丸君） 小森英明君。

14番（小森英明君） そうすると、今の説明のように、市の負担分がふえた分を今度

は地方特例交付金として入ってくるということですか。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） はい。そういうふうに聞いております。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 次に、高富児童館の管理費の661万円ですけど、以前県政資料館を購入するときに、YYひろばも移転するような説明があったと思うんですが、その件はどうなったのかということと、その管理費の中にYYひろばの分の管理費も含まれているのかどうかということをお尋ねします。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 県政資料館の中にYYひろばが入るかということ、私ども、議論しましたが、結果的に、利用者の形態から、この中には入れないで従来の形での、今の場所でやられるということになっております。そのため、管理費に関しては含まれておりません。それは、YYひろばに関しましては、ページ16の中にあります82番にあります地域子育て支援事業ということで、355万6,000円が計上されております。これがYYひろばの分だということで御理解いただきたいと思います。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） そうすると、YYひろばは移転しないということなんですが、何か事情があって移転しないのかどうかということをお聞かせください。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 事情というよりも、むしろ利用者の方たちの形態からこういった別々に、類似事業という意味ではなく、それぞれの特性を生かしながら運営していったほうがより効果的な子育て支援ができるのではないかという見解から、別々にさせていただきました。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 続きまして、18ページの有害ごみ運搬処理委託料ということで、51万5,000円があります。それは乾電池、蛍光灯の処理ということですが、現在はどのような方法で処理されているのかということと、今後どのような方法で処理をするのかということをお尋ねします。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

現在につきましては、不燃ごみということで、要するに、お店屋さんで、戸別では400円ですし、直接では200円の袋を買っていただきまして、戸別につきましては業者の方へ

お願いしまして、直接につきましてはクリーンセンターのほうへ持ってきていただくという状況でございます。

今回、51万4,000円を計上させていただきました件につきましては、本年の4月4日からでございますが、毎月第4日曜につきまして、缶、ペットボトルなどの収集を行っております山県市役所、クリーンセンターにおいて、ステーションというか、無料のボックスを設けまして、乾電池と蛍光灯を回収する予定をしております。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） そうすると、今不燃ごみの中へ入れているわけですけど、不燃ごみの中から乾電池とか蛍光灯は別々に取り出していたのかどうか。要は、不燃ごみの中へ入れておるわけですね、蛍光灯も乾電池も。そうすると、その分の処理の方法なんですけど、ほかのものも一緒にしてしまっ、どこか埋め立てをすとか何かしておったのか、その袋の中から別々に分けてまた処理をしていたのかどうかということです。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 今現在は、議員が言われたように、袋の中に入れて一般の市民には出してもらうんですけど、クリーンセンターのほうで分別して行っております。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） そうすると、クリーンセンターのほうで分別をして処理をしておったということですが、今度は運搬料というのがあるわけですけど、これは、今まで不燃ごみについては中島清掃が集めに来たというか、持っていったと思うんですけど、今後も中島清掃が行うのか、入札をしてやり直すのか、どういうふうになるわけですか。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 乾電池とか蛍光灯につきましては、水銀灯とか、そういうものが出ますもので、中島清掃は関係なしに、県内各地がやってみえる特殊な業者がございますので、そこへ委託をお願いする予定でございます。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） そうすると、それは入札したりなんかはしないというようなふうに受け取っていいわけですかね。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） その点につきましては、これから予算をお認めいただきまして、入札にするか随契にするかはまた選定委員会というのがございますので、そこ

で検討させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 続きまして、先ほど横山議員からも間伐材などについてありましたが、間伐利用促進事業費の150万円というのがあるわけですが、間伐については、昨年もその前も補助というか、そういう費用が見てあったと思います。例えば、21年度は育林推進事業補助金で間伐事業に対して1ヘクタール当たり3万円と、そして320ヘクタールで960万円、そしてから20年度は578万円ということでしたが、これは名前が違うだけなのか、その金が入ってくる場所が違うから名前を変えたのか、どういうふうになっておりますか。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） それでは、間伐材利用促進事業補助金150万につきましてお答え申し上げますが、本件につきましては、現在円原地内で行っております円原森林づくりプロジェクトの実施区域がございます。こちらの中で、間伐とか、また、作業路等の森林整備を行っているわけですが、そこで間伐材の有効活用を図ることから、関市にあります県森連の木材市場へ搬出するということから、その搬出経費に対する助成を行うものでありまして、1立米当たり1,500円と、上限は事業量としては1,000立米という補助事業でございます。先ほど議員が述べられましたのも、また別の森林整備事業ということで、その中での間伐等もありますが、そちらに対してはこの利用促進というものは対象になっておりません。今までは、間伐されても現地で処分されたという状況ですが、この有効活用を図ることから、特定の事業地域におきましては、このような利用促進事業補助金が交付されるものでございます。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） そうしますと、間伐した材料というのは山の中のほうまで行くとなかなか搬出がしにくいと思いますが、こういう補助事業を受けて何かに使おうとするときは、間伐をされた山全体ではないと思うんですけど、これは何か基準があって、道端の少しの部分だけをそういうものに利用するんだというようなことなんですか。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 本事業につきましては、先ほど申し上げました地域指定でございますので、現在先行しております樁地内、こちらの森林プロジェクトと、それから今回の円原、今後また葛原地内におきますこの森林プロジェクトが行われますが、こちらのほうでの事業地域が対象でございますので、議員が述べられた今の道路沿いの

間伐等々につきましては、この補助事業の対象になりませんので、御理解賜りたいと思います。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） それでは、最後に19ページの緑資源幹線林道事業ということで719万7,000円というふうになって、関ヶ原・八幡線が平成7年から工事が始まって、今は何か中断しておるみたいなんですけど、それで、負担金、補助金及び交付金ということなんですが、これは、何か聞くところによりますと、4年据え置きで過去の工事分の負担だというようなことで元利均等で27年の償還というようなことだそうですが、それで、今現在は全線の3分の1程度が終わっているんですが、この工事というのは今後の見通しというのはあるのかないのかということをお尋ねします。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 緑資源の幹線林道の事業の負担金でございますが、これは受益者負担ということで、現在、平成40年度までこの719万7,000円を負担しなければならないということございまして、これは議員の発言にもありましたように、平成8年から神崎側、そしてまた、平成13年からは塩後側から林道の開設工事を当時の緑資源公団のほうで行っていただいております。平成20年、21年につきましては、その緑資源公団が独立行政法人森林総合研究所へ移管されまして、残務工事を20年と21年に施工されております。それで、今までの計画延長が7,900メートルのうち約2,200メートルが一応完了しているということで、進捗率は28%でございます。

それで、今後につきましては、この事業につきましては、岐阜県のほうへ事業が移管されまして、岐阜県山のみち地域づくり交付金林道事業ということで、今の予定としましては、平成23年度から引き続きこの区間の残っている工事を施工していただけるというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 私は、この工事がとまってしまっていたので、これで終わってしまうのなら今までの負担金も払わなくてもいいんじゃないかなと思っておりましたが、岐阜県のほうへ移管されて平成23年から工事が始まるということなら、できるだけ早く完成するように骨を折っていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（後藤利利君） 小森英明君の質疑を終わります。

通告順位 5 番、武藤孝成君。

9 番（武藤孝成君） それでは、初めに、通告してあります 3 点ですが、2 点目の合併浄化槽設置補助金のほうは担当部長によく説明を聞いたので、これは取り下げてくださいましたので、よろしくをお願いします。

それでは、平成22年度山県市一般会計の中の予算書の102ページ、クリーンセンター施設運営管理費委託料の 3 億9,039万円の内容をお聞かせください。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

本年 4 月から本格稼働します関係上、平成22年度の管理委託料としまして、予算総額 3 億9,039万円を計上しております。

内容につきましては、運営とか運転費に 1 億9,420万、それからエネルギー回収推進施設と最終処分場などの整備、補修、点検費として680万ふえる。それから、エネルギー回収推進施設と灰溶融炉とマテリアルリサイクル推進施設の電気代とか、エネルギー回収施設と灰溶融炉の灯油代、上水道代など用役費として9,145万円、備品とか消耗品で4,750万、それから警備費と清掃費などのその他の経費とか一般管理費、消費税を合わせまして、予算計上の 3 億9,039万円をお願いしておるものであります。よろしくをお願いします。

議長（後藤利利君） 武藤孝成君。

9 番（武藤孝成君） 運営費のほうと運営と関係のない人件費なんですけど、その内訳などを御説明願います。

それと、地元雇用の、どれほど山県市内では雇用されるのかお聞かせください。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

人件費でございますが、所長さんを初め、次長、班長、日勤とか直勤とか事務員などの給料と法定福利費で 1 億5,715万円と、それから社宅費とか出張旅費、赴任手当などが 3,705万円。合わせまして、先ほど言いましたように、運営費として 1 億9,420万円でございます。

それから、2 点目の質問、地元雇用の関係でございますが、一応当初の委託契約のときもお話ししましたように、29人体制で行っておりますもので、地元雇用では、日立さんのほうから聞いておりますには15人を予定しております。それで、山県市内には10人を採用されています。それから、近隣でも岐阜市とか関市とか、そういうところで5名で、一応地元雇用としては岐阜県内では15名を予定されているそうです。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） 今お聞きしまして、15人という雇用がされるということで、大きな施設で、やっぱり山県市の人が働けるというふうで、大変いいなと思ってお聞かせいただきました。

それで、副市長にちょっとお伺いしてもいいですか。

市の職員の現場の監督の予定は何名ぐらいで、どういう業務内容を少しお聞かせください。

議長（後藤利丸君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） ただいまの御質問にお答えします。

クリーンセンターのほうの派遣職員としては、今は考えておりません。所属としましては、市民環境部生活環境課に1名をクリーンセンターの担当者として配属したいというふうに考えております。それで、通勤形態にしましては、一応本庁へ来まして、その日の仕事をこなすために向こうへ行くとか、その日の仕事によって向こうへ直接勤務するとか、その辺は臨機応変に環境課のほうで考えていってもらうように指示はしております。

仕事の内容でございますが、まず、1番目に申し上げますけれども、日報がございまして、日報は運転日誌とか機器運転作業日誌、あるいは受電機変電設備日誌等いろいろございまして、それらのチェックを行います。また、それに伴います月報もございまして、そのチェックを行う業務がございまして。

2番目でございますが、ここに公金が発生しまして、事業系の可燃ごみ袋代金とか、事業系の不燃物の袋代金、あるいは事業系の粗大ごみの代金、こういうものが発生しますので、現金が発生しますので、その公金の毎日の売上代金を毎日市の職員に渡していただくことになっておりますので、その処理を行います。あと、もろもろございまして、特に大切なものとしましては、ここでは日常業務ではございませぬけれども、今、日報、月報、いろんなことをチェックしながら、その中間処理施設の点検も含めて年間の運転計画のモニタリングというのをやらなければいけませんので、それらの業務が発生してくると思います。

また、搬入者が特定できない処理不適物の処理を行うということがございまして、不適物については搬入者によってお話をしなきゃいけませんので、そういうのも発生してきます。

そしてあと、施設見学者もございまして、その対応も行っていくということで、この1名が基本的には担当していくということでございまして。

もし必要があれば生活環境課の中から手助けという形で2名行く、3名行くということとは発生してくると思いますが、現在は1名を予定しております。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） やっぱり業務内容は多いので、やっぱり必要に応じて回していくということで、管理上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に参ります。

予算書の333ページ、水道ビジョン作成委託業務の内容、336万円についてよろしくお願ひします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

水道ビジョン作成委託業務の内容につきまして御説明申し上げます。

水道事業の現状と将来の見通しを分析、評価し、水道のあるべき将来ビジョンについてすべての水道関係者が共通目的を持ち、その実現のための具体的な施策や行程を包括的に示すため、厚生労働省から水道ビジョンが示されました。これが上位計画でありますので、この上位計画に基づきまして、本市も地域水道ビジョンを策定することになっております。

このようなことを受けまして、本市も水道事業を取り巻く環境は総合的に分析していかなければなりませんので、こういうことを改めましてつくります。

具体的には、高富、伊自良、美山地域の基本計画の統合も図りながら、長期的、おおむね約10年でございますが、そういう視野に立った水道事業の構築を図る目的とか、現在管の老朽化とか、そういうのを把握するとか、管網の見直しとか、それとか北部水源の例えば濁りとかカルシウム対策等を検討して、こういうような関係で水道ビジョンを作成する予定であります。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） それで、この件に関しまして、職員でできないかという、そのできない理由というものをお聞かせいただけますか。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 今議員御発言の職員ではできないかという話でございますが、これは地域ビジョンの策定ということで、専門的な技術も要りますし、私も職員も限られた職員でございますし、それから技術的にもございませぬもので、近隣の状況

を調べましても、委託で行っておるのが100%でございますので、今回この予算をお認めいただきまして、委託する予定でございます。よろしくお願いいたします。

議長（後藤利丸君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） それで、県内のこのビジョンに対しての取り組みで、何%ぐらいがやられておるか、それ、わかったら教えていただきたいです。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 県内の状況につきましては、近隣でございますと岐阜市とか本巣市、関市、美濃市等がございまして、21市ございまして、今までに11市行っていただいています。パーセントでいいますと、約52%でございます。全国的に見ますと76%が整備済みでございますので、今回お願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（後藤利丸君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） この336万円に対しまして、10年をめどということ、これ、毎年これが発生、計上されていくのかということ、確認ですが、お聞きして、質問を終わります。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） この事業、来年ビジョンとしてつくりますので、1年度だけです。あとは、この事業に基づいて基本構想とか、このビジョンができた場合にどういふところを直さなければならないとかはまたほかの予算で対応していきますので、よろしくお願いいたします。

議長（後藤利丸君） 武藤孝成君の質疑を終わります。

通告順位6番、上野欣也君。

1番（上野欣也君） それでは、予算書の中から6点挙げましたけど、先ほどお答えがございましたので、5点お尋ねをいたします。

初歩的な内容であろうかと思いますが、お願いをいたします。

まず、第1点。予算書の13ページでございます。ここの中に特定財源ということで上がっておりまして、国、県の支出金、それから地方債、その他と3項目ございまして、その他の内容だけが8,498万円ほど増額されております。そこで、特定財源のその他の主な内容をちょっと教えていただけませんか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

この予算書の13ページにつきましては、歳出の統括が費目別に掲載してございます。

この表につきましては、前年度予算との比較と財源内訳も合わせて掲載をしております。

特に、財源の内訳につきましては、特定財源と一般財源に分かれておるわけでございまして、一般財源につきましては財源の用途が特定されないもの、市税ですとか地方譲与税、その他地方交付税等がございますし、特定財源につきましては、一般財源と反対に財源の用途が特定されているものでございまして、国庫支出金ですとか県支出金、地方債などがございます。

今回御質問のこのその他の部分につきましては、本市の場合でございますと、財源でございますと、分担金、負担金、使用料、手数料、寄附金、繰入金等が該当いたします。

そこで、本年度、このその他の財源で8,498万円ふえた理由といたしましては、この予算書の、2点ございまして、1点目は132ページを見ていただきますと、予算書の132ページでございますが、中段の常備消防費の中で、工事請負費と備品購入費で、工事請負費で230万2,000円と備品購入費で2,452万4,000円でございます。これは、消防署にこの消防費で高規格救急車とその他の工事を行うものでございますので、左の特定財源の内訳を見ていただきますと、ここで2,682万6,000円ふえております。この財源につきましては、消防施設の整備基金から繰り入れることとしております。

もう一点につきましては、予算書の48ページでございますが、48ページを見ていただきますと、情報管理費でございますけれども、この情報管理費で、財源といたしましてその他の財源で5,624万6,000円を見ております。これは、昨年まではこの有線テレビの使用料のうち、テレビの利用料を昨年度までは人件費以外の事業のみに充当しておりましたが、今年度はこの人件費につきましても特定財源として充当いたしました。

そこで、この5,624万6,000円でございますが、先ほど御説明しました消防費と合わせますと、ここでこの2点で8,307万2,000となります。これが全体の8,498万円に対します大きな増額分でございます。その他、使用料ですとか負担金など、歳入がそれぞれ増加いたしまして、この特定財源の内訳も同様に増減をしている状況でございます。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） よくわかりました。

次は、2点目でございますが、36ページのほうに給料、一般職何名とか職員手当幾らとかいうふうに掲載されておりますが、こういったところが全体の予算書の中に22カ所ほどあるというふうにとらえましたが、これは、例えば44人が39名に、昨年度と比較しますと数が減っているわけでございますけど、これはいつの時点の職員の見込み数なのかということと、それから、給料とか手当の額を個人的に数字で見えていきますと、かな

りばらつきがあるんでございますけど、これは、失礼ですけどかなりアバウトなものというふうに見るのか、あるいはかなり正確に積算された金額だというふうに見るのかお尋ねをいたします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のいつの時点でということでございますが、予算の作成につきましては例年10月ごろから始まりまして、特にこの職員の見込み数につきましては、12月1日現在を基本といたしまして、その時点でその年度末におけます退職者の予定者の数を減じた見込みでの人数の配置となっております。

また、給料につきましては、22年度におきます定期昇給と特別昇給を、推定の数値ではございますが、かなり正確に、定期はあくまでも定期昇給でございますし、特別昇給も前年度等の実績等を勘案しながらの推定の数値で金額を積算いたしております。また、手当につきましては、これも12月1日現在での退職者の人数を勘案いたしまして、扶養者の人数ですとか住居の手当の状況によりまして積算をいたした数値でございます。

議長（後藤利丸君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） よくわかりました。大変なお仕事だというふうに推察をいたします。

3点目の質問でございますけど、52ページで、交通安全対策、工事請負費、カーブミラー設置工事が前年度と比較しますと107万6,000円減額されておりますが、その理由について説明をお願いいたします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えいたします。

このカーブミラーの工事費につきましては、21年度当初予算で215万9,000円に対しまして、22年度この予算では108万3,000円ということで、105万9,000円の減額となっております。このカーブミラーの設置の本数で申し上げますと、21年度が18基ございまして、22年度では10基を計上いたしております。

これは、カーブミラーにつきましては、自治会の要望等に対しまして従来から設置しておるわけでございますけれども、従来からの設置の実績を勘案いたしますと、平成19年度が11基ございまして、平成20年度が8基、そして21年度が、本年度は終わろうとしておりますが、6基でございます。こうした年々減少傾向になってきております。これは、それぞれの設置箇所につきましては、こういった施設整備が充実してきたものということを考えておりまして、そういった従来からの実績を勘案いたしまして、予算の計上

をさせていただいておるわけでございます。

議長（後藤利利君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） この点につきまして、私、自治会長をやっているときに申請をしたものがございますが、新規に新設するというのではなくて、非常に見にくくなっている、何か曇ったような状態で、そういったところがありましたのでお願いをしましたら、これはちょっと予算の経過を見ないとわからないのでということで、結果的にはやっていただきましたんですけど、かなり市内にはそういったところがあるというような情報もちょっと担当課に聞いたんでございますけど、その程度に応じて修繕をするということでございましたけど、そういったものもこの予算の中でやっていかれるということでございますでしょうか。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えします。

一部修繕的な工事につきましても、この全体の工事請負費の中で予算を計上させていただいておるところでございます。特に、今御指摘のありましたようなそれぞれの内容につきましては、自治会からの要望等によりまして臨機応変に対応させていただきたいと思えます。

議長（後藤利利君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 安全ということでございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次に、4点目、107ページでございます。真ん中あたりに中山間地域等の直接支払いということで予算化されております。これは、国のほうで確定したものであるというふうにとらえてよろしいのでしょうか。不確定のものをある程度見込みで計上されているものか伺います。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御承知のように、国におきましてはまだ予算審議中でございますが、確定はいたしておりません。現在見込みとして計上させていただいておりますが、この事業の制度の概要ということで、県のほうからいろいろ各種資料は持っておりますので、それに基づきまして予算要求をしたところでございます。

以上です。

議長（後藤利利君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 当然確定してくれば、新規、第3次になろうかと思えますけど、説明があろうかと思えますけど、大体の今の時点での見込み、そんなものはわかるんで

しょうか。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 議員発言されましたように、この平成22年度から26年度までの5年間として、第3期対策事業が開始されるわけでございます。現在、この2期までで市内には14集落の協定が結ばれておりますので、また改良組合長会等々に説明申し上げまして、新たに協定を結ばれるところがあればそのように対応してまいりたいと思っておりますが、何せまだ正確に国のほうから内示等もございませんので、確定してから早急に対応したいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 最後の質問をさせていただきます。

186ページのほうでございますが、大変初歩的なことかと思えますけど、ちょっとわからないのでお尋ねをいたします。前年度の現在見込み額と当概年度の起債見込み額を足したのから、当概年度中の元金の償還見込み額を引いたものが、実は当該年度現在高の見込み額になってくるかと思えますが、この中の現在見込み額というのは、実質的には市債の利子償還金、今年度計上されている4億2,175万でございますか、これは引かれる額ではないかなと思えますが、これ、計上されない理由というのは何かありますかということと、見込み額だからというふうにもとらえられるわけでございますけど、その辺、ちょっとお願いをいたします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） お答えをいたします。

この地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、地方債を前々年度末までさかのぼって発行残高、また、当該年度における増減などの地方債の運用状況を一覧表にしたものでございます。

この調書は、地方自治法の第211条第2項に規定されている予算に関する説明書の1つとして議会に提出しなければならないこととなっております。この様式につきましても、地方自治法の施行令第144条第2項で総務省令で定める様式を基準としなければならないとございまして、したがって、本市におきましても、この地方自治法と自治法の施行令に基づいたこの定められた調書を作成しておるわけでございます。

この市債の償還金を差し引かないかという理由でございますが、一応この調書は決められておるものではございますけれども、推測の範囲でございますが、これはあくまで

も地方債の現在高の状況を表にする調書でございますので、そういったことから、この利息分につきましては掲載がされないのではないかと推測いたしております。

議長（後藤利丸君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 確認でございますけど、この最後の欄に掲げられている金額から、少なくとも毎年利子分が引かれるわけでございますので、これは、この額よりも少ないというふうにとらえていいわけでございますか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） いや、これはあくまでももとになっておるものが元金でございますので、あくまでも元金の表示でございますので、引くもとになる数字は違いますから、そういった形でこの数字は御理解いただきたいと思います。

議長（後藤利丸君） 上野欣也君の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午後の1時から始めさせていただきます。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤利丸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑に入る前に、午前中に上野議員が質問されました内容に、総務部長が訂正をされるそうですから、修正をされるので、お願いします。

林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 午前中の上野議員からの交通安全対策の工事請負費で、その中でのカーブミラーの設置工事ということでございまして、その中で修繕につきまして、この工事費で、ページで申しますと52ページの工事請負費のカーブミラーの設置工事の108万3,000円に対応するという答弁をさせていただきましたが、その前のページの51ページを見ていただきますと、交通安全対策費の中の需用費の中の修繕費で227万4,000円を見ておりますので、修繕につきましてはこの227万4,000円の中で対応させていただくこととなりますので、訂正をさせていただきます。

失礼しました。

議長（後藤利丸君） それでは、通告順位7番、久保田 均君。

16番（久保田 均君） まず、総務管理費、53ページの市のイベント事業につきましてちょっとお尋ねいたしますが、1,500万につきましてはもう再三聞いておりますので内容はよくわかっております。できるだけ、ひとつ簡素化をお願いをしたいということをお願いしておきます。

次のまつり補助金の120万と地域振興活性化事業補助金の60万、この内訳をちょっとお願いいたします。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） それでは、御質問にお答えします。

まず、まつり補助金につきましては、伊自良地域で行われております伊自良夏まつり、もう一点が美山地域の川祭りの、この2つの祭りに対する補助金でございます。それぞれ60万円でございます。

そして、新たに地域振興活性化事業補助金でございますが、これは平成21年度までは商工会の補助金として交付してございましたが、美山の北部地域の活性化事業補助金ということで50万交付してございましたが、平成22年度から谷合地区の団体によりまして、8月にあかりフェスタ、12月にはイルミネーションと、この2つの事業をメインにしまして北部活性化地域の地域振興を図っていただくということから、今回こちらに新たに60万円計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 了解しました。

次に、50ページの総務管理費で、我々、インターネットというと非常に暗いのでありますが、7,975万1,000円、昨年より2,000万くらい多いと思います。このことについて、ひとつ御説明をいただきたい。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） お答えをいたします。

このインターネット業務委託料の7,975万1,000円でございますが、これは、昨年度と比較いたしますと大変ふえておりますけれども、昨年度当初につきましては、対応を100メガ対応ということで予算を計上させていただきました。そして、補正予算、12月の議会の補正予算で、これを150メガということで補正をお願いいたしまして、現在工事を進めておる段階でございますけれども、そして、ここに22年度の当初予算では、この150メガよりも50メガ増枠をいたしまして、200メガ対応ということで、昨年度当初といたしますと倍の容量になっておるわけでございます。そういったことから、委託料が増加いたしております。

この200メガの22年度の当初予算の内訳といたしましては、基本回線の使用料が1メガ当たり2万2,000円でございますので、これが200メガでございます。12カ月分と消費税を掛けますと5,544万円。そして、1加入世帯当たり500円が基本となっております。お

おむね3,400軒ほどでございます、その12カ月と消費税で2,152万1,000円。その他オークションを利用される方がおおむね加入者の10%ほどを見込んでおりまして、これが204万5,000円。また、新規加入の見込みといたしまして年間100件を見込んでおります。この金額が74万5,000円でございます、そういったトータル、合計をいたしますと、今回の7,975万1,000円になるわけでございます。

議長（後藤利彦君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） いろいろメガとかなんとかおっしゃっても我々はぴんとこんが、今200メガで22年度予算を組んだからこれだけだと。そうすると、今後、例えばこれが200とか250とか300とかになるのかならないのかな。200メガでとまるのかな。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） きょう現在はまだ100メガという状況での運用状況でございます、これも12月に補正していただきましたけれども、機械がアメリカからの輸入品ということでまだ設置に至っておりませんが、遅くとも今月中には設置されるということで、この150メガでの対応を見まして、そのあと状況を見まして200メガに対応することでございますけれども、まだ現在のところでは当分の間は150ないし200でいけるのではないかと考えております。

議長（後藤利彦君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） そうすると、今は22年、例えば4月1日になっても150メガでいくと、こういうことなんですか。予算は22年度としては200メガで一応見積もっておりますが、現実には150メガでいくと、こういうことなんですか。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） そういうことでございます。

議長（後藤利彦君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 次の116ページにつきましては、横山議員が質問されましたので、これは省略をいたします。

それから、土木費、125ページ。これにつきましては、地域活性化・公共投資基金充当工事ということで、これ、伐採が851万1,000円ですか、分筆登記246万、工事請負3,538万4,000円、公有財産の購入費が2,650万ということで、7,285万5,000円の予算が見積もっております。

そこで、お伺いをしたいのですが、この道路の拡幅とする目的、それから2,650万円という、これは公有財産の算定基礎、この2つをお尋ねいたします。

議長（後藤利彦君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 高富の山本地内での道路、2路線の開設でございますが、目的につきましては、南・八京線の北と南に位置する道路でございます。この沿線の宅地開発の誘導を図りまして、人口増加、また、税収増の確保を図るために行うことを目的として、市の主要事業として平成22年度に計画をさせていただきました。

用地につきましては、まず、それぞれの農地等でございますので、実際には鑑定評価をいたしまして、その単価で協議が調いましたら用地買収にかかりたいと思っておりますが、現在は一応概算でそれぞれ出しております。

用地買収としまして、1工区でございますが、こちらは今新川橋の工事をやっておりますが、その東の関・本巢、256、南・八京線の交差点からすぐ東へ行きまして、トノウチ齒科がありますが、その東に北へ上る道路があります。そこを約10メートルぐらい上っていただいたところから東へ、双葉台のほうへ行くほうでございますが、こちらが125メートルで幅員を5メートルにする予定をしております。今の予定としては、買収面積は240平米ほど買収するというので、625万円を想定しております。

また、2本目の同じく山本地内ですが、今度は南・八京線の南側の七社神社があります。その北側を西へ約110メートルほど、そしてまた北へ74メートル上りますと南・八京線に接続するわけでございますが、延長としては184メートルで、5メートルの幅員道路ということで計画しております。こちらにつきましては、791平米の用地を買収する計画でございます。総額で2,025万円という金額を予定いたしております。

以上でございます。

議長（後藤利彦君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 今宅地開発とおっしゃいましたが、実際に今の社会情勢などからいきましても、宅地開発、今これだけの5メートルの道路を本当につくる必要がこの地域にあるのかなということを感じるわけですが、一体この計画というのはどこからどうして、どういうことでこの道路の拡幅と、こういうことになったのか。また、この図面を見ましても、通り抜けができない道路が1本ありますな。これ、行きどまりなのに、この道路だけを5メートル幅でとる。何か流通が悪いのに道路をつくっていくという感じもいたしますし、宅地開発とおっしゃいましたが、この中の宅地、田んぼですな、現在は。これがもし買えなかったとしたらどうするのか、この道路。私はどうもこの地域で皆さんが、持っている人が本当に田んぼを売るのかどうかという疑問を持っておりますけれども、今から田んぼの人に対して、実はここに宅地を開発したいので道路をつくらせてくれというお話がしてあるのか、全く市が独断で、よし、ここにつくってやろうということで道路を先行してここにつくるのか、この辺もお聞きをしたい。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） どこからの計画かということでございますが、これは、市役所のほうで今後重要路線ということで、この2本の道路の改良を計画させていただきました。それと、南・八京線から北の道路につきまして、双葉台のほうへ向かっていく道路でございますが、その先が両サイドに住宅がありますので、この点、拡幅が難しいと予想されますので、その125メートル行った先にまた南・八京線へ出る市道がございますので、将来はその道路を改良して、そちらへ回れるようにしたいという計画を持っております。

そして、現在の農地の買収でございますが、まだ、これ、地元へは全然おろしておりませんので、4月以降、自治会長さんと協議いたしまして、この計画を御説明申し上げ、御理解いただけましたら測量、設計等にかかっていく予定をしておりますので、いまだ地元へは何も話はしておりません。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 今の125メートルのほうは、まさに行きどまりなんです、この道は。それで、関・本巢のほうへ向かってとおっしゃいますが、これはいずれやらなければならんという道路だと思っております。でも、今その双葉台のほうへ抜けて、道路を抜けられるようにするのが私はいいんだと思うんだけど、それはどうもこれには見積もってもいいし、向こうへは行けないという説明みたいなので、その辺も何か無意味だなと思っておりますが、いずれにしても、ここにこれだけの道路を設けることによって、よほどの見返りがあるのかな、あるいは地域的によほどプラスになるのかなという、私だけが疑問を持つのかもしれませんけれども、できるだけひとつ慎重によろしくをお願いをしたいと思います。

以上で、この件については終わります。

次に、147ページ、中学校費ですが、前の140ページにつきましては、石神議員が質問されましたので取りやめにいたしますが、ただ1点だけ伺いたいのは、さっきの説明の中で、石神議員に答弁をされた中で、もう一つ伺いたい。246万8,000円の設計委託料、この中で、消防関係等でいろいろあるからそういうものを専門的に見てもらう、これも含まれておるから金額的には委託料が大きいと、こういう説明でありましたが、最初からそういうのを含んで委託料が246万8,000円なのか、あるいは今後このセンターを始めることによって、そういう問題が起きてきたときに委託料を支払って設計をしてもらうのか、そういう予備費までが見てあるのかどうか伺いたい。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

設計委託料の246万8,000円につきましては、今後の改修についての費用は入ってございません。石神議員のときに答弁させていただきましたが、この246万8,000円につきましては、学校施設から教育センターへ変更ということで、不特定多数の者が利用に供するという施設になりますので、そういうふうに変更になりますので、先ほど申し上げましたように、建築基準法とか消防法に照らし合わせて、今の設備でいいかどうかということの設計金額でございます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） わかりました。

次に、中学校費、147ページで、学習支援員の報酬が1,032万とありますが、これ、5名分とあります。増員による増額なのかどうかをお伺いします。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

学習支援員につきましては、本年度、21年度は小学校に8名、中学校に3名の配置をしておりましたが、22年度におきましては、小学校が統合して2校少なくなること、また各教室におきまして学習のおくれがちな生徒を重点的に個別指導するということから、22年度におきましては、小学校に6名、中学校に5名の配置をしました。それで、概要の22ページの一番上ですけれども、小学校費の中で小学校分が減額されて、今の中学校分が増額されておまして、人員につきましては昨年と同じ11名でございます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 了解しました。

次に、教育費で同じく157ページであります。高富中央公民館の改修工事の中で、アスベストの除去工事、これ、5,000万ありますが、5,049万5,000円。この算定基礎といたしますか、金額的には非常に大きいのですが、ちょっと説明をしてください。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 高富中央公民館のアスベスト除去工事について御説明申し上げます。

これは、平成18年に建築基準法が改正されまして、含有率0.1%以上と定められております。来年度、高富中央公民館の3階及び4階の耐震補強工事を行います。それに伴い

まして、アスベスト除去工事も行うものでございます。

この工事費の5,049万5,000円の内訳でございますが、アスベストの除去の総面積は1,027.1平米です。1027.1平米が除去するアスベストの面積でございます。1階の吹き抜けが150平米、3階の天井が20.5平米、3階のロビーの天井が116.5平米、3階のホールの天井が393平方メートル、それから3階のホールの壁ですけれども208.1平米、それから3階の機械室ですけれども139平米で、合計が1,027.1平米のアスベストの除去をするものでございます。

今の設計の内容につきましては、直接的にアスベストの除去工事の設計金額が3,229万7,000円です。これは、除去、運搬、処理とか現場の足場というのが含まれております。それに共通仮設費としまして132万5,000円、それから電気設備工事としまして600万円、現場管理費としまして398万1,000円、一般管理費としまして448万7,000円に消費税を含めまして5,049万5,000円ということになります。

現在、この設計書については再度整理させておりますので、若干変わってくるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（後藤利彦君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） これの算定というのは、差しさわりのなければどこで見積もったのか、あるいは1社なのか、お伺いします。

議長（後藤利彦君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 設計の見積もりにつきましては、指名競争入札で業者を決めまして、設計をしていただいております。たしか5社か6社だったかと思えます。

以上でございます。

議長（後藤利彦君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 次に、同じく教育費で171ページであります、総合運動場の経費2,925万9,000円について、内訳を説明してください。

議長（後藤利彦君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 総合運動場の指定管理の関係について御説明申し上げます。

指定管理料につきましては、年間2,925万9,000でございます。これは平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間を期間として、NPO法人たかのみスポーツクラブを指定管理者として指定しております。

この指定管理料の内訳でございますけれども、職員2名と受け付け等業務の人件費が1,921万5,000円でございます。それから、梅原スポーツランドのかぎ管理として9万6,000円、総合体育館の光熱水費、修繕費、消耗品等で1,596万4,000円です。それと、通信費、浄化槽検査料などの役務費で69万円、電気設備、消防施設、エレベーター、空調設備等の保守料で405万7,000円、放送受信料、複写機リース料等で61万5,000円、備品購入費で4万2,000円、合計4,076万9,000円でございますが、この金額から収入として見込まれる施設使用料、自動販売機の収入、コピーの印刷代等の合計1,151万円を差し引きました2,925万9,000円が指定管理料となります。

以上でございます。

議長（後藤利彦君） 久保田 均君の質疑を終わります。

通告順位8番、藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） それでは、発言通告書に基づいて順次質疑したいと思います。

一部久保田議員、石神議員と重複している項目がありますが、ちょっと聞きたい部分がありますので、お願いいたします。

最初に、資料1のページ27、議第16号で、富波小学校と乾小学校がなくなることによって、体育館等、運動場の使用による条例改正はわかりますけれども、特に、私どもの母校の乾小学校に対して、今年度のことに関しては、住民もどうなるんやとかいろいろな話も私のほうに来ているものですから、憶測の話しかできないんですけども、方向性といいますか、企業誘致等というような話も聞いてはおるんですけども、まだ多分執行部のほうでも断定できない要素が多いかと思っておりますけれども、その辺の話と、もう一点は、当然校舎を廃校扱いにすれば、電気に関して受電契約を少なくするとか、あるいは浄化槽なんかの容量を縮小する方法とか、そういった関係の費用も今度の予算書の中には見たところ何も書いていないんですが、そこら辺も含めて、ちょっと答弁をお願いいたします。

議長（後藤利彦君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えをします。

体育館、運動場につきましては社会体育施設として今後利用をしていくということでございますが、乾小学校校舎の跡地利用につきましては、以前の一般質問でございましたけれども、現在のところ、企業誘致とか地域住民の活用とか企業への売却等を含めまして、現在市のほうで検討中でございます。

なお、浄化槽とか電気設備、水道等につきましては、今までどおり維持管理をしていく予定にしております。浄化槽につきましては、人槽を小さくするとか、そういうことも

一回聞いてみたんですが、年4回の点検が3回になる程度で、何千円とか何万円の少なくなると聞いておりますので、現在のままで維持管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） プールのほうはどういうふうなんでしょうかね。というのは、あのプールというのは、当初、途中の段階で水道に切りかえて、すごく水道費が高くなるということで、また、ちょうど相戸という地域から自噴しているところがあって、そこからきれいな水があるということで、もともと乾小学校、簡易水道のできない前もその水道を使ってあって、非常に水量豊かな水が今来ているわけなんですけど、ひとつプールは使用しないという形で、その水源も切られるかどうかですけども、今後、企業誘致等に、市の水道を使わなくても十分な水があるということも宣伝の中に入れていたきたいと思います。

議長（後藤利利君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

プールにつきましては、水道のほうは切る予定はございませんが、学校統合によりまして、プール自体については休止するというようにしております。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） じゃ、質問を変えます。

資料5の総務費の中のページ44、庁舎下水道切りかえ事業で、庁舎の浄化槽、一般的には汚泥を取って、その後砂を埋めて、浄化槽そのものはそれでお払い箱というところなんですけれども、私が思うには、むしろ汚泥を抜き取った後は、すごい容量ですのど雨水などを入れておいて非常の場合の防火水槽に使うとか、あるいは多分切りかえは導入口の前で当然接続されるものですから、特に、東南海地震がいつ起きてもおかしくないというような状況、かつこの地域は濃尾地震の断層が走っているような地域で、神戸地震の際も地震で公共下水道は全部切れちゃって、結局浄化槽のある施設に関してだけは勾配も十分使えたということで、ひょっとしてそんな地震があったときに復旧できるような形をとっておいてもいいんじゃないかなというようなことを思ったわけなんですけれども、その辺の答弁をお願いしたいと思います。お願いします。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 庁舎管理の下水の切りかえ事業について、答弁させていただきます。

きます。

この事業は、本庁舎とふれあいセンター及び総務課で管理いたしております西側の公衆トイレの下水道への切りかえに要する費用でございます。施工業者別に、汚泥の引き抜きの清掃等の委託料と、下水道への切りかえ分に分けて予算が計上してございます。

御質問の槽の再利用についてでございますが、現状では庁舎周辺の防火設備は消防法に基づきまして整備されておりますし、また、三田又川からの取り水も可能なことから、必ずしも新たに防火水槽を追加する必要はございませんが、せっかくある槽でございますので、万一に備えた予備的な防火水槽として活用する方向で検討していきたいと考えております。

議長（後藤利丸君） 藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） そういうふうに使っていただければ、理解できると思います。

続きまして、資料5のページ128、公共下水切りかえ工事。これも同じように浄化槽なんですけど、これは単独浄化槽なのか、それぞれ合併浄化槽になっているのか、また、その人槽がわかったら一緒に説明していただきたいんですが。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 単独か合併か、人槽までちょっと調べておりませんので、後ほど回答させていただきます。

議長（後藤利丸君） 藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） だから、費用というのはこの4つの当然浄化槽の撤去、処分も入った費用ということですね。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） この4つの公園といいますのは、高富地域にあります天王児童公園、北町児童公園、共和町のいこい広場、そして、この庁舎前のげんき広場のそれぞれの浄化槽でございます。議員発言のとおり、今の予算につきましては浄化槽の取り壊しも含んだ予算を計上させていただいております。

以上です。

議長（後藤利丸君） 藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） わかりました。

続きまして、資料5のページ129の土木費のアスベスト除去工事とありますが、これは公営住宅でしょうか。その辺、お聞きします。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） アスベスト除去工事の補助金でございます。これは市

内の方の民間建築物に対するアスベストを撤去するための補助金ということで、一応今のところ1戸当たり80万の2戸分を計上いたしておりますが、これに関連しまして、同じくアスベストの調査補助金ということで、撤去の前に調査をするということで、これも上限額25万円の補助金ということで、2戸分計上させていただいておりますので、あくまでも民間の方の建物ということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（後藤利丸君） 藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） わかりました。

続いて、資料5のページ157、教育費の中のアスベスト除去工事ですけれども、先ほどの久保田議員と重複しますけれども、平米数が1027.1平米ということで、一般的に、除去の平米当たりの単価というのはまちまちなんですけれども、今教育課のほうでは平米当たりどのぐらい、内訳書の根拠、設計根拠ということを知っておりますので、平米当たりどのぐらいの単価で見ているわけでしょうか。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

単価につきましては、除去の場所とか、天井までの高さということでいろいろ違いますけれども、今回の高富中央公民館の場合は、平米当たり2万円ほどを設計できているということを知っております。

以上です。

議長（後藤利丸君） 藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） いつも平米単価が特に問題になるんです。我々もよく聞くことは、まず、これは特別産業廃棄物ということで、岐阜県では御嵩に1カ所しかないんですよね。じゃ、そこはどのような処分の仕方をしておるかということ、結局は持って行って土の中に埋めるだけなんです。結局そこが1カ所しかないものだから、うちでは危ない、よそへ持って行ってくれということ、そうすると三重県とか京都のほうまで持っていかなあかんというようなことで、どうもそういう許可が要るということで単価が高いんだという言い方なんですけれども、実は、きのうちょっとインターネットで調べますと、アスベストの除去といってインターネットで調べると、すぐもう業者から全部出てくるわけですよね。そうすると、その中に1,000平米以上ということ、大体平米当たり4,500円、50平米未満だと2万円ということで、ただ、一般的にこれも3分の1は国の補助金がつくということで、国の補助金がつくということは会計検査対象物件ということですから、例えば、ここで今コンサルに頼んでおるわけですから、その単価根拠はやはり3社見積もりをとりなさいという形になっているものですから、まずそこら辺の単価根拠をきち

っととっていかないと、やっぱり会計検査院に指摘されますので、そのことを申し述べておきます。

同時に、ちょうどそこに電話があったから電話したら、即、1,000平米と言ったら、岐阜県と言ったら、山県市の高富ですかというような、もう向こうの業者が知っていて、それはそれぞれ問い合わせがあったからそういう資料があったんだろうと思うんですけども、平米4,500円ぐらいだったらどんなものでしょうかと言ったら、要するに、一般的にその中に今の仮設設置から、官公庁の届け出から、環境濃度測定から、処分費、すべてを含みますということで、ただ、高富の中央公民館のように天井高が8メートル近くあると仮設費がもう少し高くなりますよという話を聞いて、その程度で終えたんですけども、ひとつコンサルのほうに、まず会計検査対象物であるということと、同時に積算根拠をきちっとしておくということ、その辺、もう一度積算根拠をひとつしっかりとやっていただきたいということをお願いしておきます。そういうことです。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 設計会社のほうへその旨きちんと伝えまして、根拠等、しっかりしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（後藤利丸君） 藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） 同じく、先ほど申し上げましたアスベストの残存物の処理のことですけれども、同じようにインターネットを見ていたら、アスベスト無害化に新技術という朝日新聞のコラムが載っておりまして、それをちょっと読み上げますと、アスベストは繊維状の物質で、吸い込むと肺などに刺さって、がんの一種の中皮腫の原因になると。これは群馬高専の先生なんですけれども、小島教授が開発した技術は、フロンを分解してできた物質とアスベストを混合させ700度に過熱して粉末にすると。フロンの分解物の弗化カルシウムや酸化カルシウムに反応すると、アスベストは繊細な繊維質から無害な粒状の別の物質に変わると。アスベスト分解技術はこれまで、1,000度以上の高温にする必要があり、電気を使うなどして費用がかかった。それが新技術では、灯油などの価格の安い燃料で足りる。新技術で処理費用が抑えられれば、アスベストを回収した後に埋め立てるのではなく、無害処理する流れが強まると見られ、2次被害を食いとめられると期待されているという、こういう朝日新聞の記事と、それはもう既に、特に岐阜県でも羽島の日本アスベストの周囲の人たちが害を受けたということで、あのころから盛んにアスベスト被害というのが言われて、これは2005年7月18日なんですけれども、山県市も多分4月からという日本の中では一番新しいクリーンセンターができると思うんですけども、そういう灰溶融までして金をかけて、灯油代も4,500万もかけるんで

すけれども、そういう対応がでんかどうかということを僕は直接県の環境のほうに話を聞いたら、特化物でも自治体の申請によっては、金そのほうが安くなるかどうかはわからないけれども、そういうこともできるんじゃないか程度の話は聞いたものですから、ひとつその辺のことを踏まえて、特にクリーンセンターの処理のことに關しては一度松影部長の答弁を聞きたいと思うのですが、お願いします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

アスベストについてでございますが、先ほど藤根議員が申されましたように、朝日新聞に載っておったという話でございますが、私はちょっと読んでおりませんので、また機会があったら読ませていただきますが、この平成22年4月から本格稼働するクリーンセンターにつきましては、一般廃棄物を処理するというで環境省のほうから予算をいただいておりますので、先ほど藤根議員が申されましたように、特別管理産業廃棄物のことは私のほうもよく知っておりますもので、そういうこともよく勉強させていただきますし、それから、クリーンセンターのほうのメーカーのほうに問い合わせをしましたが、アスベストの溶融温度は今700度とかなんとか言われましたけど、1,800度以上なければ溶融できないというようなことも聞きましたもので、当クリーンセンターでは1,300度から1,500度ですもので、そういう処理はできないという見解です。

それから、今回つくった施設につきましては、アスベストを処理するというのを想定した施設でございませぬので、今申し上げた3点を踏まえて現時点では処理をすることは不可能ですし、よそへ聞きましたけど、先ほど藤根議員が言われましたように、アスベストについては埋立処理を行っていくという現状でございます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） 私のほうにも資料がありますので、ひとつまた、これは所管の常任委員会でもまた検討してもらいたいと思います。

最後に、またこれ先ほどの久保田議員と重複しますけれども、教育センターの設計委託料の根拠ということでお聞きしておりますので、先ほど教育センターに改修をするということによってそのように見込んだということですので、問題は、やはり裏づけがあるわけです。どういう方向の建物にして、それに対しての設計、対費用効果がある、設計がこれだけかかるということで、私のほうに、例えば消防器具の設置どうこう云々だったら本市にはちゃんとした消防署がありますし、やっぱりせつかく、私は、当然古い校舎は耐震補強せなならんものですから、耐震も組んでいるのかなという判断をしてお

ったものですから、金額的にそのぐらにかかるとは思っていたんですけども、そういったことも関係なしということだと、やっぱり今後教育センターとして富波小学校が再生化するんだったら、やっぱりまず第一に耐震補強をきちっとして、そして、とにかく部屋として、極端な話が事務的な仕事量の多いところですから、教室とか職員室、それぞれが使えるわけですから、やっぱり必要なことは命にかかわる安全な建物にしなきゃならないと思いますので、ひとつそういった視点で考えていただきたいということを思います。局長の意見を伺います。

議長（後藤利利君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 設計委託料の246万8,000円につきましては先ほど御説明したとおりでございますけれども、教育センターとして利用するに当たり、各部屋の利用がございますので、そういうのも見越しまして、例えば3階に各閉校した学校のブースをつくる場合に、カーテンとか火災報知機とか非常用の誘導灯とかということが、どのぐらいつけなければならないとか、そういうこともございますので、今藤根議員からおっしゃいました半分ほど耐震が悪いということがございますので、その部分も含めまして、今後見ていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（後藤利利君） 藤根圓六君の質疑を終わります。

通告順位9番、尾関律子君。

4番（尾関律子君） それでは、通告しております順にさせていただきますが、最後のところですが、小森議員と同じ質問になりますので、最後のところは省略をさせていただいて、4問をお願いいたします。

最初の1問目ですけど、これも久保田議員さんに答えられた部分もありますが、そのほかの部分でまたお願いしたいと思っております。

概要の14ページの、資料では53ページですが、地域健康イベント事業の負担金で、その中の、先ほど説明はありましたけれども、北部地域活性化の事業補助金60万円、商工会に出していたものだというお話だったと思いますが、それにあと10万円プラスしてあるというお話かと思いますが、この北部地域は地元の方が受けてやられるということでの補助金というお話だったと思います。こういった地元の方が地域活性化に動かれるという、こういった団体さんがあった場合のときに、こういった補助金が今後も考えられるのかどうかという点をお聞きしたいと思っております。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 山口市イベント事業費補助金交付要綱がございまして、地域の活性化と住民相互の触れ合いを深めるため、民間で組織される団体が行う地域の

主体的なイベント事業のうち、必要と認める事業に対して経費を補助するという要綱になっておりますので、これに基づき審査をさせていただいて、対象となれば交付することになるかと思えます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今交付されるというお話でしたけれども、こういったものが、基準というものがどの程度の基準というのがあるのかをお聞きしたいと思えます。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） はっきりこうということは掲げておりませんが、やっぱり地域の主体的なイベントということでございますので、例えば、例に挙げて申しわけありませんが、伊自良地域の去年の夏まつりでございますと、水に悩んだ地域ということで、千把焼きというようなことを、昔からの伝統芸能をまた復活されたというようなことで、それをまた後世に伝えるというようなことでイベントをされております。そういうような伝統文化を継承されるような、そういうイベントを対象にしていきたいと考えております。

以上です。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ありがとうございます。

続きまして、同じように概要14ページ、予算書の57ページですが、コンビニ収納システムの構築事業ということで、227万8,000円が予算書で出ているんですけども、この内訳を教えてください。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えさせていただきます。

コンビニ収納の227万8,000円の内訳でございますが、まず1つとしましては、住民税、固定資産税、軽自動車税の各納税書のコンビニ収納のバーコードつき納付のテスト用紙の印刷が75万円でございます。それから、各項目ごとのコンビニ導入に伴うシステム、プログラムの開発料が152万8,000円、合わせて227万8,000円を計上させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） このコンビニ収納については、以前にも一般質問された議員さんもいらっしゃいましたし、また、私も聞かせていただいたことがあったんですが、1件につき60円という手数料がかかるということで、費用をかけてやるにはというお話を伺

ったことがありましたけれども、今回このように予算に計上されたという経緯を教えてください。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

一応22年度に準備しまして、23年4月から始める予定であります。それで、今議員が申されましたように、手数料は60円かかります。導入につきましての経緯につきましては、コンビニエンスストアは全国にありまして、24時間365日営業するということでございます。それで、現在コンビニにおいては、電気とかガスとか電話などを利用していただいておりますので、個人納付書の払いの過半数をコンビニが納めるということも言われております。また、損害保険料や各種試験の受験料など、取扱品目も拡大しております。日常に利用される方が現状ですので、市税においても支払い可能な場所の時間が広がることや、納税者の利便性の向上、市民のニーズにもこたえられることから、今回導入しました。成果としましては、収納率の向上につながるんじゃないかと考えております。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 手数料は、支払われる方側が手数料の分はどのようなかという点と、あと、県内でこういったコンビニ収納をされている現状をお聞かせください。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 支払うほうは要りません。

それから、県内ですけど、21市を調べましたけど、今現在で10市が導入されています。それで、23年度以降につきましては、7市が導入されるという話を聞いておりますので、全部で17市が導入されるという話を聞いております。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ありがとうございます。

続きまして、概要15ページの市単独での子ども医療費助成費670万1,000円のところですけれども、670万1,000円が減額になっているんですけど、その分で対象となる年齢の方たちは変わっていない現状だと思いますので、その減額の説明をお願いします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 非常に、医療費に関しましては、年度によってそれぞれ実績の数字も大きく変動しているのが現状でございます。21年度の予算当初における医療費の年齢の拡大等に伴いまして、根拠数字はありませんでしたので、現行のゼロから6歳までの実績をもとに3年分の分を算出していただいた結果、これだけの差がありました。

以上です。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 実績がということの説明ですけれども、学年を変動しなくてこの実績ということで、1学年上がるごとに、こうやって補助が上がるごとに720万ほどかかりますというお話を以前ちょっとお聞きしたと思いますが、そのことを踏まえると、もう一学年上乘せができる状況にあるのかなというふうに思えるんですけど、その点についてどうでしょうか。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 非常に子育てをしていらっしゃる世帯の方に関しましては、医療費補助というのは非常に有意義な意義があることだというふうには思っておりますが、各保険者にこういうことを行うことによって各保険者に与える波及状況や経済状況などを勘案しながら慎重に考えてまいりたいとは思っております。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 県内各市さまざまあると思いますけれども、ことしの4月から多くのところが中学3年生までの通院、入院の助成をするという現状が聞こえてきております。よりそういったところも踏まえていきたいなというふうに思うんですけれども、その点で、1学年720万、そして、あとほかのところで削れるところがあるの対応ができないかなというふうに非常に思うわけですが、その点での考慮はどうでしょうか。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 子育て支援をしていく上で、非常に経済的な支援というのは大きな意味があるかというふうに思っておりますが、本市では、全部公立の保育園で保育園のほうは運営しておりまして、その内容の充実に関しても、このところ内容に関してはちょっときめ細やかにやってきたつもりでございますし、保育料につきましても県下では本当に最も低いレベルで維持させていただいておりますし、市単独での出生祝い金等も持っております。そういったことを勘案しながら全体的な子育てのあり方をもう一度考えてまいりたいというふうに考えます。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ありがとうございました。

続きまして、4点目ですけれども、概要16ページの広域病児・病後児保育の負担金164万円の事業説明と内容をお願いいたします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 病児・病後児保育につきましては、保育園に通っている

病気の回復期、または病気の回復期に至らない児童で、保護者が保育できないような場合、保育園にかわって預かる制度でございまして、これは、次世代育成支援行動計画の中でも本年度中に何とか方向性をということを考えておりまして、アンケートを実施した中でも非常にニーズとしては高いというふうに考えております。

それで、以前の一般質問等でもお答えしておりますように、医師会との相談をかけながら、単独での実施を非常に考えてまいりましたけれど、運営面等で非常に難しいところがあり、今回岐阜市との広域実施に踏み切ったということでございます。

内容といたしまして、岐阜市にあります4つの福富医院と山田病院、河村病院、小牧内科クリニックという4つの病後児保育園を対象に、4つの事業所を使いながら保育をしていくということで、岐阜市と協定を結びながら実施していく内容になります。8,200円につきましては、1人当たりの負担額として、8,200円の200人分ぐらいを予算化させていただいております。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） そうしますと、現状、利用されている方の負担と、今回こうして予算に上げられた後の負担金というのは、変化があるのかどうかという点をお願いします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 利用されている方に関しては、今までと同じで、特に変わったことはございません。

議長（後藤利丸君） 暫時休憩いたします。議場の時計で2時15分。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

議長（後藤利丸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 先ほどの藤根議員の4つの児童公園の浄化槽の、それぞれ単独か、また、人槽につきまして回答させていただきます。

まず、天王児童公園でございますが、単独で20人槽、次に、北町児童公園でございますが、こちらも単独で21人槽、次に、共和町のいこい広場のほうでございますが、合併浄化槽の96人槽、最後に、げんき広場のほうでございますが、合併浄化槽の96人槽でございます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（後藤利彦君） それでは、通告順位10番、寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、通告に従いお尋ねします。

前の議員の方で重複しているところは省いていきますけれども、まず第1に、報第1号、教育委員会の新しく始まった点検評価という制度についてです。

これについて、どうもお今回しかお尋ねさせてもらえないというニュアンスもありますので、とりあえず基本的なところですが、まず1つ目ですけど、評価委員会の委員を選んだ基準、根拠、そして実際に依頼された人たちの反応、あるいは辞退された例というのはあるんでしょうか。

それから、実際に教育委員会を評価するという事で、評価される側の教育委員、そして教育委員会の事務局の職員、この人たちの意見とか感想はどのようであったでしょうか。

それから、3つ目ですけど、この評価というのは、山県市の教育振興基本計画、12月にこの議場でも配ってもらっていますけど、基本的な市の教育の方針、5年スパンですが、10年単位の5年スパンだと思いますけど、そういったものに具体的にどのように影響するのかということ。

それから、4つ目ですけど、これは私たちが委員会などで学校に行くと、いつも各学校の経営方針とかという資料、カラフルなものを見せていただきますし、そういったものもとなる山県市の教育の方針と重点ですが、そういったものが従来からずっとあったというふうに受けとめています。これに対してどのように影響していくのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（後藤利彦君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） それじゃ、4点の御質問がございましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず第1点目の、評価委員会を選んだ基準、根拠等についてでございますが、委員の委嘱につきましては、山県市教育委員会点検評価実施要綱及び山県市教育委員会点検評価委員会設置要綱というものに基いて委員を委嘱させていただきました。委嘱の依頼につきましては、訪問を中心に直接お目にかかり、評価委員会の趣旨を説明させていただき、御理解もしていただきました。全員の方が委嘱を快く受けていただいたというふうに思っております。

2点目の、評価される側、いわゆる教育委員さんと私ども教育委員会事務局ということの意見、感想ということでございますけれども、教育委員さんのほうでございますが、この評価委員会の客観的な評価は、教育委員会の活動を正当に評価、また、課題を明確

にするものであるということで、教育委員さんの会議ではこの評価を真摯に受けとめ、生かしていこうということを協議いたしております。事務局のほうといたしましては、当然同じでございますが、正当に評価され、課題を明らかにしていただけたことだというふうに理解をし、進めていきたいというふうに考えております。

3つ目でございますが、基本計画の修正、見直しということについてでございますが、議員が先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、この基本計画は、10年を見通し、5年がたちましたら大きく見直すというようなことを基本、もとにして考えております。しかし、点検評価というものも毎年進めてまいりますので、事業の見直し、新規事業の打ち上げ等については検討していきたいというふうに思っておりますが、どちらかといいますと、方法を中心に見直すということになるかというふうに考えております。

それから、4点目の、山県市の教育、現在出しております教育の方針と重点ということにかかわってでございますけれども、山県市振興計画が策定されまして、来年度、22年の4月から実施をするわけでございますけれども、今まで出しておりました方針と重点というものは、今度つくりました基本計画をもとにしてリニューアルをしよう。というふうにしますかという、その振興計画を受けて、山県市学校教育の指針という形で学校教育には進めていきたい。さらに社会教育、さらに人権教育ということが基本計画をもとにして進めてまいりたい。さらにそのことを学校、または団体等に指示を図っていきたいというふうに思っております。そして、このことが、点検評価をもとにして毎年見直していくわけですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、振興計画等についても、主要事業、施策、それぞれ打ってございますので、そのやり方というあたりが大きな修正、見直しのポイントになるかというふうに今は考えております。

以上でございます。

議長（後藤利彦君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今回の振興計画など、そして市の教育の方針と重点、これについては学校教育の指針という形に置きかわっていくのかなと。従来は毎年教育の方針とか重点が出されていたと受けとめているんですが、どうも大きな方針転換がそこであるのかなと。それは多分今回の評価などもされるということも1つのベースにあるようにも受け取れるんですが、そのあたり、そういう認識でいいのかということと、何となく、非常に大きな方針転換がされていくのに、議員には、今初めて私は聞くわけですけど、もうちょっときちっと教育委員会がこういう方向で表に出す方針を変えていきますよということを示す場合があってもいいのかなと思うんですが、そのあたり、いかがお考えかということを質問します。

それから、もう一点ですけれども、今回具体的な点検評価という作業を行って、まさにそのことで何か具体的に变えていこうと、改善しようというところはあるのかどうか。これを見ても非常に抽象的で、具体的に何を変えていくというところが見えてこない。それは何も変えていくところはないですということを指すのかどうか。

それから、もう一つ、具体的に中を見ますと、評価の点数が一応ついていますが、非常にいい評価、上から2つのランクばかりで、中から下はないわけですね。それは、確かに現状がいいからかもしれないけど、ほとんど上位にしか評価されないというのは、実は評価するフォーマットのつくり方が、結果としては何かそこに問題点があったのではないかと。やはり評価が分かれてきて、ここはやっぱりよくないよというのが見えてこないフォーマットとしては不十分だと思うんですね。そういう意味で、毎年続けていく点検評価について、評価するフォーマットをつくり直す必要があるのではないかと。私は非常にいい成績を見て、次にやる課題はそこにあるのではないかと思ったんですが、いかがでしょうか。

議長（後藤利利君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 今お話を聞いておりまして、大きく2点かなというふうに思っておりますが、もし間違っておりましたらまた御指摘ください。

大きな方向転換ではないかというのが第1点目かと思うんですけれども、今まで合併、山田市ができてから、方針と重点という形で教育委員会は示してまいりました。しかし、それは生涯学習のまちをつくる、そしてまたその基礎を養う子供の教育ということは一貫しております。その上に立ちまして、私どもは今回の基本計画というものをつくりましたので、方針と重点と大きく差があるというふうにはとらえておりません。

ただ、方針と重点は、先10年を見通して、これだけの事業を打つことによってその目標を達成しようという考えのもとに基本計画をつくらせていただき、少しおくれたんですが、点検評価はその項目を目指して、目標にしておりますので、そのことを点検評価していこうと。さらに、その点検評価の中には、それぞれの委員、私たち教育委員会そのものの活動も評価をしていこう、こういうふうを考えております。したがって、大きな転換ということではなく、あらわし方を若干大きくしたというふうにとらえていただいたほうがいいかなと私は思っております。

それから、2つ目の、点検評価での具体的な点についての御指摘がございましたが、少し大きく話をさせていただきますと、どうしても教育委員会が、活力ある教育委員会でないというのが世間一般の今言われていることとございました。したがって、教育委員会がより活力ある活性化されたものにするには、やっぱり少し大きな言い方ですが、

マネジメントの仕組みというものをつくりたいと考えました。P D C A、いわゆるプラン・ドゥー・シー・アクションというようなサイクルの中に乗せるためには、今点検評価でチェックをいたしますが、チェックをする前に目標というものがございまして、計画とこのチェックを合わせるといって今回こういうような改正をさせていただきまして、先ほども言われましたように、チェック項目も他市等も参考にさせていただきながら、また、国の方針も考えながら、我々山口市としての独自の評価項目をつくらせていただいたと。

これによってさせていただくわけですが、当然点検評価項目というものについては、これもまた見直しを図らなければなりません、文科省が指導しておりますけれども、点検評価項目づくりには有識者の意見を聞くという項目もございまして、私ども、その点も大学と連携をしながら進めていきたいというふうに思っております。1年、2年で項目を見直すということにはならないかと思っておりますけれども、その間点検評価をしていく中で、当然そういったことも進めていきたいというふうに現在は考えております。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 最初ですのでその辺を聞いたんですが、最後に確認がてらですけど、今回新しい制度ができて、議会側に示すということと、もう一つ、オープンに社会にも出すということですが、具体的に今回の評価結果という成果物をいつごろどういう形で公表するのかということはいかがでしょうか。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 公表につきましては、ホームページで公開をしていきたいというふうに思っております。

ただ、この議会が終了後、ホームページに立ち上げるまでの時間等がございまして、4月以降になるかもしれませんけれども、現在評価されている20年度の評価につきまして公表していきたい、こういうふうに思っております。

以上です。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 余り遅くならないようお願いしたいと思います。

それでは、次に行きますけれども、議第9号、資料1、議案集の14ページですね。特別職の職員の報酬、費用弁償などに関する条例の改正ということです。これの2ページ目、15ページのところの中段にありますけれども、退職手当審査会委員という新しい概念の委員ができるということですね。日額5,500円ということです。これについてですけ

れども、この委員の設置根拠、条例か規則か何によるのかということですね。

それから、どういった人たちで構成するのか、そのイメージ、あるいはその人数はいかがでしょうか。

それから、いわゆる職員の懲罰については、職員の職務審査会委員というのは、各自治体ごとに名称が違いますが、この種のものがちゃんとあります。そこの関係とか違いはいかがでしょうか。

それと、3つ目ですけど、県の市町村の職員の退職手当組合というのが県内大部分の市町村が入っているわけですけど、ここの規約というものがあって、その変更があったのかどうか。それから、その影響というか、その変化がこちらに影響しているのかということ。どのように理解したらいいでしょうか。

4つ目ですけど、その組合の資料もちょっといただきましたけれども、その中には、在職中の懲戒免職相当の場合に適用という趣旨が書いてあります。従来は、職員の退職後については禁錮刑以上という刑事罰が確定した場合にはというふうだったんですけども、今回示されている懲戒免職相当というちょっと抽象的な規定というか考え方、これはどんな場合を含んでいるのかということ。例えば、禁錮刑に至らないそれ未満のものを指すのか、一体どういうふう理解したらいいのか、そのあたりを示していただきたい。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず初めに、退職手当審査会委員の役割ということでございますが、この退職手当審査会は、職員が退職後に、在職期間中において懲戒免職等処分を受けるべく行為をしたことが発覚したときには、本人または遺族、相続人に対しまして退職手当を支給しないこと、または返納を命ずる処分を市長が退職手当組合長に申し立てをする場合に、市長の諮問に応じて調査審議するものでございます。

次に、2つ目の設置根拠でございますが、これは、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例の第16条の6に基づきまして、市の規則により設置するものでございます。

次に、構成員のイメージと人数ということでございますが、これは学識経験と申しますか、識見のある方3名を想定いたしております。

次に、2つ目の御質問の職員の処分審査会委員との関係の違いということでございますが、職員懲戒審査委員会は在職中の職員に対する処分をするものでございまして、任命権者であります市長の審査機関として、副市長を委員長とする委員で構成する組織であります。市長がその権限において処分を行う場合の機関であります。また、今回の退

職手当審査会は、市長が退職手当組合に対し、退職者等の退職手当の支給や返納に関する処分を申し立てする場合に、処分を受ける者の権利保護を図る観点から外部委員で構成する審査会に諮問を行い決定するものでございます。

次に、3問目の岐阜県市町村職員退職手当組合の規約の変更は、影響はということでございますが、規約の変更はございません。組合条例の改正が行われまして、市の規則を制定することとされております。

最後に、4番目の在職中の懲戒免職相当の意味ということでございますが、これは、刑が確定する前ですとか、刑を科することができない死亡者等に対する処分であることから、禁錮刑未満の有罪ということではなく、山県市の職員の懲戒処分に関する基準がございまして、この基準に基づきまして、懲戒免職相当に該当する場合には申し立てをすることが想定をされます。

具体的な想定ということでございますが、この職員の懲戒処分に関する基準の中に、処分の種類といたしまして免職という欄がございましてけれども、そうした中の、例えば横領ですとか窃盗ですとか強盗ですとか、さらに恐喝ですとか、飲酒運転、情報の漏えいなど、そういった処分の種類となる免職になるところが事案として想定されるものでございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） まず、退職手当の委員会ができてということで、最終的には市長村長が申し立てをしないとだめということで、各自治体の裁量に随分よるのかなということをおもうんですが、そもそもこういう新しい制度を導入したというのは、組合のほう、どういう状況とか認識があってこういう新しい制度を取り入れたのかということはいかがでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 今回要件が拡大されたわけでございますけれども、この改正によります違いと申しますか、効果と申しましては4つございまして、1つ目には、違法行為発覚前に、非違の発覚前に退職したケース、懲戒処分前に死亡したケースに対し、支払いの差しとめ後に支給制限ができるようになることで、現職と退職者との均衡を図るとというのが1点ございます。

2つ目には、民間企業の例ですとか裁判事例等も踏まえまして、懲戒免職の理由に応じた一部不支給ですとか、一部返納の仕組みを整備するというのが2つ目でございます。

3つ目には、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合

に、既に当該職員が死亡しているときには、支払い前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、死亡後であれば遺族等に返納を命ずることができることになったということです。

4つ目には、こうした支給制限、返納の制度の拡大に伴いまして、これらの処分があった場合にも共済年金の一部が支給制限されるというような今回の改正の目的でもあり、効果でもあります。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） ありがとうございます。

では、次に行きますけれども、次に、議第10号、同じく資料の1の17ページですね。これは海外に行く場合の支度料ということの関係ですけれども、この支度料という制度は従来から批判もあったということで、国の官庁が2008年に原則的に支給しないということ、やめて大きく報道されてきたわけです。ですが、市の場合、今条例が出てくるということですが、山口市はなぜこの間やめなかったのかという疑問があるわけですが、いかがでしょうか。

それから、2番として、昨年、2009年11月3日の読売新聞の報道では、これは東海地方の自治体に調査したものですけど、山口市の回答は見直しに言及をしない。見直しをするというところもあるのに、山口市は見直しに言及しない、そういうグループに分類されているわけですね。じゃ、そういう報道が11月にあったとして、支度料というのはそれ以降、市はどういうふうに扱ってきたのか、あるいはそういったことをなぜ公にしなかったのかというところ、いかがでしょうか。

それから、3つ目ですけど、自治体の合併をして以降ですが、どういった目的で、いつ、だれに、幾ら、この支度料というのを支給したのか、そのあたりを明らかにしてください。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 初めに、1点目でございますが、国におきましては、旅費の支給に関する法律改正が行われておらず、統一マニュアルにて原則不支給とする方法をとっております。一般的に市の条例を改正する場合には、国の法律の改正に伴いまして市の条例の改正を行っているのが現状でございます。

また、次の2番目の御質問でございますが、支度料につきましては、12月より内規にて不支給といたしまして、3月のこの議会において条例の改正を行うよう準備を進めておりまして、今回提案させていただいたものでございます。中では、12月の代表課長会

議におきまして、職員にはその周知は行っております。

公表ということにつきましては、具体的には先ほどの読売新聞の回答はしないということで答えていたかとのことでございますし、また、公表につきましては、特にこの案件につきましては職員に関する事項でございますが、特段作為があったわけではございませんが、市民に周知するということまで考えなかったのだということを考えております。

次に、3番目の自治体合併後の支払い、支給についてでございますが、県の市町村職員研修センター主催の海外研修に、15年に1名、18年に1名、2名が参加しておりますし、姉妹都市でありますアメリカのフロレンスに、国際交流事業といたしまして16年から20年までに市長、副市長、議員さん2名、職員12名が参加をいたしております。合計18名で、支給金額は18名で58万4,165円でございます。平均いたしますと、1人当たり3万2,400円の支給でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 条例で見ると定額というふうに書いてあって、定額は別表ですと書いてあって、別表を見ますと、今回の議会でも条例の対照表に別表をつけていただいていますし、条例の定額、それから別表も出ていますけど、1カ月未満の場合に、市長等は7万円、それから7級、6級は6万6,000円とか、3級以下は5万3,000円と、こういう表があって、定額だとこのままそっくり出たのかなという気がするんですが、今の人数、それから金額だと、そして平均3万5,000円。そうすると、これはちょっと算定が定額ではなくて個別に、あるいは今の7万とか6万、市長、議員7万ですよ。それがこのまま定額で出ていないんじゃないかなと思うんですが、そのあたり、わかりやすく説明していただきたいのが1つ。

それから、これは一般的なことですけど、支度料って、やっぱり一種のせんべつというか、そういうふうにとられがちで批判があったわけですね。そのあたりについては、一応今回やめるということなので、それ自体はいいわけですが、どのように評価するのかというところ、どのように考えておみえかというところ、お願いします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） まず、支度料の支払い金額でございますけれども、それぞれの職員の職級によりまして違ってございまして、市長等につきましては3万5,035円、7級と6級の職員につきましては3万3,015円、5級、4級の職員につきましては3万995円、3級以下の職員につきましては2万6,950円と、そういった相違がございます。これは旅行の期間が15日未満の場合でございます。

次に、2点目のせんべつということでございましたけれども、この支度金そのものにつきましては、この設置が行われましたのは早い時期でございまして、海外へ出かける場合にいろんな準備をしなければならないというようなこともございまして、こういった制度ができたということで、一般的に海外へ出かける機会も多くなりまして、そういった特別な計らいをしなくても、一般的な海外につきましても旅行の対象として同じような考え方から、こうした支度金が廃止されたということになるのではないかとということを考えております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 市長や議員が7万、1カ月未満というところで、定額だからそこにせざるを得ないのが普通ではないかと思うんですけど、それより多いわけじゃない、ずっと減らしている、今ちらちらと聞こえましたが、15日以下だから半分ですよということですけど、そうなら条例にそう書かなきゃいけないんじゃないのかというのが私の普通の考えです。

先ほど国の説明がありましたね。マニュアルで、法律に書いてあるものを国は支給しないようにしたと。市もそれに倣って12月に内規で支給しないことにしたというのですが、条例の本文に書いてあるのに、それを支給しないということはできないんじゃないかと、あるいは職員から書いてあるからちょうだいと言われたら出さざるを得ないんじゃないかと思うんですが、そのあたりのところ、これだけじゃないですよ、定額というのにもたくさんありますし、条例に書いてあるのに単に規則や内規で出さないものはあるのという問題につながると思うんです。普通に考えたら、法律や条例に書いてあったら、それはよくも悪くもそのとおりせざるを得ないんですよ。ふやすことはもちろん違法ですが、減らすことだって違法なはずなんです。そのあたり、基本的な見解をどう考えておみえですかね。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 条例の解釈につきましては、そういった点も踏まえまして、もう一度よく検討させていただきたいと思います。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次に行かせていただきます。

同じく資料の議第11号で、20ページですね。ここでは基金条例という新しい基金をつくるということですけども、地域活性化・公共投資基金という名称で、この新設の趣旨、それから期間、無限定なのか期間限定があるのかというところ。

それから、2つ目ですけど、市はこの基金をつくったら、ここに独自に財源を積んで、

また新たな目的を持った運用ができるようになるということなのかどうか。

それと、3つ目ですけど、説明では1億5,000万円ほど余ったからそのうち1億円を基金に積むということのようですけど、国から来たお金ですよ、ことし。その原資は国から来ているんだけど、国の財政というのは、もうだれも知っているように破綻状態なんですよ、自治体以上に。そういう中で、国は残ったら返せと言ってこないのがちょっと不思議なんですけど、普通感覚ではね。そのあたりに、国はなぜそう言ってこないのか、どう考えているんでしょう。

議長（後藤利邦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 基金条例の改正についてお答えをさせていただきます。

本予算におきまして、新規に積み立てをする地域活性化・公共投資基金の財源となる地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、平成21年4月10日に政府において決定された経済危機対策における公共事業費の追加に伴う、地方負担の軽減を図り、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう地方公共団体が策定をいたしました地域活性化・公共投資実施計画に基づく事業に要する費用に対しまして、国が交付金を交付することによりまして、地域の活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的とした交付金でございます。

本交付金の交付対象事業は、地域活性化・公共投資実施計画に基づく事業の実施に要する費用の全部、または一部を負担する事業とされておりまして、国の補助事業等にあつては国の定めた事業、地方単独事業にあつては建設地方債の発行対象経費である事業の財源とする場合、または基金が対象となっております。なお、基金は平成22年度以降の地方単独事業の建設地方債の発行対象経費である事業の財源に充てるための場合に限られております。

そこで、御質問の1点目につきましては、今回新設される地域活性化・公共投資基金は、平成22年度以降の地方単独事業の建設地方債の発行対象経費である事業の財源に充てるために積み立てをするものであり、期間については本交付金制度要綱において、平成23年度までに地方単独事業の財源に充てるために取り崩すこととなっております。

次に、2点目につきましては、本基金の積み立ての額は一般会計の定める額となっておりますので、一般財源についても積み立てをすることは可能でございますが、本市では地域活性化・公共投資臨時交付金のみを積み立てる予定でございますので、一般財源については積み立てる予定はございません。

次に、3点目につきましては、さきに述べましたとおり、地域活性化・公共投資臨時交付金は国の1次補正に合わせて追加した公共事業に伴い生じる地方負担の軽減を図る

ことから、さらに地域における公共投資を円滑に実施することが目的となっており、各地方自治体が国の1次補正等において追加した国庫補助事業費から国庫補助金等を差し引いた地方自治体の負担額をもとに、それぞれ算定された地域活性化・公共投資臨時交付金交付額の範囲内において、地域活性化・公共投資実施計画に掲載された事業については地方負担額を軽減し、かつ公共投資を実施することから、国への返還は発生しないものと考えております。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 先ほど、3つ目、国は返せとなぜ言わないのと言ったら、議場がざわざわした。それは、返さなくてもいいじゃないという趣旨だろうと思うんですけども、その気持ちもわかりますが、私は、果たしてそうなのかと。例えば、自治体はいろんなところに補助金を出す。残ったら全部使っていいですよというのは昔だったけれども、今はそれではいけないわけですね。適正に使って、残ったら返すべきものは返す、こういうことでしょうか。それと同じなんです。国と自治体、自治体と他の団体で。ですから、一応先ほどの答弁では、返せとは言わないよという制度だと。ですが、言葉をかえれば、流用していいよというふうに国が言っただけのことだと思うんですね。じゃ、補助金を残ったら流用していいですよと言っていいのかどうか。それと同じ問題をはらんでいるので、私はしっかりそこを、自治体のメリットだからいいじゃないかという考えはもちろん否定しないけれども、もう一方で、思想として、やはり適正に使うことを心がけるといふところは崩してほしくない、こういうふうに思うんですが、そのあたり、流用はいいよと、まさか市は補助金団体に言わないでしょうねということ、総務部長、いかがですか。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） すべて適正な支出になるように、メリットを十分にいただきまして、適切な支出になるような支出をしていきたいと考えております。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次に行きますけど、同じく資料の議案集の21ページですね。議第12号。これは教育センターということで、何人かの方が質問されましたので、そこは省きます。そうしますと、ちょっとお聞きしたいところがあるんですが、1つは、設計委託料246万という議論がありましたけれども、これで他の目的に使うという趣旨にもとれるわけですね。そうすると、通常は、学校って随分補助金を使ってつくっている、維持してきた、あるいは追加、改修してきているわけですね、施設的には。そうすると、他の目的になったときに補助金の返納というところに、ずっと昔のものなら

多分期限は切れていますけど、ここの学校の場合も含めて、そのあたりの抵触関係はないのかどうか。下手に目的を変えていくと、かえって負担がふえるということも普通はあり得るので、そのあたり、いかがでしょうか。

議長（後藤利利君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

補助金返還に関しましては、法の改正がございまして、学校施設につきましては、10年以上たったものの転用については、公共施設に転用の場合は補助金の返還はないということになりましたので、補助金の返還はございません。

以上です。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、従来と違って新たな体制というか、目的を明確にして臨みたいという趣旨のようですが、じゃ、具体的に運営していく職員体制、スタッフの体制はどうなのか。あるいはそのためには当然人件費的なものが必要だと思うんですが、そのあたりはどういった予定になっているのでしょうか。

議長（後藤利利君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） スタッフの体制でございますけれども、所長につきましては学校教育課長が兼ねますので、教育委員会にあります。それで、教育センター内には次長が1名、それから市の事務職員が1名、それから相談員が3名と、兼務職員として4名教育委員会の職員がおります。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今の職員体制ですけど、所長として課長が兼務ということは、基本は本庁におられる。今のお話の次長1名、職員1名、相談員は従来からというふうで、次長、職員はこちらと兼務で、こちらに常駐してポストだけそこにあるのか、あるいはそこに一応基本的に拠点を置くのかということですね。それから、臨時の職員的な4名という意味でしたか、そのあたりも、いわば追加的に人員増になるのか、今の人のやりくりでいくのかということも含めていかがでしょう。

議長（後藤利利君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 基本的には、人員のやりくりになります。ただし、教育センターというやかたが1つふえますので、本部職員を1名置かせていただくという形になるかと思えます。したがって、増員といえば増員になるか。しかし、これは教育委員会内で何とかしたいというふうを考えて動いております。

以上です。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、3回になりましたので次に行きますけど、同じく資料で32ページだと思いますが、議第18号、児童館の関係ですけれども、ここについてですけれども、33ページのところの下のところに出てきます目的外使用。児童館が新しくなって、目的外使用料という概念を条例化しようということですが、そのねらいというのはどこにあるのでしょうか。

それから、2つ目ですけど、一般に目的外使用というのを公共施設にそういう概念を持ち込んでくると、使用料を免除するときしないとき、あるいはどの団体に免除するか、あるいはしないかとか、そういった概念が生じてきて、あるいは区分けが必要になってきて、非常に線引きが不透明になりやすいということは一般的にあるわけですね。そのあたりの基準などはどのようにお考えでしょうか。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 新しい高富児童館にしましては、児童館に必要な集会室、図書室、遊戯室のほか、放課後児童クラブの部屋の休養室とか会議室など、余裕のある児童館となっております。これらの部屋を児童館事業の目的達成のために活用しても、日常的に少し空き部屋状況が見受けられましたので、地域福祉の向上のために有効的に活用を図れないかということで、こういった規定を設けております。

免除、減免などにつきましては、他の公共施設と同じような考え方でいきたいというふうに考えております。例えば免除に関しましては、市または社会教育が行政目的、または目的達成のための主催、共催となって利用する場合であったりとか、対象者が市内全域または校区相当の全域で行う社会教育団体であったり、社会福祉団体であった場合で市長が認めるような場合、その他市長が必要と認めた場合ということで考えております。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） じゃ、そういう説明を前提にですけど、今具体的に、この条例改正、3月25日からというふうになっていきますけど、具体的に運用を始めて、どこか、あるいはどういう団体、こういう目的でという具体的な想定は今市としては持っているのか、まだ全く白紙状態で作ったのか、どうでしょう。具体的にあるならどこがというところを示してください。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 想定するとなると社会福祉団体等が考えられるかという

ふうになっておりますが、現時点で今考えておりますのは、世代間交流の一環といたしまして、NPOに委託しておりますいこいの広場の会場等で使っていただくかということを考えております。

議長（後藤利彦君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） じゃ、質問を変えますけれども、新年度予算の関係ということで、資料と予算書、重複しますけれども、まず、最初に総論的なところからお聞きしますけど、議第26から35の一般会計、特別会計の新年度予算全般を見ていきます。その中で、例えば予算書の176ページ。176ページからは職員の人件費関係が出てくるところですけれども、ここに、22年度予定する職員ということで、総括として338人という数字が出てきます。それから、資料5 2、概要のほうの27ページというところを見ますと、常勤の一般職員の給与費明細というページがあります。ここでも職員数というのがあって、338人という数字も出てきますが、下のほうを見ますと、介護とか水道の特別会計も加えて357人というのが22年度に予定する職員の人数かなというふうに読めます。

そこで質問ですけれども、市長がこの定例会の冒頭に議場で表明されたこと、併した平成15年の433人という職員が21年度は355人と78人減った、18%削減したという説明がありました。その内訳、つまり、いわゆる定年の退職で減っていく、これは自然減という言い方をよくしますけど、その人たちの割合、それから勧奨によって退職した人の割合、それからいろんな事業などの中で計画的に削減したというのは、それぞれ何人で何%でしょうか。

それから、22年度以降の今後5年間として、そういう自然減、それから勧奨、それから計画的な削減、これは何人で何%を見込んでいるんでしょうか。

それと、3つ目ですけど、新年度の予算の中で、臨時職員というのも当然あるわけですね。これは何人かということ。

それから、もう一つ、その他特別職という言葉で予算書などに出てきますけど、これは何人なんでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 職員の定数の減について御説明を申し上げます。

まず初めに、平成15年度の全職員数は、先ほどのお話にもございましたように、433人でございます。平成22年度で355人にするということで、78人の削減の計画でございます。削減率で申しますと18%でございます。78人減の内訳といたしましては、まず、退職者が102名おります。この退職者の内訳は、定年退職が61名、率にいたしますと58.1%、

自己都合が19名、率にいたしますと18.1%、勸奨が19名で、これも率にいたしますと18.1%、死亡が1人で1%、それと整理退職が2名で1.9%でございます。

割合につきましては四捨五入しておりますので、97.幾つかになると思いますが、こういった状況でございます。

この退職者102名に対しまして、採用した人数が24名でございますので、102から24を引きます78名が減ということになります。

次に、2つ目の、22年度以降の5年間の見込みということでございますが、平成22年度には355人から27年度に321人で、34人の削減計画を予定しております。率にいたしますと、マイナスの9.6%でございます。このうちの削減の内訳でございますが、これはすべて、退職者数がこの間53名でございますので、100%定年退職者の53名を見ております。この退職に伴います採用予定者数は19名でございますので、53から19を引きますと34の削減ということになります。

次に、3点目の臨時職員、その他特別職の人数でございますが、臨時職員につきましては253名でございます。その中で社会保険に加入している職員は126名ございまして、これは保育所ですとか調理員ですとか長期での臨時職員でございますし、社会保険に加入していない職員は127名を予定いたしております。これは、スポット的に勤務時間数によりまして短期でいろいろな形での雇用の形態になります。

また、その他の特別職につきましては合計で1,502人ございまして、その中で一般会計が1,434人、国保会計が26人、介護保険で25人、高富財産区で7人、上水道会計で10人でございます。特に、一般会計で1,434ということでございますが、この一番大きな対象となりますのは、消防団員でございます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今の職員について、この22年度以降の見込みということですが、19名程度採用分で、最終的に34名削減を将来目標ということですが、これは定年退職分だけということですね。そうすると、過去と比べて、本人都合はともかく、想定できないとして、勸奨など、あるいは計画的にやっ払いこうという部分、そこは全く今後は考えられないのか、市の方針としてね。それとも考えるのか。考えるのなら、いつそこを明確にするのかはいかがでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 削減目標につきましては、山県市の定員適正化計画によりまして目標を設定して実施してあるわけでございますが、過去の例を申し上げますと、例

えば平成16年の3月に策定をいたしましたこの計画では、15年から19年までの間、この5年間に、15年度は451から19年度は433ということで、18人の削減目標にしておりましたが、19年度を待たずに16年度で21名の削減となりました。

そういったことから、17年度の12月には第2次の山県市のこの適正計画を17年から22年までの間の計画を行いまして、その間目標が20人の削減でございましたが、この22年度を待たないで19年度末で26人の削減となりました。そういったことから、20年度におきましても改定を行いまして、この17年から22年までの期間の変更は行っておりませんが、17年から22年までの48人の削減目標でございましたが、この21年度末で57人の削減ということで、過去こうした変遷がございました。

そういったことも踏まえまして、現在は定年退職のみでの対応ということで見ておりますけれども、勸奨ですとか自己都合等の退職がございましたら、それに伴いまして、かなりの大幅な削減をしてきておりますので、実態的な事務量をはかりながら、こういった適正な削減計画を今後とも継続していきたいということを考えております。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 先のことですから、一般市民の声は、やはりできるだけ職員は削減すべきところはしてほしいということですので、ぜひ考えてほしいと思います。

では、次に行きますけれども、同じく新年度予算の一般会計、特別会計についてですけれども、今度具体的に人件費などの費用、お金の支出ということでお尋ねしますけれども、先ほどの予算の概要の7ページを見ますと、一般会計の歳出の性質別ということで、人件費というふうに計上されています。この人件費というところですが、28億4,000万ほどということですね。比率で23.1%、こういう位置づけです。ここを理解したいわけですが、財政と話し合って、財政には資料があるわけですが、昨年の秋、21年9月につくったという資料を見せてもらいましたけど、ここでは普通会計ベースで中期の財政計画というのがある。21年から26年ですか。ここでは人件費というところの資料がありまして、これを見ると、22年から26年の5年間、各年ごとに歳出の人件費が一応予測されています。そこにおける市の現在の予測、多分唯一の予測なんですけど、ここで見たときに、22年度をどうやって評価するかという観点でいきますけど、各年度ごとに、歳出の合計に対する人件費というのは何%ぐらいでしょうか。将来のことですね。それから、その今の中期の財政計画については、職員の削減というのは含んでみたものなのか、含まないのかということです。

それから、3つ目ですけど、じゃ、ことしの新年度予算、今の新年度予算において、先ほどの臨時職員とかその他の特別職、こういった人たちの人件費的なもの、あるいは

保険が必要な場合がある。これら諸費を合計したものは幾らになるのでしょうか。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、平成21年の9月の普通の会計ベースの中期財政計画における歳出合計に占める人件費の割合は、平成22年度が27億6,000万円で、率にいたしますと24.9%でございます。平成23年度が26億6,000万円で24.6%、平成24年度が26億1,100万円で24%、平成25年度が25億9,900万円で23.5%、平成26年度が26億1,000万円で24.3%となっております。

次に、2点目の、職員の削減計画を反映しているのかいないのかという御質問でございますが、これは、先ほど御説明させていただきました山県市の定員適正化計画を参考にいたして作成いたしております。

次に、3点目の、新年度予算における臨時職員、その他の職員の人件費と保険料の諸費の合計ということでございますが、臨時職員の賃金は約2億3,000万円、その他特別職の人件費は約1億1,000万円、保険などの諸費が約3,000万円、合計をいたしますと約3億7,000万円ほどでございます。また、このその他特別職には、議員の皆様ですとか、皆様方の報酬とか手当とか共済費等は含まれておりません。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 数字をありがとうございます。

今最後に、通常的一般会計の28億以外の部分で、いわば人件費的な人の経費というところを答えていただきましたが、議会の議員、これは9,500万円ほどですけれども、年金も含めて、それを除いた分で3億7,000万円ほどがまだあるよということで、足すと32億ぐらいになるかと思うんですけれども、やはり、市民から見ると非常に多いということが目立つ。しかも、財政が厳しいということで事業を絞っていくほどに、人件費は相対的に率は上がるんですね、先ほどの24、25%というのは。事業をどんどんやっていけば22とか下がっていくんですが、緊縮財政で厳しくやっていけば人件費は上がって見えてくる。やっぱり市民から見ると職員が多いんじゃないというのがどうしても出るんですね。そのあたりを十分に認識して削減計画も実行される、人件費の抑制、やはり職員給与の引き下げも見ていかないと、市民から納得できるものにならないんじゃないかと思うんですが、そのあたり、抽象的ですけどいかがでしょうか。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 人件費の削減につきましては、特に、先ほど御説明させてい

ただきましたように、職員の配置につきまして適正な計画を作成して、しっかりした、これを実施することによりまして大幅な削減を現在までも行ってきたわけですが、今後につきましても、財政状況等、事業量等を把握しながら、積極的にと申しますか、前向きに計画の達成が目標年度よりも早いような達成ができるような方向で進めていきたいということを考えております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、質問を変えますけれども、まず、もう一点だけ総論的なところでお尋ねしますけれども、一般会計、特別会計の新年度予算全般ですけど、先ほどの予算の概要書の29ページというところを見ると、これは地方債の年度末の残高見込みというページです。ここには、22年度の末で一般会計237億ですか、特別会計を加えた総額は358億円と。市民1人当たり120万円ほどの借金という俗な言い方が出てきます。市民というのは、御承知のように、借金とか長期展望に強い不安を持っているわけですが、そういった観点で見えていきます。これも財政の資料を見ましたけど、一般会計の平成25年度あたりの予測ということでは、起債の残高は192億円、30年度になると起債残高は102億円と非常にすばらしくどどんと減っていつている数字が出てくる表をもらいました。これに特別会計を加えた場合の、先ほど平成25年一般会計は129億でしたが、平成25年の特別会計を加えると幾らか。それから、30年、一般会計は102億でしたが、特別会計を加えると幾らになるんでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

一般会計、特別会計及び水道事業会計合わせた平成25年度の残高は約306億700万円でございます。内訳といたしましては、一般会計が約191億6,700万円、特別会計が約89億700万円及び水道事業会計が約25億3,300万円となっております。

また、平成30年度の残高は約206億5,800万円で、内訳といたしましては、一般会計が約102億2,000万円、特別会計が約85億1,000万円及び水道事業会計が約19億3,000万円となっております。

これらの数字につきましては、平成23年度以降の市債の借入額についても想定をいたしましてシミュレーションしてございますが、経済状況ですとか財政状況及び普通建設事業量などによりまして増減をすることは十分考えられると思われま。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今の数字、それから変動する要因も説明していただきましたけど、もう一回確認ですが、過去の例を見ていくと、やはり何年か前には想定していなか

った大きな事業、あるいは明確にされていなかった大きな事業が表に出てくる。結局負担を大きくしてきたという歴史があります。これはどこの自治体もそういう傾向にあるんですが、今の数字はというと、新たな新規の大型事業が一つ、二つふえてくる。そうすると非常に悪い数字になっていく、そこは当然私はそう思うんですが、そのように理解していいでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 現在までに、新市まちづくり計画に基づきますおおむねの事業が完成をいたしておりますので、今後につきましては、この財政の予測しております事業量によって進んでいくものと思われま。

ただ、ことのように国からの交付金等がございますと、全体の事業費は大きくなりますけれども、それは当然財源の内訳があるものでございまして、今後におきましては、この計画に沿ったような形で進めるものと考えております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） じゃ、次に行きます。

議第26号、新年度予算で、概要のほうで見ますけれども、14ページ。この14ページのところですけれども、上から6行目あたり、52ページという表示の男女共同参画推進事業ですけど、懇話会費、これは従前からあると思いますが、そこにアンケート実施経費というのが加わっているわけですけども、具体的にどういったことを想定しているのか。過去にもアンケートはあったような記憶もあります。その辺を含めていかがでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 男女共同参画事業の推進につきましてお答えをいたします。

この男女共同参画の推進につきましては、新年度は臨時的経費といたしまして、アンケート調査に要する費用21万2,000円を計上いたしております。主にこれは通信費でございます。

現行の山口市男女共同参画プランは、平成19年度から23年度までの5年間を計画期間としていますが、この計画を作成する時点で、事前に現状と課題を把握するための意識調査を行いました。今後、これから新たにこの24年から28年までの5カ年の計画を作成するに当たりまして、前回行った形での調査を踏まえまして、男女共同参画社会に向けた意識がどのように変化してきたかを調べるために、前回と同様なアンケート調査を行いたいと考えております。

対象といたしましては、市内に住所を有する方、18歳から75歳未満の方で150人を抽出

して行う予定でございます。結果につきましては、市の男女共同参画推進懇話会で意見を伺うなどして、今後の計画づくりに生かしてまいりたいと考えております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、1つだけお伺いしますけど、以前はアンケートをとってプランをつくったのかなという記憶ですけど、今回はプランをつくって懇話会に提示してというようなことでしたけれども、いろんな自治体が共同参画についても条例づくりというところに入っていている。市の場合、そういったところが多いんですけども、その場合に、山田市は今回のこういうアンケートをとり、意見を交換するのはいいんですが、条例づくりに至るのはどういうイメージでしょう。これを受けてなのか、全く具体的な予定がないのか、いかがでしょう。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 条例づくりにつきましては今後の検討課題ということでございますが、男女共同参画の推進計画の中での登用目標というのがございまして、この登用目標の目標値が23年度までに30%にという目標値でございます。現在、この21年4月1日、昨年4月1日現在でこの参画率は30.5%ということで、この目標値をもう上回っておりますし、また、この1年間でのそれぞれの審議会等のこの登用状況を見ていきますと、これ以上に目標値を達成しているという認識をしております。そういったことから、条例づくりにつきましては、またそれぞれ懇話会等で御審議を、こういった実態の把握を踏まえながらの御審議をいただきながらの課題になるかということを考えております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 再々質問をしないつもりだったけど、今の30%という目標があって、30%を超えましたからいいともとれる趣旨ですが、決してそうじゃないわけでしょう。男性と女性50%ずつなんですよね。だから目標を上げる、そうやってよその自治体は順番に現状を変えてきているわけですよ。最終目標はやっぱり50、50なんですよね。30の目標率を達成したからちょっとスピードダウンともとれるような考え方ではおかしい、法律や制度の趣旨に反すると思うんです。達したのなら目標を上げる、そういう形で平等を実現していく、そういうことが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 先ほども御説明申し上げましたように、懇話会等での御意見を伺いながら、計画をいたしてまいりたいと思っております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君）では、次に行きますけど、議第26号、先ほども議論がありましたけど、概要書の14ページ、コンビニ収納という新しい制度についてです。

既に議論されたところは省きますが、とりあえず、まだ議論されていない部分、ちょうど通告にかかる部分ですけど、銀行の振り込みの場合の市が銀行に払う、従来の銀行に払う場合の手数料は幾らかということ。実際の現在の件数、振り込みと、あるいは直接払い込みの件数、それから、じゃ、コンビニの場合の手数料はどのようなかということと、それから想定している収納の件数、これはどのようかということ。

それと、もう一つは、メリット、デメリット、特に新しい制度ですからどちらも等しく評価しなければならないので、そのあたりの説明を、デメリットを含めてお願いします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

1点目の銀行振り込みの場合の市が銀行に払う手数料でございますが、これは口座振替手数料1件につき10円50銭でございます。

それから、現在の口座振替と直接納付の件数でございますが、今年度当初予算の発送件数で申し上げますと、固定資産税につきましては、口座振替が9,098件、それから直接納付が5,813件でございます。それから、住民税につきましては、口座振替が3,364件です。それから、直接納付が3,601件でございます。それから、自動車税につきましては、口座振替が4,828件で、直接納付が6,826件であります。

コンビニエンスストアの手数料でございますが、1件に60円程度と聞いております。

それから、2点目のメリット、デメリットにつきましては、先ほど尾関議員のときにもお答えしましたように、全国各地どこのコンビニエンスストアでも納付ができること、それから、土曜、日曜、祭日を含め24時間納付が可能ということ、それから、昼間の仕事で金融機関に納めに行けない人が便利になること、ということで、利便性が向上し、収納率の向上につながるということがあります。

それから、デメリットにつきましては、先ほどお話ししましたように、収納手数料が高いことと、それから市の入金が銀行と比較すると遅くなるという点がございます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 答弁漏れかと思えますけど、コンビニ収納に移行した場合、取り入れた場合の現在市が見込む件数、それはどれくらいでしょう。60円という手数料、高くなることはわかりましたけど、見込んでいる利用の件数。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 失礼しました。

先ほどお答えしましたように、直接納付が固定資産税、住民税、自動車税でございますが、この件数を合わせまして大体4,000件程度を予定しております。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次に行きますけれども、概要書の15ページですけれども、73ページというふうに書いてあるところの子ども医療費ですね。これについてですけど、これも先ほど他の議員でありましたので重複は省きますが、いわゆる市の単独助成の部分、これについて、21年度の当初予算と比較して17.6%、670万円ほど少ないと理解しますが、これが先ほど実績からという趣旨の説明でしたが、実績は実績でいいとして、なぜそういうふうになるのかという理由づけを説明していただきたい。

それから、もう一つ、去年の秋、21年11月1日現在の子ども医療費の県内の状況というのを県はインターネットで発表していますけれども、それを見ると、山県市というのは県内42市町村のうち下から5番目だということですね。岐阜市は、先日の選挙も受けてか、岐阜市長が中学校まで全部あげますということで、予算も発表しています。13億ほどふやすとかということですね。岐阜市が上に行くとなると、やはり山県市は下から4位に転落するというふうになるかと思いますが、市としてはそういった事実をどのように受けとめるのでしょうか。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 小学校1年生から3年生までの医療費が当初予算に比べて少なかったということに対する理由づけですけど、子供の病気にかかる罹患状況というのは、抵抗力の低い年齢ほど高いというふうに考えております。それが大抵、全般的に言えることは、小学校就学前までの子供はよく病気にかかりますし、小学校に入ることによってかなり罹患率というのは低くなっていくというふうに考えております。その結果が、今回の医療費の減額につながったというふうには思っております。

それから、ワースト4位ということに対する考え方ですけど、先ほど尾関議員にもお知らせしましたように、子供を持つ親といたしましては、年齢が拡張されることによって医療費の助成を受けるということは非常にありがたいという思いもありますし、そういった意味をひとつ頭に置きながら、これは無料化することによって安易に医療にかかりやすい状況をつくってしまうことによって、各保険者に与える波及状況なんかも少し数的に拾いながら、それと財政状況も勘案しながら検討していきたいというふうに考えております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 先ほどの前年度予算との比較の原因というか理由、解釈の仕方ですね。単純に年齢が上がるほど罹患率が低くなるよという事実の反映だろうという趣旨ですね。当然私もそう思っていますけど、それをそのまま考えていくと、他の自治体が小学校、中学校、さらにと全国ではそういう自治体もありますが、そういうふうに行ったときに、年齢が上がるほど必要とする医療費は少なくなるという一般的な解釈でいいかと私は思うんですが、どうでしょうか。例えば中学生のほうが小学生よりも少ないよ、高校生になればもっと少ないよと、普通はそう考えると私は思うんですが、先ほどのデータからいってもどうでしょう。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） きちんとした形で、数的に、科学的に見たわけではございません。私の主観的な考え方でございますが、一般的にやっぱり年齢が上がるに関して医療費としては下がっていくと思っております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次に行きたいと思います。

同じく予算の概要の17ページですけど、87ページという示し方がしてあるところの、ちょうど16ページか。一番下ですね。広域病児・病後児保育負担金という部分ですね。これについては、昨年麻生内閣が制度をちょっと厳しく絞ったということで、受け入れ施設側はかなり困った状態で、やめるところも出ているということは新聞やテレビで報道されています。そういった後退姿勢があり、さらに政権がかわって事業仕分け、そこでも絞り込もうという話が一時あったとも聞きます。そういったところで、今回ある種広域的に従来岐阜市が行っていたところに参加していこうという趣旨に受け取れますが、そういった背景的な予算的な意味、そのあたりのことは大丈夫でしょうか。

それから、2番目として、広域的なということですけども、負担金を出さないと市民の人は利用できないのか、それとも自治体が負担金を予算化していなくても、現実に必要になればそこに行けば利用できるのかということ。

それから、広域といった場合の現在想定されている自治体、どこが参加していくのか、新たに参加するのか、そこはいかがでしょうか。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 病児・病後児保育を実施していくあたりの経緯につきましては尾関議員のときに御説明させていただいたと思いますが、予算につきまして、国が、今まで定額補助から実績割合に応じた補助単価に変えてきております。そういった

意味で、岐阜市が今まで4施設において行っておりました運営が非常に厳しいものになってきたということで、利用している団体、自治体を含めて広域的にやることによって維持していこうという趣旨があったというふうに思っております。

それに関しまして、委託料から国の補助金を引いた、3分の1が国庫補助ということで来ておりますので、3分の2に関する部分を広域の自治体の利用者割合で、かかった人数で1人当たりの単価を計算したところ、大体8,200円ぐらいということで、それに合わせた実数ということで予算をつくっております。多分、広域的にやればできるというふうに思っております。

2番目に、広域的な負担金の有無に関してですけど、これに関しては、負担金を出さなければ利用できないというふうに思っております。

3番目に、自治体の数につきましては、きちんとした数字が、協定数によって結ばれますので、何自治体がそこに参加されるかという最終的な数字はつかんでおりませんが、今現実的に岐阜市にあります4病児・病後児保育の保育園を利用している自治体が16自治体というふうに聞いております。その自治体がどうお考えになるかはちょっとわかりませんが、それに近い数字が出てくるのではないかとというふうに考えております。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今の説明ですと、市がやっぱり負担金を出して参加しないと市民の人は岐阜市にある4つの医療機関のどこかに行ってもこの制度を利用できないよというふうに受け取りましたが、それでいいですね。ということですし、市民にとって新しい制度が4月から始まっているよということになる、その周知はどういうふうにするんでしょうかということ、そのあたり、いかがでしょうか。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 先ほども言いましたように、協定を結ばなければ利用できないということで、今後につきましては、利用者には、各種の健診、もしくはホームページ等で、時間がないですので、まずは周知してまいりたいと思っております。その後につきましては、広報等の幅広く市民の方にPRをしてまいりたいというふうに考えております。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 実はつい先日新聞に出ていましたけれども、国のほうは現状をかなり反省して、病児保育を大幅に増額する意向であるということで、実は国会で新しい予算が通ったら自治体に通知するという方針まで出ていて、ちゃんと担当の人は御存じだと思んですけど、そういうふうになると、かなり財政的にも、医療機関もですし、

裏返しとして自治体側にも財政的な余裕は出てくると思うんです。そういう意味では、よりそういったことを前提に市民の方にもPRしていいんじゃないかと思うんですが、そういう認識でいくのか、できれば余り使ってほしくないよなのか、そのあたり、どうなんでしょう。通知を知っているかどうかも含めて。

議長（後藤利汎君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 今年度やりましたやまがたっ子すくすくプランの中のアンケート調査の中でも、最もやっぱりニーズが高かったのはこの病児・病後児保育だというふうに思っております。そういった意味で、利用者に関しても、実際やっていない他市の施設を利用していらっしゃる方が二百数人あるということは、やっぱりそれだけの利用実績から見てもニーズが高いというふうに思いますので、積極的にそれに関しては進めてまいりたいと考えております。

議長（後藤利汎君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、通告してある最後になりますけど、概要の24ページ、教育委員会のところですが、真ん中あたり、172ページと書いてある予約管理システム、総合運動場のことですが、これについて、インターネットでの予約管理という説明ですけれども、どの程度までインターネットで利用できるのか、そのサービスの内容ですね。

それから、岐阜県というのは非常に財政が厳しいということで、いろんなところを削ってきているわけですね、御承知のように。市町村にも非常に影響を及ぼしている現状の中で、これを見ますと、県の補助金が315万。そのままその倍、自治体が半分と、市が半分ということにとれますけれども、岐阜県はどういう意図で、県の財政が厳しいのにこの補助金を今回、山県は初めて使うから初めて県が出したのか、従来から出して順番に山県に来たのかわかりませんが、そのあたり、県の真意というのはどこにあるのかというところを説明していただきたい。

それと、やはり630万というのは今年度だけなのか、次年度以降はどうなっていくのかということですね。あるいは県の補助、単発なのか継続なのか、そのあたり、いかがでしょうか。

議長（後藤利汎君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） それでは予約システムの関係についてお答えします。

1点目のシステムの内容でございますけれども、本予約管理システムの導入の趣旨、目的は、利用者の利便性を向上させること、管理者の事務の効率化を図ることでございます。

ます。市内社会体育施設12施設、学校開放施設12施設の利用について、これまでの直接窓口申し込みに加え、インターネットを利用して家庭のパソコンや携帯電話からも24時間空き状況の確認や予約等を可能にするものでございます。

また、管理者側は、施設ごとに手入力により管理していたものが、申込情報により各帳票に反映させ、事務の効率化を図ろうとするものでございます。

利用できるサービスの内容についてですが、まず、どなたでも施設案内の提供、施設の空き状況の確認ができます。次に、団体登録を行い、IDパスワードを交付された方は、さらに施設の予約、予約状況の確認、予約の取り消し、変更、使用実績、料金の確認、管理者からの携帯メール発信機能の利用ができることとなります。

2点目の、県補助金315万円の真意はどこにあるかということでございますけれども、県の真意のほどはわかりかねますが、本補助金の趣旨は、公共スポーツ施設等の有効活用を促進するために、その管理運営に創意工夫を凝らして実施するモデル的な事業に対する支援を行うことを目的として、地域スポーツの振興と地域の活性化の推進をするものでございます。助成対象事業は、システムの整備事業、ソフト事業となっております。

3点目の、今年度だけかということでございますが、本事業につきましては、平成22年度の単年度事業でございます。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 再度お尋ねしますけれども、1つは、パスワードをとれば予約までできるということでしたね、空き状況を見るだけじゃなくて。そうすると、行政というか、施設側の受け入れ事務がすごく減りますよね。申込書を見て点検して入力してとか、それがぱっと一覧表で自分たちのデータになる。実はそれは例えば指定管理にしる、市の職員がやっている施設にしる、かなり人員削減につながる、労力削減につながりますよね。県は多分そこを見ているんだろうと思うんですが、そういったところで見えていくと、指定管理料にも当然反映されるであろうと思うんですが、その辺は教育委員会は何か考えているんですか。私は直感でいくとそう思うんだけど、どうでしょうか。

それから、先ほど教育委員会がスポーツ振興とかとおっしゃった。それは確かにそうですけど、多分県が補助する意図は、いろんな施設、公共施設とか会場の貸出施設は全部こういった方向でいくと合理的になりますよという指示を含んでいるんだろうと。その一例であって、公民館にしてもいろんな施設にしても。そういう意味で、自治体側がここをどう受け入れるか。つまり貸出業務がかなり人手は減るわけですよ。そういうふうに私は受けとめたんですけど、そういうあたりはどうですかね。どうですかねとい

うのは逆に行政側に聞いたほうがいいのかもしれませんが。じゃ、行政の受けとめ方でいいですけど。

指定管理料は教育委員会、まず具体的にそこはどうか。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

指定管理料につきましては、3年間ということで協定を結んでおりますが、管理料につきましては毎年度契約ということになっております。現在のところ、22年度の契約につきましては昨年と同じ金額の指定管理料としております。

これにつきましては、今御指摘にございましたように、人件費等の減少になれば、その次の、次年度の契約からは検討していく予定にしております。

以上でございます。

12番（寺町知正君） だから、行政のほうに、今教育委員会では一般論じゃなくて、具体的にここの市の総合運動場管理がシステム化していくと人件費が削減されるんじゃないかと。それは県の意図が公共施設一般にできるんじゃないのと。公民館にしても、いろんな施設が。そういう趣旨もあると私は思うので、市のほうは、教育委員会がやるシステムを適応できるところは適応してはどうかということをおもうんですが、いかがですかということです。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 今後検討させていただきたいと思っておりますけれども、特に指定管理を行いまして、その体育館の利用実態を見ておりますと、非常に格段に利用率が上がってきておりますので、利用率が上がるということはそれなりに労力もかなり必要な労力が要るのではないかと思います。そういったところも勘案しながら、また全体的なことも勘案しながら今後検討課題とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 以上で寺町知正君の質疑を終わります。

林総務部長より追加説明をお願いします。

総務部長（林 宏優君） 先ほど寺町議員から御指摘いただきました旅費の支給についてでございますが、山州市の職員等の旅費に関する条例の中で、23条でございますが、旅費の調整というところがございまして、その中に、任命権者は通常必要としない旅費を支出することとなる場合においては、その必要としない部分の旅費を支給しないことができるということでございまして、支度料につきましては、あくまでも支度料でございまして、スーツケースなどの旅行に必要なものをそろえまして外国で恥ずかしくない品位や対面を保つというのが目的でございましたが、現在におきましては、そういった

支度料を支給しなくても一般的な旅行の形態での旅費で賄えるという、こういった考え方から、この旅費の調整の部分を適用させていただきまして、支給しないことといたしております。

議長（後藤利元君） 以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 未通告でございまして、申しわけございませんが、1つお聞きをいたします。

127ページ、公園管理の維持管理等というところで330万ほど削減をされておりますが、これの根拠と考えについてお聞きいたします。

議長（後藤利元君） 暫時休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後3時50分再開

議長（後藤利元君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） ただいまの公園管理で800万ほど減額しておる内訳でございますが、それぞれの公園管理等の委託料の減額でございます。

議長（後藤利元君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 330万というのは結構な額ですが、どういう削減をされるのかということをお聞きしておるんですが。

議長（後藤利元君） 暫時休憩いたします。

午後3時52分休憩

午後3時53分再開

議長（後藤利元君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 申しわけありません。

平成21年度におきましては、市内の公園の危険な遊具の点検を行いまして、その修繕を行いました。その分が22年度は減っているということでございます。

議長（後藤利元君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） わかりました。

それに関連して、100ページのアダプトプログラムの推進事業費ですが、これも減額になっておるわけですね。それで、今後公園管理というのを、地域の公園は地域の人たちというような方向でいくということもお聞きしておりますが、業者の分を地域のほうで管理していただくという方向であるとしたら、このアダプトプログラムというのはむしろ拡大をしておくべきではないかなと思うんですね。それで、当然ボランティアをお願いをするわけですが、実際やっておる人の話をお聞きしますと、ある程度の有償ボランティアで管理をしていかないと、せっかくつくった施設が、地域の人を楽しむとか、それから親しむとかということ、そういう効果がなくなっていくのではないかと思うわけです。だから、業者委託を削減すると同時に、民間で手を挙げていただく人たちにある程度の支援といえますか、そういう方向に行かれるとしたら、このアダプトプログラムのほうも条件緩和と予算拡大が必要ではないかと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

以前宮田議員からも御質問がございましたように、アダプトプログラムにつきましては、市内に今たしか8事業所やっただいておりますが、その件につきましては、今ホームページとか、そういうのでPRしておりますもので、それと今の公園管理のところもやってもらうようにこれからも努力していきますので、よろしくお願いします。

議長（後藤利丸君） ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 1問だけ。月曜日の通告に書いたつもりでしたが、きのう書いていないことに気がついて、議長と課長にはきのうこういうことを尋ねますということはお伝えしてありますが、お答えをまだ聞いていませんので。

資料の5 2の12ページですけど、国保関係ですね。全協の中でも説明の書類をもらったんですが、じっくり見て非常に驚いています。30%以上引き上げるという予算だということでした。新聞でも、全員協議会の次の日に出ていました。これは市が記者発表したというふうに思いますけど、私は新聞5紙を見たんですけど、どの新聞にも、山県市は国保を30%上げるよと、三十数%上がるよという、「こ」の字も書いていない。こういう事業をやりますというのは書いてありましたけど。ということで、どうもこれは非常に重大な事項であり、どこから見ても非常に特殊な事象、出来事であるんですが、記者会見の中でその説明をしていないのではないかと。当然議員にもそうですけど、口頭で資料を配ったから見ておきなさいよじゃなくて、30%ぐらい上がりますよという口

頭の説明があってしかるべきだと思うんですが、なぜそうしなかったのかお聞きしたい。

それから、じゃ、そもそも、このように上げることになった理由とか事情、それから当然条例改正が必要ですが、この議会にはその条例改正は出ていないということで、条例改正がされない理由はいかがでしょう。

それから、3つ目ですけど、いろいろな基金をふやしたり取り崩したりという歴史がありました。最近は取り崩して調整をしてきたということはこの議場でも理解していますけれども、そのあたりの具体的な基金関係の経過、そこをお聞きしたい。それと、基金を崩すなどして値上げを抑制するという場合に、この大幅な上げ率というのはかなり調整できるのではないかと思うんですが、今回そのようではない理由、いかがでしょうか。

それから、4つ目ですけど、国保の場合の医療費の給付分、それから後期高齢者の支援分、それと介護保険の関係、これが分かれてくるわけですけど、それは1人当たり現在幾らのものを新年度から幾らにしようと、おおよそのイメージは当然持った予算だと思うんですが、そのあたりを説明していただきたい。それから、じゃ、世帯平均で見れば、現状がこれで、この予算でいくとこれだけになりますよという額を示していただきたい。

それと、5番目ですけど、県内の、過去に30%、こんな大幅な引き上げという事例があったんでしょうか。

それと、もう一点ですけど、国のほうで国保の年間の上限というのを、これ、法律が定めるというふうになっていますので国が決めるわけですけど、引き上げるというふうには国が発表して自治体に通知してきていますが、山口市は、じゃ、それを受けて、上限は上がった、それを適用するのかもしれないのかというところはどのような予定でしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問の1点目の新聞各紙への記者発表につきましては、財政担当課で行っておりまして、今回の記者発表におきましては、最初に一般会計における特徴的な説明をさせていただいて、重立った事業を説明させていただいたわけですが、いすけれども、その中で国保の関係につきましては、特に医療給付費の伸びの説明は行っておりましたけれども、それをわかりやすく国保税の伸びに置きかえて説明しなかったのは事実でございまして、今後につきましては、わかりやすい説明に心がけたいと思いますので、よろしく願います。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 1点目につきまして、今総務部長がお答えしましたが、

それを受けまして、私も市民の皆様に対して、こういう国保の事情があるということで、広報とかホームページにおいて医療費の動向とか保険財政状況を説明する予定をしております。

それから、先般2月26日に国保運営協議会を開催しました。その時点につきましても、医療費の増嵩とか保険税率の改正の内容を説明しまして、委員の方には十分御理解をいただいたつもりでございます。

それから、2点目につきましては、国民健康保険税の税率算定に当たりましては、前年度決算による繰入金額の確定、平成22年度の前期高齢者交付金、後期高齢者支援金の歳入歳出額の確定を受け、当年度の加入者の所得状況を把握した後賦課額を確定し、国民健康保険税の税率を行うこととなります。税の確定するのが大体5月の終わりから6月になりますもので、それを受けまして国保運営協議会を開催しまして、遅くとも6月の本議会に条例改正を上程させていただく予定をしております。

続きまして、3点目でございますが、基金の残額につきましては、合併後5億6,400万ごろで推移していましたが、税率引き上げを抑制するため、平成20年度には2,927万1,000円、21年度には大幅な医療費の増嵩によりまして、12月補正にもお願いしました3億4,145万円を繰り入れ、現在2億円程度の残額となっております。基金を使い、抑制することは、現在の基金残額ではできません。平成22年度予算でも基金繰り入れは予算化されておりますし、今後起き得るインフルエンザ感染等の拡大により給付費の増加を想定し、これ以上基金の繰り入れをふやすことはできないため、基金の取り崩しによる値上げ抑制を行うことはできません。

それから、3点目につきましては、医療給付費とか後期高齢、介護保険の関係でございますが、平成21年度ベースでいきますと、予算ベースでいきますと、1人当たりの医療給付分が6万7,400円だったのが今回予算計上されています8万9,435円、後期高齢者医療分につきましては、平成21年分が6万7,000円、今回が2万973円でございます。介護保険分が、1万5,900円が今回は2万5,281円で計上されています。それから、1人当たりの現状額は18万2,000円でございますが、22年度は22万3,000円となる予定でございます。

それから、5点目の県内の30%引き上げた事例でございますが、県内は、調査したところ、そういう事例はございませんでした。

それから、6点目の2010年からの国保料の値上げの上限でございますが、国の関係法令集が改正された後、速やかに賦課限度額の条例を改正させる予定でございますので、よろしく申し上げます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） まず最初の周知に近い部分ですけれども、マスコミには説明を具体的にしなかったというところ、総務部長は今後そういったところはある種気をつけていきたいということでしたから、それとして、どうしてもこんなに高く上げるには人に余り見せたくない部分だろうと思うんですね。そういう意味で宣伝をしなかったのではないかと思います。私は、積極的に宣伝して新聞に書いてもらって評価を受ける理由があったと思う、それぐらいの重大なことだと思っております。

それで、再度お尋ねしますけど、まず、基金の取り崩しとか、財源的な問題ですけど、基金については今説明がありました。じゃ、一般会計については、過去どういう経緯で来たのかということですね。予算書には、ことし1億8,000万ぐらいですか、一応一般会計からありますけど、過去もどういうふうでしたか、少し整理していただきたい。

それから、先ほどの質問の4番の関係、医療費とか支援金とか介護保険、その3つの制度があるということで、1つずつの数字は出てくるんですが、国の統計などは1つずつではなくて合算したものが出てくることが多いですね。それで、介護保険、40歳未満の人たちは対象じゃないですよ、ですからそれを抜いた医療費と支援金の部分ですね。これ以上支援金は入ってこないのかな、そうすると、ちょっとそのあたり。

それから、国の統計は基本3つなんですよ。介護保険も含めた。それについては合計は幾らなのかという数字を示していただきたい。

それから、先ほど、国の制度、年間上限を引き上げるよということで、市のほうは法律が変わったら速やかにやりたいという答弁だったと思いますが、そのときに、上限を上げるということが、実は個々の会計をうまく持つていくための方法とは言えないんですね、多少の影響はあるけど。大事なことは、上限の対象の所得の層、世帯収入をどこに置くかですよ。例えば800万に置くのか、1,000万に置くのか。高いところに置いたら対象の人は少ないわけだから国保に入ってくるお金は減る。低くすればふえるわけです。いわば高額な所得を得ている人たちに負担してもらって全体を維持しようという発想であれば、上限が上がるということはもちろん1つの要因だけれども、もっと大事なのは対象の所得額を下げることで。その考えはあるのでしょうか。そういったこともせずに、ただみんな上げましょうと。しょうがないからみんな上げてくださいますか。ちょっとおかしいのではないかと。思うのですが、そのあたり、いかがでしょうか。

もう一点、これ、先週あちこちの新聞で大きく出ましたけれども、国のほうは、失業者がふえているということで、国保の保険料を算定するに当たって、通常前年所得を基

本にするんですが、それを3割と算定をするというような方針でいきますということ为国が発表していますね。そうすると、国は多分そのことによって自治体の負担をちゃんと見るというふうだろうと思うんですが、市の国保会計にこういった影響が出るのか出ないのか、そのあたり、いかがでしょう。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

さっき基金の関係でお話ししましたけど、一般会計の繰り入れの関係でございますが、平成20年度では1億9,694万8,000円、平成21年度につきましては2億73万円、今回22年度につきましては1億8,873万4,000円のような推移でございます。

それから、介護保険料の2つの関係でございますが、介護保険料のない14歳未満の人の場合の1人当たりの合計につきましては、10万408円引き上げ、引き上げ率は約31%になります。

それから、3点セットといいますか、介護保険と、介護保険料のある40歳以上65歳未満の人の場合に当たりましては、13万5,689円、引き上げ率につきましては36%増となる予定でございます。

それから、先ほどお話ししました上限の関係でございますが、今回の賦課限度額の変更は中間所得層の賦課限度額に資することから、世帯の年収の引き上げ、引き下げ等は考えず、賦課限度額を上げることによって所得割合の増額を見込み、税率引き上げ幅を抑える方針を今のところは考えております。

それから、先ほどの3月の新聞等という、私、まだちょっと読んでいませんが、担当者から聞いた話ですけど、今回の国の改正に係る非自発的失業の軽減額については、対象者の所得が100分の3で計算されるため所得割合の税収に影響が出ますが、今回の所得判定により、7割軽減とか5割軽減とか2割軽減の低所得者軽減がされる分については国庫負担がされるため、影響は軽減されます。制度の趣旨は、失業による保険料加重、負担しやすくすることが目的のため、社会経済状況悪化による収納率低下が緩和されると想定されるという話を聞いております。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 先ほどの上限が上がるということに関連して、対象の所得のラインを変えたらという趣旨ですけど、どうも今の答弁だと変えないよと、上限は変えるけどというふうで、他の自治体では、そこが強調されて説明されているところがあります。上限を変えるんじゃなくて、対象ラインを変えないと貢献しませんよということとは

既に明確に言われている自治体もあるので、そこはきちっと検討していただきたいと思  
います。安易に全員に等しく、高く値上げをしますという手段ではなくてね。

それは、答弁は結構ですけれども、1つ、合併してきた自治体で、合併協議のところ、  
一応私は調べてみましたけど、国保に関してはこう書いてある。健全で円滑な運営を確  
保するための適正な負担額となるよう、最高5年間で調整する。合併してもう7年です  
よね。5年間、この調整はしてきたのかしてこなかったのか。本当に、先ほどの30%で  
すよね、先ほど介護保険も含めたところ、13万5,000円ということでした。国が全国のデ  
ータを出していますけれども、20年度全国の平均は10万ですね。3割高になっていくわ  
けです。他も多少上がるとしても、これ、基本的には2割から3割くらい高いんですよ  
ね。そういう水準であったわけだし、それがまたずっとより開いていくのが今回の30%  
というところですよ。じゃ、過去5年間で調整すると合併協議で書かれていたのに、この  
間そのあたりをどういうふうにされてきたのか。もっと早目に対策をしていけばどうに  
かなったのか、それともどうにもならなかったと考えるのかということですね。一応合  
併した自治体ですから、合併協議はずっと尊重されてきたはずですが、どうも今振り返  
ってみると、5年間過ぎても何もされてこなかった、そして一気にどーんと来た、それ  
が今だと思うんですね。そうすると、そこには何となく行政の責任が出てきはしないか  
と思うんですが、そこのお答えを願いたい。

それから、これ、再々質問、最後ですのお聞きしますけど、先ほど国保の協議会  
では3月に一応は説明したと、あるいは6月前にそこで諮って6月議会で条例改正したい  
という、まさにもうこれでいくしかない。細かい所得幾らの人に幾らにするかはとも  
かく、基本的には30%ほど上げなきゃいけないよと、そこを決めた予算なんですよ。し  
かし、それは到底市民には通じていない。先ほどの新聞のこともそうなんです。新聞  
で書いていけば、まだ、そんな意見も来る。でも、まだそれすら今できていないわけ  
ですね。すると、1年間くらい十分状況説明して、納得してもらってから上げる、そうい  
うステップが必要なんじゃないかと。そのためには基金の取り崩しをふやすとか、一般  
会計から繰り入れをして何とか1年はもたせて市民の理解を得ていく、そういうふう  
にしていかないと、国保会計というのはもうますます信頼をなくしていくんじゃないか  
と思うんですが、そのあたり、部長じゃなくたって、市長の方針でもいいですけど、市  
の基本方針としていかがでしょうか。

議長（後藤利彦君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） それでは、お答えさせていただきます。

そもそも、議員も御承知のように、国保会計の予算のつくり方というのは、まず、ど

れでもそうですけれども、出からまず幾ら必要なんだということを考えるわけですね。予算書を見ていただくように、この中で保険給付費というのは24億ほどございますね。ずっと必要なものを作って、あと、収入はどのくらいあるかということで特定財源をずっと探してみます。その中でどうしても足りない財源というのは税金になるわけですね、保険料になるわけです。

そこで、先ほど松影部長が申し上げましたとおり、その特定財源の確定はまだなされていない段階で予算を組むわけですね。今後繰越金が幾ら出るか、そして県の支出金が今後どのくらい来るか、国庫支出金はどのくらい来るかを見込んで算定している、予算を立てているわけでございます、前年度の所得を今確定申告されて国保会計の被保険者の所得がどれだけあったかというのはこれからわかるわけですね。そこで、本算定の時期というのは、先ほど言いましたように、6月の終わりまでに完成しますが、そのころには大分大まかな数値を見きわめることができるようになりますね。そのときに、果たして30%税金が上がっているかどうかというのは予想だけであって、ほかの財源がたくさんあれば、これが20とか15に下がります。今、30%絶対上げるといえるところはそこにあるわけです。そういうことが内容なので、今後本算定をやって、条例でもお示ししますけれども、果たしてこの税率が上がるかどうかというのはそのときしかわからないということがまず1点。

そして、新市まちづくり計画の中で、合併協議の中に、5年間で調整していくという文言も確かにございますので、その中で我々も、この国保税のあり方についてずっと検討してまいりました。その中で、先ほど言いましたように、基金が5億6,000万ありました。そこで、その基金を活用しながら、できるだけ被保険者の皆さんのために税金を上げない対策を立てたほうがいいだろうということで、税率を上げないでずっとこの6年間来たわけです。何も調整していないわけではなくて、この基金をどういうふうを活用して税率を上げないように、被保険者に負担をかけないようにということを調整しながら、ですから国保税は上がっていないわけです。

ですが、今回12月の補正予算で2億7,000万の補正予算をいただきましたけれども、これは何かの理由でほんと極端に上がったわけで、この弊害が22年度の予算に来ているわけで、今まで何もなかったわけではなくて、基金を活用しながら国保財源を見てきた結果によって、今回一気にそれが噴き出たという感じですけども、この噴き出たということをもし考えますれば、毎年5%、10%上げてくればこういう現象はなかったかもわかりませんが、それは結果論でございますので、これから、どちらかといえば、特定の病気等が発生する場合には、やはり3億、5億の基金はいつも積み立てておく必要が

ございますので、そういう観点からしても、今後、医療の現状によってある程度シミュレーションをかけて予算を組みますが、今後基金の状態、税がどれくらいあったらいいかということをお案しながら予算をつくっていきたいというふうに思いますし、やっぱり税率というのはパーセントで示してございますので、多い人、応能割とかがございます。これはそれぞれパーセントで示しておりますので、今後所得の額、それによって額が決まっていきますので、このパーセント表示があくまでも正確な数字になるわけではなくて、本当に額で示していかないとわからないというのがございますので、その辺をお案しながら今後の予算編成に努めていきたいというふうに思っております。

議長（後藤利元君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 質疑はないものといたします。よって、これをもちまして報第1号及び議第8号から議第36号までの質疑を終結いたします。

---

## 日程第2 委員会付託

議長（後藤利元君） 日程第2、委員会付託。

議第8号から議第36号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議長（後藤利元君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

11日は総務文教委員会、12日は産業建設委員会、15日は厚生委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

なお、16日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時19分散会

平成22年 3月16日

# 山県市議会定例会会議録

( 第 3 号 )

平成22年第1回

## 山県市議会定例会会議録

第3号 3月16日(火曜日)

---

議事日程 第3号 平成22年3月16日

日程第1 報第3号 第2次山県市障がい者計画の策定報告について

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 報第3号 第2次山県市障がい者計画の策定報告について

日程第2 一般質問

---

出席議員(16名)

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	舩戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	山田利朗君	消防長	土井誠司君
総務部次長	城戸脇研一君		

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 梅 田 修 一            書 記 上 野 達 也  
書 記 林            強 臣

---

午前10時00分開議

議長（後藤利丸君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 報第3号 第2次山県市障がい者計画の策定報告について

議長（後藤利丸君） 日程第1、報第3号 第2次山県市障がい者計画の策定報告について、平野市長に本件の内容説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報第3号 第2次山県市障がい者計画の策定報告につきまして御説明を申し上げます。

本計画は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づき、山県市における障がい者のための施策に関する基本的な計画を、平成22年度から26年度までの5年間を計画として新しく策定いたしましたものでございます。同条第8号の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

だれもが健やかに安心して暮らしていける地域社会を目指していくためには、すべての人が社会の一員として自立し、その能力と可能性を最大限に発揮でき、積極的に社会参加できるような地域づくりが必要でございます。また、市民一人一人がお互いの人格と個性を尊重し、支え合い、ともに生きるノーマライゼーションの考え方による地域社会を築いていかなければなりません。この計画は、こうした理念を実現していくための指針として策定したものでございます。基本理念は、ともに支え合い、助け合う、共生のまちづくりとし、計画の愛称は、現計画と同様に支え愛・助け愛プランとしております。

詳細につきましては、担当部長から御説明申し上げます。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

議長（後藤利丸君） 御苦労さまでした。

笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） それでは、報第3号 第2次山県市障がい者計画の策定報告につきまして、計画の内容について御説明申し上げます。

本市における障がい者の状況は、計画の第2章に記述してありますように、高齢化、重度化、種別の多様化が進んできており、特に内部障がいの増加が顕著となってきました。

ります。こうしたことは、県内はもとより全国的な動向となっているところでございます。

ところで、我が国の障がい者施策につきましては、昭和23年に、世界人権宣言が国連総会において採択されて以来、さまざまな対応がなされてきました。特に近年におきましては、平成15年からは、従来の措置制度が支援費制度となり、その3年後には障害者自立支援法が施行されました。これにより、福祉サービスは多様化し、自己負担の制度も大きく変わりました。そして、現政権におきましては、さらにこの障害者自立支援法自体を廃止すると明言されている状況にあります。

こうした中で、本計画におきましては、こうした公的な福祉サービスだけにとらわれることのない、ただいま市長から御説明いたしました基本理念を実現していくために、地域共生のまちづくり、自立支援のまちづくり、社会参加の促進という3つの基本目標を定めております。

1つ目の基本目標である地域共生のまちづくりにつきましては、およそ公的サービスだけで障がい者の在宅生活を支えていくことは不可能ですし、時にはボランティアによる活動等のほうがふさわしい場合もあります。そこで、本計画の基本理念を達成していくため、地域の中で多様な主体が相互に協力し合い、すべての人が地域社会の一員としてともに支え合い、助け合い、尊厳を持って暮らしていこうとするような地域共生のまちづくりを目指していこうとすることを目標といたしております。

2つ目の目標である自立支援のまちづくりにつきましては、自立した暮らしの支援、家族等の介護負担の軽減を図りつつ、多様化してきている個別の障がいの特性に応じ、自己選択、自己決定による利用者の選択を尊重とした福祉サービスを受けられるようにしていくことを目標としております。

3つ目の目標である社会参加の促進につきましては、障がい者が地域の社会で対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加、参画できるよう経済的な自立生活の基盤を強化し、地域社会の一員としてみずからの能力を最大限発揮できる地域社会を構築していくことを目標としております。

そして、これらの目標を実現していくため、基本施策を13の分野に分け、43の基本施策と97に細分化した施策として掲げ、展開していくことといたしております。

議会を初め、関係者の皆様方におきましては、こうした施策実現のため、今後とも御理解と御協力をお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

議長（後藤利弘君） 本件につきましては、障害者基本法第9条第8項の規定による報告案件でありますので、御承知おきください。

---

## 日程第2 一般質問

議長（後藤利丸君） 日程第2、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番、宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 議長の発言許可をいただきましたので、通告しております産業廃棄物処理施設に対する市の監視体制についてお尋ねをいたします。

山県市に隣接しております岐阜市椿洞では、産業廃棄物の不法投棄事件が発覚をして既に6年が経過しております。産業廃棄物の不法投棄量が56万立方メートルと膨大であることから、いまだに解決はしておりません。地域住民は不安な生活を余儀なくされているところであります。また、処理にはこれまた膨大な費用がかかることから、関係自治体の財政に過酷な負担となっております。なお、この事件に関して、住民からは行政当局に対する職務怠慢と、不満と非難が浴びせられていることも事実であります。

山県市は、立地的にも不法処理、不法投棄されやすいのではないかと心配する市民も多く、そこで、山県市の産業廃棄物処理施設に対する市の監視体制についてお尋ねをいたします。

1点目、市内にある産業廃棄物処理施設の種類と数について。2点目、市の監視体制と内容について。3点目、市内における不法投棄の現状と対応についてを市民環境部長にお尋ねいたします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

産業廃棄物とは、事業活動から生ずる廃棄物でございます。資質的に環境汚染の原因になる可能性があるものを産業廃棄物とし、種類は、法律で污泥、廃プラスチック、瓦れき類など20種類を定め、県が許認可などを取り扱っております。

1点目の、市内にある産業廃棄物処理施設の種類と数についてでございますが、県に確認したところ、山県市内には、破碎処分場が3事業所、生ごみコンポスト肥料化処分場が1事業所、焼却施設が2事業所の、合わせまして6事業所でございます。

2点目の、市の監視体制と内容についてですが、市と県と警察が合同で年3回ほど抜き打ちによるパトロールを行っております。また、県と市の合同による空からのスカイパトロールと、地上からのランドパトロールを、年2回、春と秋ごろに行っております。また、破碎処分場の施設では、地元からの要望により公害防止協定を締結し、年1回市の職員が立ち会いのもとで水質検査を行い、監視をしているところでございます。その

ほかには、市独自の監視といたしましては、おおむね2カ月に1回、担当課の職員が産業廃棄物処理施設などを巡回し、監視を強化しております。なお、不適切な行為を発見した場合には、県に報告し、強く指導を行っていただいております。

3点目の、市内における不法投棄の現状と対応についてですが、産業廃棄物の不法投棄につきましては、市民からの情報はいただいておりますが、不法投棄までは至らない状況でございます。もし不法投棄を発見した場合には、警察が速やかに摘発できるよう、市と県と警察の連携を密にしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 監視体制について理解はできましたが、その体制はいつごろからあるのか。また、今までどのような問題があって、それをこの監視体制を行うことでどんな結果が出たのか。また、監視体制によってもたらされた結果を知ること、市民は一層安心を得られると思うが、具体的に教えていただきたい。

そして、行政機関での監視に加え、安心して住みやすい地域にしていくためにも、市民がみずから産業廃棄物や一般廃棄物などの不法投棄を監視する体制づくりが重要と考えられます。年間、市民から不法投棄などの情報数とその数、現状を教えてください。

そして、市民に安心して暮らしていただくためにも、こうした産業廃棄物処理に対して市が監視している状況などを伝えることがよいことだと思いますが、市民に対し、問い合わせを含めた情報開示はどのように考えておられるか、再度、市民環境部長にお尋ねいたします。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 再質問にお答えします。

1点目の、監視体制はいつからということですが、合併前から県と各市町村で行っていたものを、合併後引き続いて行っているような現状でございます。

それから、今までの問題と監視をした結果についてでございますが、スカイパトロールで監視するのは林道沿いや山や谷の中に不法投棄がないかの監視で、今までには不法投棄はございませんでした。また、市の職員が監視するパトロールでは、鉄くずや木くずがたくさん積んであるところ、古い家電が置いてあるところなど、問題がある場所を監視しております。その結果、積んだり置いたりしているものがふえているようなことは、今までございませんでした。

今後、置いてあるものがふえるようなことがあれば、県と警察と協力し、立入調査な

どを行っていきたいと考えております。また、年1回、職員が立ち入りのもとで水質検査を行っている破砕処分場施設の検査結果は、異常はございませんでした。

2点目の、年間の市民からの情報数と不法投棄の現状についてですが、産業廃棄物につきましては先ほど答弁させていただきましたので、一般廃棄物についてお話しさせていただきます。

しっかり把握はしておりませんが、情報数はおおむね20件程度で、実際不法投棄であったのは15件だと思っています。

3点目の、市民に対しての情報公開についてですが、今後広報やホームページなどで周知するなど、前向きに検討していかなければならないと思っております。

以上で答弁といたします。

議長（後藤利利君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 答弁では、今後、情報開示や周知方法などを前向きに検討していくということでありました。しっかりやっていただきたいと思います。といいますのは、住民の皆さんからは、こうしたことも含めて行政に関する情報が少ないとか、伝わらないという声をよく聞くわけであります。このような中で少しでも開かれた身近な市政になるようにと、議員になったときからみんなの山縣市という手づくりの機関紙を制作して、今まで19回発行させていただきしました。こんなA4の裏表のものでございますが、できれば全市にお届けしたいと思っておりますが、なかなかできません。こうしたものを自分で一軒一軒配付させていただいておりますと、地域の方々から行政に対する提案とか要望というものを、貴重な御意見をとてもたくさんいただきます。

今回の質問もそうした声の中で、配付していく中で多くの方々産業廃棄物施設に対する強い不安を持っておられる。その声の一例として、不法投棄や不法処理は目のつきにくいところ、そして夜間行われるんですよ。特に夜だとか休日に他県からの大型車両が出入りしていることも大変心配ですねとか、高い塀で囲われているので、中で何をされているのか全くわからない。わからないだけに不安ですよということやら、岐阜市のような問題が山縣市に起きたら、山縣市の財政は吹っ飛んでしまうぞとか、パトロールをしているとかチェックをしているとか言っているけれども、本当に大丈夫なのか心配で不安な生活をしているというような声が多くあったことから質問をさせていただいているわけであります。

そこで、情報開示することは、何よりも一番大切に考えなければならない、山県市民の皆さん方が安心して安全に生活を送っていただくためにつながるのだと思っております。こうしたことが、不法投棄など、市民が監視する意識を高めることで、不法投棄や

不法処理がない地域にしていくという自主的な活動につながっていくのではないかと考えます。

こうした住民の方々の監視の目というのは一番効果があると思います。住民参加の監視体制を一層深めていただいて、地域で不法投棄や不法処理がされにくいまちづくりのために、一緒になって活動をしていくことが必要ではないかと思えます。こうした一般市民からの通報に対しても適切に対応ができるように、例えば夜間であり、休日であっても迅速な対応ができるよう連携をさらに深めていただいて、不法処理や不法投棄のないまちづくり、安全で安心な生活の推進に行政当局として一層努力をしていただくことを強く要望いたしまして、質問を終わります。

議長（後藤利邦君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

通告順位 2 番、横山哲夫君。

5 番（横山哲夫君） 議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして、今後の除雪対策についてお伺いをいたします。

この冬の、前の長期予報では、この冬は暖冬だということで皆さんも安心しておられたと思います。ところが、意に反して、昨年末からことし 2 月にかけて、平成 17 年 12 月以来の大雪に見舞われました。市民の皆様も大変な思いをされたものと思っております。また、担当者及び業者の皆様方にも大変御苦労さまでしたと感謝申し上げたいというふうに思います。

私にも除雪作業について市民の皆様方からいろいろな御意見やら御要望、たくさんいただきました。しかしながら、公共事業の減少やら不況による業者数の減少、また、従業員の人員整理、そして会社の規模縮小などの状況下での除雪作業は、業者さんにとっては大変な負担がかかっているものと痛感しております。

そんな中、業者の皆様には不眠不休で除雪作業を行っていただいていることに対しても感謝申し上げたいというふうに思います。しかしながら、市民の皆様から除雪が遅いとか、除雪の仕方が悪いとか、まだそこが除雪していないとかいう、さまざまな苦情や御意見を伺うことも事実であります。

そこで、市民の皆様には現状を理解していただくことと、改良すべきことは改良し、協力することは協力していただくということが必要であるというふうに考えます。これらのことを踏まえて山県市の除雪に対する現状をお伺いすると同時に、将来を見据えた抜本的な除雪対策を立てる必要もあると考えます。

そこで、次の点についてお聞きをしたいと思います。

まず、1 点目に、除雪計画路線の選定について、条件及び方法。2 点目に、市道及び

県道、国道のそれぞれの除雪路線延長。3番目に、除雪業者数と除雪業者1社当たりの除雪延長、オペレーター数。4点目に、この冬の除雪に対する稼働車数と、除雪延長、除雪時間。5点目に、除雪費の当初予算は1,000万円見てありましたが、さきの臨時議会で3,000万円の補正を行いました。この冬の除雪費用の概算額と業者1社あたりの委託額。6点目に、除雪に対する市民の皆様方から苦情、要望をいただきましたその件数、その内容。7点目に、今後予測される不況による業者数の減少や会社の規模縮小等と、苦情、要望を反映した除雪に対する方向性、それと対策。以上について、産業建設部長にお伺いをいたします。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えいたします。

この冬は、12月に1度、1月に2度の大雪が降りました。除雪対策費が大幅に増加することになりました。景気の後退等により、除雪を請け負う建設業者数、除雪従事者数及び除雪機械数が減少しており、除雪は受託業者にとって大きな負担となっております。

さて、1点目は、あらかじめ除雪委託業者に指定した区域の中で通学路や生活道路を中心とし、その他必要に応じて路線を決定しております。

2点目の除雪路線延長ですが、国道及び県道は、冬季の通行どめの区間以外のすべての路線を除雪しております。また、市道は、先ほど回答しましたが、通学路や生活道路を中心として路線を決定しておりますが、延長は積算しておりません。なお、除雪は距離による委託料の精算ではなく、除雪時間数で精算をしております。

3点目、4点目は、関連しておりますので一括で答弁させていただきます。

除雪業者数につきましては、市道の除雪業者数が43社、そのうち11社は国道、県道の除雪も重複しております。また、県道除雪のみの1社を合わせまして、市内道路は44社で除雪体制をとっております。今年度の除雪時間数は、1社当たり市道が約62時間、国・県道が約225時間あります。

次に、オペレーター数は170名、1社当たり約4人です。除雪機械は101台、1社当たり2台程度となっております。

5点目の除雪費用につきましては、2月分の精算前での概算ですが、市道は5,000万円程度の見込みでございます。国・県道につきましてもお聞きしましたところ、6,000万円程度の見込みのことでございます。よって、市道のみ業者は、1社当たり約120万円程度、国・県道及び市道を受け持つ業者は約620万円程度と見込まれます。

6点目の苦情、要望件数は、雪が降り始めました12月19日以降、約100件ほどございました。その内容は、除雪をしてもらえないがどういうものかが一番多く、次いで除雪の

遅延、除雪の仕方が悪い、除雪したが雪が個人宅の出入口をふさいでいるといった内容でございました。少数の受託業者と除雪機械での対応でございますし、まずは生活道路や交通確保を優先しておりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いするものでございます。

なお、積雪時は、苦情等に対処するため、産業建設部6班体制で、朝は5時半から、夜は午後8時まで対応しております。

7点目は、今後受託業者数や除雪機械が減少いたしますと、除雪対策にとって大きな痛手になると考えております。そのため、除雪路線の見直しや市での除雪機械の一括借り上げや除雪体制づくりについて検討してまいりたいと考えております。

なお、参考までに、凍結防止剤の散布につきましては、市内の道路で凍結が懸念される橋の上、日影などに建設業者に委託して散布しております。この凍結防止剤は、最低気温になる2時間前に散布することが効果的であることから、各建設業者さんは、除雪作業で体力をすり減らしておられるにもかかわらず、深夜に散布作業をしていただいております。

また、市内で凍結のおそれがある80カ所に数袋ずつ凍結防止剤を配付し、常備しております。これを各自治会の皆さんが、自治会長さんのもとの散布していただいております。中には乳母車を引きながら散布されている御高齢の方の姿を目にしました。まことに感謝の気持ちでいっぱいでございます。この御高齢女性の姿ではありませんが、地域の皆さんが自分たちのまちは自分たちで守るというお気持ちを持っていただけますよう、除雪対策を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ただいまお答えをいただきました。再質問をさせていただきたいと思えます。

現状は大変厳しいので、今後の除雪にはいろんなことを考えながら、市民の方にも御理解をいただきながら、立てていただきたいというふうに思いまして、次の点について再質問をさせていただきたいと思えます。

1つ目に、除雪計画路線を見てみますと、除雪の必要なところと、必要でないようなところがあると私は感じます。この除雪路線の検討は、大分昔の家があって、家が廃屋になったところが相変わらず路線に入っているようなところもありますので、その辺の線引きの決定方法をお聞きしたいと思えます。

2点目に、私は大桑の雉洞というところに住んでおりまして、高富地区でも一番雪の

多いところであります。今回も大変な積雪になり、苦労したわけではありますが、当自治会内の市道の除雪について毎回4名ぐらいの方が自前の機械、建設機械ではございませんけれども、機械を使ってボランティアで町なかというか、家の中、宅内の細い、市道は市道なんですけれども、道を除雪していただいております。まことにありがたく思っ  
て、住民の方は感謝しておられるところであります。また、ほかの自治会に聞いてみましても、こういう状況をお聞きします。産業建設部長はこんな現状があることは御承知のことと思いますが、今の財政状況ではこの方々に手当をするということは難しいかもしれませんが、この辺の方々に対する部長の思いをお聞かせ願いたいというふうに思います。

3点目に、現在、除雪業者は国道、県道、市道合わせて44社、所有、リースを含めた除雪機械は101台、1社平均2台ということでありました。この中には、高富地区で工事を行っている下水道工事屋さんを含めた数で、下水道事業完成後、大幅に減収するとお答えでありました。少なからず不安を感じましたが、リース機械の台数、大幅に減少する時期と業者数、除雪機械の台数などをお聞きしたいと思います。

4点目に、今後の除雪対策で、除雪路線の見直し、除雪体制づくり、市側での除雪機械の一括リースなどを言及されましたが、現時点で想定される範囲内でもう少し詳細にお聞きしたいと思います。

5点目に、私の住んでいる自治会では融雪剤を自治会内で散布した事実はございませんが、業者が散布される所以外で、地域の方しかわからない危険なところがたくさんあるというふうに思います。今後は市内の自治会でもお手伝いをしていただいたらというふうに思います。それらの手順規則など、詳細にお伺いします。

以上について、再質問をいたします。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 再質問にお答えします。

1点目について、路線図はあくまでも除雪委託業者ごとのエリア分けをしているもので、そのエリア内で特に優先すべき路線を図示しているものです。線引きは基本的に通学路や生活道路を中心として図示しております。降雪時に住民の皆様からの御要望で除雪が必要であれば、線引き以外の路線でも実施する場合もございます。なお、美山地域の場合は、図面の縮尺の関係で線引きを図示しておりません。

2点目は、降雪時に市から委託を受けていない地区内の建設業者や畜産農家、製材業者の皆さんの御厚意で除雪のボランティアをしていただいておりますことは承知しており、感謝申し上げます。さて、除雪の委託は入札参加資格を得た建設業者に委託してお

りますが、今後は除雪委託及び費用面を検討してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、下水道工事は平成29年度に完了見込みです。除雪業者数や除雪機械数は、各年度の下水道工事の発注本数や受注業者数に左右されますが、下水道工事完了後の除雪業者数は2社減の42社、除雪機械は8台減の93台となり、余り影響がないと思われまます。これは、現在の建設業者がすべて受託した場合を仮定しての数値です。御参考までに、平成17年度に除雪機械が129台あったのが、今年度は101台と28台減少しており、景気の動向によってはこれ以上の減少も予測され、先行きが不透明であります。

4点目は、当面は現状維持できるものと考えておりますが、今後、除雪機械が大幅に減少した場合を考え、これから検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

5点目につきましては、建設業者に委託の凍結剤散布につきましては、山県市道路除雪、路面凍結防止対策実施要領により、散布箇所及び建設課から指示した路線に散布しております。なお、自治会にて散布していただける場合は、建設課へ御相談いただき、対処してまいりたいと考えております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） るる詳しく御答弁いただきました。今後の除雪に、この冬のような大雪は待たなして今後もあることは予想されます。しかしながら、現在の景気状況が急激に回復することは到底考えられません。また、山県市の財政状況も厳しいことに変わりないというふうに思います。そんなことを踏まえて、市民の安心・安全な市民生活ができますよう、綿密な除雪対策を早急に検討していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

議長（後藤利丸君） 以上で横山哲夫君の一般質問を終わります。

通告順位3番、石神 真君。

2番（石神 真君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

2点ほどございますが、まず1点目、国道256号、（仮称）山県インターチェンジ付近の道路整備についてでございますが、東海環状自動車道西回りルートの整備が着々と進む中、山県市内の事業も用地買収、家屋補償などが進められております。そんな中、（仮称）山県インターチェンジのアクセス道路となる256号の市役所の東より北進について、現在のところどこまで事業展開しているのか。また、市役所北側の市道2011号線、いわゆる農免道路でございますが、平成24年開催のぎふ清流国体までに完成予定だと聞いて

はおりますが、この農免道路では大型車が現在通れませんが、その点についてどのようになるのかお尋ねいたします。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えします。

平成21年度事業として、市役所東側で、三田又川にかかる橋梁の上部工工事が本年3月20日までの工期で工事が進められております。今後、平成24年開催のぎふ清流国体までに、市道2011号線、通称農免道路までの区間が完成となる見込みと聞いております。また、農免道路から隠山橋通りの区間は、（仮称）山県インターチェンジ関連で岐阜国道事務所、岐阜土木事務所により用地幅ぐいが昨年12月に設置され、本年4月をめどに用地境界の立ち会いを行いまして、6月末までに地権者の皆様方に用地買収単価の提示を行い、その後用地買収と進めていく予定であります。

さらに、隠山橋通り以北につきましては、岐阜土木事務所が路線計画を立案中ですが、交差点等の関係で岐阜県公安委員会、山県市役所の三者で協議調整を進めております。

また、現在の農免道路は、主要地方道関・本巢線の二ツ橋バス停付近から富岡橋右岸までが大型車両通行どめ区間です。これは、地域からの要望で大型車両が通行どめになっていると聞いております。ぎふ清流国体が開催される平成24年までに、国道256号バイパスのうち主要地方道関・本巢線から農免道路までの区間が開通することによりまして、岐阜市方面から高富トンネルを経て市役所東を北進し、農免道路を右折する車両が相当数増加するものと予想されますので、この交差点から富岡小学校前交差点までの区間の道路整備について、岐阜土木事務所と協議してまいりたいと考えております。

また、農免道路は、伊自良地域及び梅原地区から（仮称）山県インターチェンジへの重要なアクセス道路でもあります。そのため、平成22年度当初予算では、国道256号バイパスの農免道路交差点から西へ、主要地方道関・本巢線までの区間につきまして測量調査を行うよう、予算を計上いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 石神 真君。

2番（石神 真君） ただいま答弁をいただきましたが、今の農免道路付近までは何とかぎふ国体に間に合うように事業を進めるような話ではございましたが、隠山橋付近までは、やはり路線計画がきちっと進められております。その中で今後、その隠山橋より北への伊佐美地区のあたりまでの国道256号についての工事は、地元などともいろいろ今まで推進する中、お話があったと思うんですが、どの程度まで進んでいるのか、また、本当にぎふ国体までできるように努力をしているのか、産業建設部長に再度お伺いいた

します。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 再質問にお答えします。

国道256号バイパスの隠山橋通りから北へバイパスの計画路線、終点までの区間につきましては、この区間の十王地内に山県市の史跡に指定されている唐鋤古墳が現存しております。国道256号バイパス整備に当たり、埋蔵文化財の調査が必要となることから、現在、岐阜土木事務所ではその埋蔵文化財調査の下調べを行っているほか、大桑方面から県道伊自良高富線の合流形態並びに道路構造の見直しに向けて検討を行っているとお聞きいたしております。また地元のほうとは調整をいたしておりません。

なお、ぎふ清流国体までにつきましては、国道256号バイパスの通称農免道路までが完成予定と聞いております。それから先につきましては、先ほども申し上げました東海環状のインターチェンジとの関連がありますので、まだこれから用地買収をやって、すべてが完了後に工事にかかるということで、まだ完成年度は今申し上げるわけにはいきませんので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 石神 真君。

2番（石神 真君） 今の答弁ですと、ちょっと消極的かなと半分思うところがございますが、何せ国や県と調整をしながら予算を確保し、進めていく事業でございますので、納得はいきますが、やはりできる限り道路網というのは早く整備をしていただかないと不便ではないかと思いますが、今後は国体までとは言いませんが、一日も早く事業展開していただくようお願いを申し上げ、また、国や県へのほうにも働きかけをしていただくようお願いして、次の質問に移ります。

次の質問は、統合後の富波小学校、教育センターについてということでございます。

昨年6月の定例会に、一般質問で統合後の富波小学校についてお尋ねしましたところ、統合後の富波小学校は市の教育センターにしての利用を考えており、ただいまプロジェクトチームを構成して対応しているところでありますという教育長のお答えでしたが、その後、この教育センターの内容等、今後の進みぐあいはどうなっているのか、また教育長にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（後藤利利君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

現在、山県市教育センターは高富中央公民館内にございまして、県費・市費教職員、生涯学習リーダー及び公民館指導担当者を対象といたしまして、研修をしております。

さらに、教育に関する研究調査、情報収集及び発信、市内3カ所で開催している教育相談活動、児童・生徒対象の夏休み作品相談、作品展、作品表彰等の事業を行っております。山県市の教育においては重要な役割を果たしていると思っております。

当教育センターの移転に伴い、事業の選択と集中を進めております。研修につきましては、会議室等を整備し、研修機会の効率化を図ります。教育に関する研究調査、情報収集及び発信につきましては、研究物や資料などの情報の保管スペースにゆとりが出てきますので、より多くの資料等を整備し、活用を期待しております。

教育相談につきましては、不登校対策への連携を強化するとともに、電話等での相談窓口を新たに設置する予定にしております。児童・生徒対象の夏休み作品展、または作品の相談、こういったものの充実や常設化を図っていききたいと、そんな予定にしております。

さらに、山県市学校支援地域本部を置き、学校コラボレーターにより学校の教育活動を市民ボランティアとして支援していただけるように進めていきたいと考えております。

また、今回閉校となる3校を初め、過去に閉校しました学校について、校旗や貴重な思い出の写真等を保管、展示し、市民に母校の記憶をとどめていただくと、こういったことも予定しております。なお、体育館、運動場につきましては、市民の心身の健全な発達を図るため、社会体育施設として活用をしております。富波小学校の活用にあつては改修につきましては、利便性を高めつつも必要最小限にとどめ、一部消防団詰所としての活用を予定しております。

また、業務を進めるにあつては、地域の方々の御理解と御支援をもとに、開かれた山県市教育センターを目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利彦君） 石神 真君。

2番（石神 真君） ただいま答弁いただきましたが、市内3カ所での施設でしているものも流用して重要な機能を果たしていくということではありますが、重要な機能の拠点にしていくとのお答えでしたが、これのほかにまた何か入れる計画はあるのか。それと、一部は先日質疑でもありましたのでお聞きしましたが、改修工事については本年度の予算だけで全部完了できるのかと。それと、あと2点ほど。この教育センターになるということは、グラウンド、体育館の利用は、先ほど体育施設が運営をしていくというような話でございましたが、統合したことによってどのように変わっていくのか。また、統合したことにより、夏休みに関するプールなどの利用はどのように考えておられるのか、再度お尋ねいたします。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 再質問にお答えをいたします。

教育相談活動の計画としましては、施設的にスペースにゆとりができますので、電話による相談、来所による相談、また、適応指導教室の活動を取り入れた相談活動が可能となり、児童・生徒に対してより充実した活動が実施できるというふうに考えております。

また、改修工事につきましては、22年度には研修室として使用するランチルームにエアコンの設置、グラウンド入り口のスロープの改修等を行い、次年度以降は、教育センターの運営上必要な改修については、財政状況を考慮しながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

運動場、体育館につきましては、学校施設からの用途変更に伴い、今後富波運動場、富波体育館の名称で社会体育施設として管理運営をしております。プールにつきましては、安全管理の面から休止するというにしております。児童の夏休み等のプールの使用につきましては、スクールバスの送迎による新しい学校、美山小学校のプールの使用ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 石神 真君。

2番（石神 真君） 今後は施設も様子を見ながら、また、財政を加味しがてら順次構っていくというようなことでありますが、なかなか一遍にできてしまうというのは難しかったのかなと一部は思いますが、やはり新しく教育施設がそこへ来るということですので、しっかり対応できるよう、最終的にできるだけ早く整えていただきたいと思います。1点、今の運動場、体育館の社会体育施設ということでございますが、何せ統合するということは、小学校の人数も、スポーツに対して、部活動に対して人数がふえるということでございます。その中でやはり、もし野球でいいますと、各学年ごとでランクが違うと思いますが、チーム編成などにより、今の新しい美山小学校のグラウンドだけでは、各学年に分かれてのグラウンド使用というのはスペース的に難しいのではないかと。そういうことになれば、やはり今の富波の小学校なり、乾の小学校のグラウンドを利用するのではないかと考えておりますが、また、今まで小学校の校長さんをお願いして、各自治体、老人会とか、また、各自治会の使用するグラウンドゴルフや運動会などで利用していた場合は、お願いしてただで使われたのではないかと考えておりますが、やはりこういう施設になりますと、金銭のほうが発生してくるのではないかと考えておりますが、やはり今までこのように地元の小学校を愛し、地元の小学校で育った地

域の皆様方が、今後も自由にと言ったらおかしいですが、届け出をしながら、有料ではなく、無料でできるような考えができるようお願いをして、答弁はよろしいですので、使用できるようにお願いをして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長（後藤利丸君） 暫時休憩をいたします。議場の時計で11時15分から再開いたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

議長（後藤利丸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 4 番 影山春男君。

10番（影山春男君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、国民健康保険税の滞納状況について、市民環境部長にお尋ねいたします。

国民健康保険税の滞納が年々ふえていると言われておりますが、元来、保険制度の根本を揺るがす問題と思っております。このまま滞納者が増加すれば、保険税の値上げとなり、値上げをすれば滞納者が一段とふえるのも必定であると思っております。国民健康保険制度の健全財政を維持していただきたいと思い、次の質問をいたします。

実例として、保護者が保険料の滞納をしているため、健康保険証を返還させられ、無保険の状態になっている中学生以下の子供さんが全国で3万3,000人くらいおられると言われております。ちなみに、岐阜県でも570人くらいということであります。

そこで、第1問、国民健康保険の滞納状況について。2つ目に、滞納による国民健康保険者証を返還された人はあるのかなのか。3つ目、無保険の中学生以下の子供はどのくらいであるか。4つ目、短期被保険者証交付者はあるのかお尋ねをいたします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

長引く景気低迷の中、国民健康保険加入者の課税対象所得は年々減少傾向にあります。また、国民健康保険税の収納率も低下の一途をたどり、国民健康保険特別会計の自主財源である税収の確保は厳しい状況となっております。一方、医療費の増額は依然として続いており、国民健康保険財政は今後一層厳しくなっていくことが予想されます。

こうした中で、本市の国民健康保険税は、税率などを合併当初より6年にわたり据え置き、改定は行っておりません。国民健康保険事業は、国民健康保険特別会計の形式的な収支と実質的な収支を見て財政運営状況を判断しなくてはなりません。国民健康保険

特別会計予算の執行に支障を来さないため、形式的な収支は黒字決算となっておりますが、国民健康保険財政の実態を知るために、実質的な収支を見なければなりません。実質的な収支は、前年度繰越金、一般会計その他繰入金、基金繰入金などを差し引いたものとしております。

国民健康保険財政は、保険給付を中心とする歳出の動向で大きく左右されます。一方で、税金につきましては、厳しい財政情勢により減少傾向にあり、国民健康保険財政は年々厳しくなっております。平成22年度予算における国民健康保険税の増加額、増加率は決して低いものではありませんが、5月中旬ごろに平成21年度の決算見込み額の把握ができますし、平成22年度の前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金などの金額も確定しますので、歳入が歳出を上回ることになれば保険税を減額し、少しでも被保険者の皆様の負担軽減を図りたいと思っております。

また、平成22年度の税率につきましては、5月下旬または6月上旬に国民健康保険運営協議会で御審議いただき、特別徴収、いわゆる年金天引きの関係から、6月中旬に議会へ提出させていただきたいと思っておりますので、その節はよろしく申し上げます。

1点目の滞納状況についてですが、平成18年4月に徴収対策室を設置後、滞納繰越金の収納率は年々向上しております。徴収対策室設置前の平成17年度は18.62%でしたが、徴収対策室設置後は、18年度22%、19年度23.06%、20年度23.3%、本年度は2月末現在で調定額約2億400万5,000円、収納額約4,094万7,000円で、20.56%となっております。

2点目の、被保険者証の返還請求の有無についてですが、返還請求は実施しておりませんが、毎年10月の被保険者証更新時に資格証明に切りかえて交付しております。

3点目の、無保険の中学生以下の子供の数についてですが、21年4月以降は国の方針に従い被保険者証を交付しておりませんので、無保険者状態の子供は存在しておりません。

4点目の短期被保険者証の交付についてですが、現在、181世帯、311名の被保険者に、滞納額納付状況により、1カ月ないし3カ月の短期証を交付しております。なお、資格証明書は89世帯、137名に交付しております。今後も市民の皆様の税負担の公平性を図るため、誠意のない滞納者には滞納処分を実施、税の収納確保及び徴収率の向上に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利彦君） 影山春男君。

10番（影山春男君） ただいま答弁がありました。再質問させていただきますが、山形市の国民健康保険税は、税率を合併初年度より6年間据え置き改定をしていないとい

うことですが、5月ごろに22年度前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の金額が確定し、歳入が歳出を上回れば保険税を減額して、少しでも被保険者の負担軽減を図っていくということですが、そこで、1点目については、滞納繰越分の収納率が年々向上してある。2点目、返済請求はしていない。資格証明書に切りかえて交付をしている。3点目、被保険者証を交付しており、無保険状態の子供さんはいない。4点目、短期保険者証の交付者は181世帯、391人であると。滞納額が納付状況により、1～3カ月の短期証を交付する。資格証明書は89世帯、137名に交付しておるということで、把握はされており、今後、市民の方の公平性を心配していたのでありますが、その対策も、誠意のない滞納者には滞納処分を実施して徴収率の向上に努めるということで、とりあえずはと思っております。

現在、当市の前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護保険納付金等の金額及び1人当たりの算出金額を示していただきたい。

議長（後藤利彦君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 再質問にお答えします。

21年度の確定額についてお答えいたします。

1点目の前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者の加入率等の調整率により積算されております。確定額が5億9,774万2,813円となっており、算定上の前期高齢者数は2,884人でございます。

2点目の後期高齢者支援金につきましては、確定額が4億680万2,970円となっており、1人当たりの金額は4万3,323円で、算定上の被保険者数は9,390人でございます。

3点目の介護納付金につきましては、平成19年度の精算額による増減額を踏まえた確定額が1億5,145万5,408円となっており、1人当たりの金額は5万246円、算定上の2号被保険者数は3,678人でございます。

以上で答弁といたします。

議長（後藤利彦君） 影山春男君。

10番（影山春男君） 主な金額は明細を示していただきまして、よくわかりましたが、昨日も新聞で報道されたように、保険料滞納ですね。報道されましたように、保険料滞納で無保険に、保険証はあってもお金がなく、受診がおくれて死亡したということが報道されております。また、特に保険証を持ちながら、窓口で自己負担金が払えずに受診がおくれて死亡した人が岐阜県にもあったということでもあります。

本市ではそんな事故もなく、また、万全な対策で進められておるようですが、新年度予算案では、必ずや国保税が上がるものと危惧をいたしております。そんな発表もなか

ったものではありませんが、より慎重なる対策であることを強く要望いたしまして、次の質問に入ります。

子宮頸がんについて、保健福祉部長に質問いたします。

子宮頸がんが若い女性患者に急増していると言われておりますが、原因は非常に難しい。専門的な言葉でヒトパピローマウイルスの感染だとされていますが、現実、私どもにはちょっとほど遠い言葉でわかりかねるかと思えます。

その予防法は、小学校高学年、6年生から中学3年生までの子供さんたちの予防接種が非常に効果的と言われておるようであります。

国内では、21年、ワクチンが承認されました。ワクチンの効果が持続するのは3回接種することであると言われておりますが、1回の接種費用が高額のため、子育てには重点施策の1つと考えられます。どのように認識をされているかお伺いいたします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスが主な原因で発症するがんで、ワクチン接種によって予防できる可能性のあるがんであることがわかっています。子宮頸がんワクチンは、特に子宮頸がんの原因として最も多く報告されているヒトパピローマウイルス16型と18型の感染を防ぐワクチンで、海外では既に多くの国で使用され、日本では昨年10月に承認され、12月から一般の医療機関で接種することができるようになりました。

しかし、このワクチンは、子宮頸がんの原因となる15種類のヒトパピローマウイルスのうち2種類に対する感染を予防するもので、欧米では80から90%の人がこの2種類のウイルスが子宮頸がんの原因となっており、ワクチン接種によるがん予防効果が高いと言えますが、日本では50から70%といった現状で、このワクチンを接種しても完全に子宮頸がんを予防することができるわけではなく、引き続きがん検診を進めることが必要になってきます。

このような状況から、国においては、子宮頸がん予防ワクチンの任意接種促進に関する今後の進め方や予算措置などについて、どのような方策が効果的であるかなどを総合的に検討していくこととしております。

市といたしましても、効果的な子宮頸がん対策ができるよう、国での検討結果を踏まえて対策を考えていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 影山春男君。

10番（影山春男君） ただいま答弁いただきましたが、認識程度とされているかと思

うんですが、この承認されたワクチンは、3回接種することで予防効果があるということであります。接種費用が非常に高額のために問題ではあるかと思いますが、それでもいち早く取り入れて実施されたのは、この近辺、大垣市であります。1回1人8,000円を上限に助成すると発表されました。接種希望者は、市内の医療機関で申請をして自己負担分のみ支払うというシステムのようにありますが、それも今、話題になっているHibワクチンに匹敵するものと思われるようになっていくと思われまますので、検討結果を踏まえて対応を検討していきたいと考えているということですが、ぜひ前向きに、単独でいち早く対応をしていただくよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（後藤利丸君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

通告順位5番、藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回は1件質問させていただきます。

山県市の学校教育を取り巻く現状と課題について。

戦後の新しい教育制度が始まって50年以上が経過した現在、経済成長によって豊かさを実現した半面、社会全体がゆとりを失い、地域社会もその連帯意識を希薄にしてきました。さらに、子供たちの生活の現状では、大人社会と同様にゆとりを失っている実情や、社会性の不足、倫理観の低下、自立のおくれ等が感じられます。そのためには、学校、家庭、地域がこれ以上に連携を深め、役割を分担し、相互に働きかけ合う関係が望まれます。詰め込み教育からゆとり教育の導入が始まり、再びゆとり教育の見直しが始まっています。まず、本市における現状と課題、次の点について、教育長の所見を伺います。

現状と課題、その1、少子化の現状について、2、学校規模の地域差の現状について、3、適正配置について、以上3点についてお願いします。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の少子化の現状につきましては、今後10年間で児童・生徒数は約3割減少すると予想されております。小学校では、平成21年度の約1,700人が、平成31年度には約1,100人となり、中学校では、平成21年度900人が、平成31年度には約650人となります。

2点目の学校規模の地域差の現状については、少子化、過疎地域の拡大による人口減少と、人口の移動、集中による影響を受け、学校の小規模化、単学級化が進行しております。平成22年度には、乾小学校、富波小学校、西武芸小学校が統合した新しい美山小

学校が開校いたします。

3点目の適正配置の課題につきましてですが、平成19年8月30日に策定されました山梨市立小学校及び中学校適正規模推進基本方針及び推進計画に従い、山梨市教育振興基本計画に、主要施策の6として学校適正規模化の推進を事業として位置づけているところでございます。

こうした中で、児童・生徒の学力や体力の向上、規範意識や社会性の涵養、いじめや不登校児童・生徒への対応、学校、地域の教育力の向上を初め、学校の適正規模化等、さまざまな教育課題に対応してまいりたいというふうに思っております。

以上答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） 再度質問させていただきます。

少子化の現状は、今後10年間に30%減少との予測、学校規模の地域差もますます拡大すると思います。適正配置も山梨市教育振興基本計画に基づき、今後の社会状況や本市の財政状況を勘案しながら推進していただきたいと思います。

まちづくりも人づくりも、その根幹をなすものは教育が最優先。1970年代以降の詰め込み教育の反省で導入されたのがゆとり教育論かと思います。そもそもゆとり教育とは何だったのか。どこに問題点があったのか。ゆとり教育イコール学力低下という考えが定着しています。せっかくの土曜日休みも子供たちは塾漬け、教師も5日制によりカリキュラム消化が精いっぱいなのが実体かと思います。

他方、既に一部では土曜日を活用している自治体もあると聞きます。本市のゆとり教育の今後と見直し論を含め、教育長の見解を伺います。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 再質問にお答えいたします。

キャッチフレーズとして言われておりましたいわゆるゆとり教育、これの見直し等の教育課題につきましては、改正教育基本法で示された教育の理念を踏まえ、平成20年3月に改定されました小中学校学習指導要領の趣旨に準拠し、実施していくことであるというふうにとらえております。

改定の主な内容は、基礎的、基本的な知識、技能の修得、思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視し、さらに確かな学力を確立するために必要な授業時間数が増加され、そして、豊かな心や健やかな体を育てるため、道徳教育や体育など充実されています。小学校では平成23年4月から、中学校では平成24年4月から全面実施というふうになっております。

本市におきましては、新小中学校学習指導要領の全面実施に向け、わかる授業・心に響く授業推進事業を立ち上げております。本事業の内容は、学力向上プラン推進委員会を中核に、カリキュラムの作成、学習状況の分析、企画、実践及び実践校による研究授業等々になります。なお、本市教育委員会と実践校である高富中学校、桜尾小学校、新美山小学校は、岐阜県教育委員会より平成22年、23年にわたり基礎学力定着支援事業の指定を受けることとなりました。学力向上プラン推進委員会及び実践校による成果は、山県市小中学校のみならず、県内の小中学校へお示しすることになります。

また、学校教育のさらなる充実を目指して、学校支援地域本部事業を推進しております。これは、学校が必要とする活動について、地域の方々をボランティアとして派遣するものであります。山県市では、学校コラボレーターと名づけて、現在約210名ほどの方々に御登録をいただいて、支援をいただいております。今後も拡充していきたいと考えております。

本市の教育課題につきましては、広く把握し、精細に分析し、さらに適切な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） 再々質問をさせていただきます。

ゆとり教育の結果、基礎学力が落ちていると言われている中、岐阜県教育委員会より高富中学校、美山小学校、桜尾小学校が基礎学力定着支援事業の指定になったということは、本市にとって、学校にとっても学力向上のチャンスかと思えます。関係校の先生方の御健闘に期待しております。また、地域社会との連帯意識が薄れている中、地域の教育力となるコラボレーターのサポートは、学校教育のさらなる充実期待ができます。

最後に、本市教育の将来展望について伺います。

平成21年に策定されました山県市教育振興基本計画の中に提言されております中の、次の項目についてお尋ねします。

1つ、学校管理訪問事業の中では、学校のスリム化の中で何を課題として、何を要望するかについて。2つ目として、学校提案型教育活動推進事業においては、教職員は地区での学習会に積極的に参加し、教材研究の一助にしてほしいとあります。その学習会とは、具体的にどういったことなのか。3つ目に、家族ぐるみの子育て実践事業の中で、祖父母向けの家庭教育を施策してほしいということについて、具体案はありますか。

4つ目は、提言として要望させていただきます。山県市の学校教育を取り巻く現状は、先ほどの答弁のとおり、10年後は30%減が予想されています。これは、少子化のもたら

す影響を避けては通れないという現実問題です。確實視されているからこそ適正規模、適正配置が早急に必要なわけで、21世紀を担う山県市の宝物である子供たちがより大きく輝くためにも、私たち行政に携わる者、地域とその保護者は、学校統合問題等、教育問題においてはあえて矢面に立って対応する勇気が必要かと思えます。

このことは、21世紀の子供たちのためなのです。子供たちは時を待ってくれません。日々成長しているのです。私の母校乾小の閉校は、地域の人々も断腸の思いです。しかし、未来を担う子供たちのためと理解していただきました。小規模校においては、子供同士の切磋琢磨が減少し、教師も、100人以上の学校に比べ、100人以下では先生が2人少なくなります。大規模校では一人一人に応じたきめ細やかな指導が困難になる等、学校規模に応じた課題が生じます。まず実情を踏まえながら学校特色化等を推進するとともに、学校規模の適正化を図る通学区域制度の見直し等を行うなどして、多くの人々の触れ合いにより、子供の社会性を育成する必要があるかと思えます。私たちの時代にはよくやりました。かつて、血沸き肉躍る教育、体で覚える教育を、そして、教育は逆に郷土を育てる教育でもあると思えます。すなわち郷土を育てることにつながります。教育長の指導力に期待し、このことを提言しまして、私の質問は終わります。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 再々質問にお答えいたします。

1点目の学校管理訪問事業については、授業や活動を参観し、教職員の授業力や生徒指導力等の資質向上に努め、児童・生徒に確かな学力を育成するために、教職員がゆとりを持ってかかわる時間が確保できるよう、事務の効率化等を指導しております。

2点目の学校提案型教育活動推進事業では、現在でも児童会や生徒会を中心とした環境教育活動、学校図書館の利用促進、読書活動、地域に残る伝統芸能の継承活動、中学生の農業体験活動、理科大好きパワーアップ活動、特別支援学校との交流活動など、創意工夫した特色ある教育活動を実施しております。こうした機会を教職員の学習の場ととらえ、教材研究の一助にすることや、学校コラポレーターやゲストティーチャーの支援を、授業の工夫としてさらに推進したいと考えております。

3点目の、家族ぐるみの子育て実践授業の中に、祖父母向けの施策については、保育園や学校での祖父母参観や、学校支援地域本部事業での学校支援ボランティアとして児童・生徒へのかかわりを持っております。また、子育て支援ネットワーク協議会による毎月開催の家庭教育講座への祖父母の方々の参加もいただいております。今後、家庭教育学級において祖父母の方々の子育てに関する経験、知識を支援していただきたい。祖父母学級の開催なども検討してまいりたいというふうに思っております。

4点目の提言につきましては、今後の国、県等の動き、さまざまな社会状況や財政状況を踏まえ、山県市教育振興基本計画及び事務事業の点検評価結果等に基づき推進してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 以上で藤根圓六君の一般質問を終わります。

通告順位6番、杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、人口減少による影響について総務部長にお尋ねいたします。

今回の定例会、大変厳しい財政状況の中での予算編成となり、大変御苦労さまでございます。さて、平成15年の山県市合併時には3万1,700人の人口でありましたが、あれから7年で3万人を切ることが現実となりました。国の地方分権推進委員会の見方によりますと、1年間に日本の人口は100万人ずつ減少をするだろうと言われております。中でも、地方の過疎化は山県市に限らずどこもが持つ現象であります。山県市としても、人口減少に歯どめをかけるべく、対策として企業誘致のための条例制定などして何とか歯どめをかけたいと努力しているわけですが、人口減少の流れをとめるには至らず、大変残念な状況でございます。

こうした人口が減少するという事は、日本がかつて経験したことのない現象であり、まさに変革の時代と言えると思います。そこで、行政や経済界にも大きな影響が出始めております。そこで、山県市として、次の点について質問をいたします。

まず、1点目ですが、こうした速度で人口が減少していきますと、山県市の財政面を初めとして、どのような影響が出てくるとお考えになられるか。2点目ですが、今後の人口減少の予測に対し、山県市がやらねばならない対応策は何であるというふうにお考えになりますか。3点目、来年度予算の中で少子高齢化が一段と進む中、特に配慮したところはどの点であるかについてお伺いをいたします。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えいたします。

本市の人口は、平成22年、今月の3月1日現在で2万9,964人となっており、今後ますます減少することが見込まれております。ただし、これは本市のみの傾向はなく、岐阜県全体の傾向でもございます。

さて、御質問の1点目、本市にとってどのような影響があるかとのことでございます。

県の推計を見ますと、本市のみならず県内人口は今後急速に減少するとともに、少子

高齢化も進むことが見込まれております。人口減少及び少子高齢化が進みますと、地域の経済、社会を支える中心的な世代である15歳から64歳の生産年齢人口が減少することになります。また、高齢化によりまして、年金、医療、福祉等の社会保障分野におきまして、医療、介護などにかかる費用が増大し、現役世代の負担を増大させることとなります。本市におきまして、平成22年度当初予算ではこのような社会保障関連経費の増額が見られ、介護給付費が前年度に比べ約1億5,115万円、増加率にいたしますと9.4%の増の17億5,200万円。後期高齢者医療の保険料負担金が約4,800万円、増加率にいたしますと23.3%増の2億5,317万円など、給付費の大幅な増加が見込まれるところでございます。

歳入面から見ましても、生産年齢人口の減少により、市民税などの課税額が減少し、貴重な自主財源の確保が困難となってくるなど、さまざまな影響が考えられるところでございます。この自主財源の減少は、地方交付税や国、県の補助金、地方債への依存度を高めることとなります。

地方交付税につきましては、その時点での最新の国勢調査人口をもとに算出する項目が多数ございます。今後、平成22年の国勢調査の結果、人口が減少いたしますと、算出されます交付税額も減額になりますが、詳細な予測は困難でございます。歳入、歳出面の両面におきまして厳しい状況でございますが、これまで以上に事業、施策を精査し、適正な予算編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の人口減少対策についてでございます。

昨年年第4回定例会一般質問におきましても答弁させていただきましたが、合併以来、新市まちづくり計画や第1次山県市総合計画に基づき、上下水道の整備、有線テレビ、インターネット環境の整備、新クリーンセンターの建設、小中学校施設の整備などを進めるとともに、市の単独事業として子ども医療費助成や児童館事業、放課後児童クラブなどの子育て支援や高齢者福祉などにも力を注いでまいりました。

本市におきましては、合併以来、死亡者数が出生者数を上回り、また、転出者が転入者を上回るという状況が続いております。こうしたことから、本市といたしましては、今後におきましても人口流出の抑制のための施策や少子化対策が必要となってくるものと考えております。

具体的には、就職・雇用機会の創出、そのための企業誘致活動などのほか、少子化対策としましては保育サービスの充実や子育て支援環境づくりなどでございます。

次に、3点目の平成22年度当初予算の少子高齢化対策についてでございます。

少子化対策といたしましては、次世代育成支援対策に配慮したところでございます。

子育てに関する情報を広く伝えるための子育て支援マップの作成、保護者の皆様からニーズの高い一時保育や放課後児童クラブ、地域子育て支援事業　ＹＹひろばとっておりますけれども　の継続の実施、病児・病後児保育の広域での実施、また、高富児童館が移設、リニューアルすることから、ＮＰＯ法人や各種団体との連携を図り、多世代交流型児童館を目指しております。さらに、市単子ども医療費助成、第３子目以降の出産に対します出産祝い金事業も継続し、子ども手当給付を実施してまいります。

高齢者対策といたしましては、高齢者の方が活力ある老後を過ごし、地域の中で活躍できるシルバー人材センターや老人クラブへの補助金を計上しております。また、高齢者の方の自立した生活を支援するためのホームヘルパー派遣事業や、在宅療養者訪問歯科指導事業、活動促進のためのいきいき推進券の配付、閉じこもり予防のためのいこいの広場などの予算を計上しております、特に介護予防事業に配慮したところでもございます。

大変厳しい財政状況の中ではございますが、住みよいまちづくり、よりよい地域づくりに向けまして努力をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君）　杉山正樹君。

3番（杉山正樹君）　ただいまの答弁で、大変苦しい部長の胸中をお察しいたしますが、この説明で納得をして、ぱっと目の前が明るくなったというわけにはまいりませんが、今後とも一層魅力ある山県市の樹立に向け、市民全体でこの問題を考え、このことは、すなわち市民一人一人、自分たちの問題であるんだということを知っていただくメッセージを発進していただきたいとお願いいたします。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

アナログ放送終了における山県市有線テレビ局デジタル化への対応について、引き続き総務部長にお尋ねをいたします。

さて、23年7月24日で現在のアナログ放送が終了し、デジタル放送のみになると決まっておりますが、山県市有線テレビ局の自主放送設備は、アナログ放送でデジタル放送の送信ができないと伺っておりますが、市民の皆様方からは保育園や小学校の子供たちの様子が見え、楽しみにしているという声も聞かれますが、平成23年7月のアナログ終了に向けて、山県市有線テレビ局の自主放送番組の対応について、次の質問をいたします。

まず1点ですが、デジタル化に向け、自主放送番組、すなわちコミュニティー番組のチャンネル8について、どのような対策があるのか伺いたい。2番目に、その対応策に

かかる経費について、当初及び次年度以降の経費についてお尋ねいたします。3点目ですが、また、この対応策のメリットとデメリットについて、それぞれお伺いをいたします。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えします。

山口市は、新市建設計画の重要施策の1つとして便利で快適なまちづくりを掲げ、地上波テレビ放送のデジタル化による難視聴の解消、情報通信格差の解消、将来的な電子自治体の構築や市民への行政サービス水準の均衡を図り、合併前の各地域間で異なった問題を解消し、地域間格差を是正するための施策として、双方向通信が可能な有線テレビ施設の導入を行いました。その結果、現在、地上アナログ放送、地上デジタル放送、衛星放送ではNHK、衛星第1、第2、朝日ニュースター、QVCのアナログ再送信を行っております。また、CCN株式会社により、衛星デジタル放送は有料チャンネルとして再送信を行い、クリアな映像で視聴可能となっております。行政情報や市内の出来事、イベントを職員が取材、編集いたしまして、アナログの自主放送番組を8チャンネルにより放送しており、加入者は視聴が可能となっております。

御質問1点目の、デジタル化に向け自主放送番組についての対応策についてでございますが、伝送路等は平成17年の工事でデジタル化に対応済みのため、設備の更新や新たな設備投資の必要はありませんが、議員が言われるとおり、デジタルテレビで視聴できるようにするためには、センター機器の自主放送に係る部分をデジタル化する必要がございます。その場合、新たに設備投資等が発生をいたします。

そこで、自主放送関係のデジタル化の選択肢といたしましては、4つございますけれども、まず1つ目といたしまして、市単独で設備投資を行い、自主番組を継続する。2つ目といたしまして、CCN株式会社に自主放送をすべて委託する。

このCCN株式会社を御説明させていただきますと、岐阜市にございます都市型のテレビの会社でございます。山口市の有線テレビCCYとCCN、このCCNといいますのは、ケーブルコミュニケーション長良川の略でございます。このCCNとの業務協力関係を説明させていただきますと、これは現在の協力関係でございますが、市の有線テレビはCCNから、NHK、その他の民放放送の一般放送の電波をこのCCNから受けております。これは、電波の受信設備をCCY、山口市の有線テレビの局舎で設置しなくても済むという、こういったメリットがございまして、経費の削減を図っておるわけでございます。また、一方、市民の皆様の衛星放送の多チャンネル化に対応するため、CCNの業務放送をこの市の有線テレビの回線の中に入れて放送しております。市の有

線テレビに加入いただいております方は、相当の方がこのCCNに加入されてみえる現状でもございます。こうした相互業務の協力を行いまして、現在運営をしておるCCN株式会社でございます。

次に、3つ目の、CCN株式会社に株式会社の制作番組を送信する方法がございます。次に、4つ目でございますが、市の現在行っております自主放送8チャンネルを廃止するという、この4つの選択肢がございます。

次に、御質問の2点目の、その対策にかかる経費の初年度の概算費用につきましては、1つ目では、市独自で設備投資を行い、自主番組を継続する場合で約3億300万円ほどが必要となります。内訳につきましては、デジタル整備費用に2億5,000万円、保守費用に1,500万円、これは毎年発生するものでございます。それと人件費として3,500万円ほど。また、制作管理費として300万円ほどでございます。また、新たにデータ放送に対応する職員の増員が必要となります。

次に、2つ目のCCN株式会社に自主放送を委託する場合は、1億1,800万円程度が必要となります。内訳といたしましては、デジタル整備費用に5,500万円と、機器の保守費用に毎年1,500万円、制作管理費として300万円ほど、加えて現在の放送と同等の議会の一般質問を放送する場合の費用を含んだ委託料が4,500万円ほどでございます。

次に、3つ目のCCNの制作番組を送信する場合は、1世帯月額315円、年間にいたしまして3,200万円程度が必要となります。これは、設備投資費用や機器の保守費用は不要で、月1回15分の山県市の番組を含んだCCNの制作番組の送信委託料でございます。なお、この月1回の番組制作と送信の内容でございますが、番組の制作は月1回15分の山県市の紹介等を行う番組で、現在行っておりますCCYで申しますと、ふれあいトピックスに類似する内容となります。この番組を定時に1カ月間、毎日1回放送するものでございます。

次に、4つ目の自主放送を廃止する場合は、費用は発生いたしません。

次に、次年度以降の経費についてでございますが、1つ目の市独自で設備投資を行う場合で毎年5,300万円以上必要と思われます。内容につきましては、毎年の保守費用に1,500万円と、人件費が約3,500万円、制作管理費として300万円ほどになっています。さらに、数年後には導入いたしましたデジタル機器の更新費用が発生をいたします。

次に、2つ目のCCNに自主放送を委託する場合は、毎年6,300万円以上必要と思われます。内容につきましては、毎年の保守費用に1,500万円と、現在の放送内容と同等の番組制作委託料が、議会の一般質問を放送する場合の費用を含め4,500万円で、制作管理費として300万円ほどで、さらにこの場合も数年後にデジタル機器の更新費用が発生をい

たします。

次に、3つ目のCCNの制作番組を送信する場合は、毎年3,200万円程度、1世帯当たり月に315円が必要と思われます。これは、初年度と同様に機器の保守費用は不要で、月1回制作された山県市の15分番組を1カ月間、毎日定時に放送することを含んだCCNの制作番組の送信委託料でございます。この場合も毎週更新のために番組を月3回追加いたしますと、年間2,160万円ほどの委託費用が追加として発生をいたします。

次に、4つ目の自主放送を廃止する場合は、費用は発生いたしません。

御質問の3番目の、メリット、デメリットについてでございますが、1つ目の市独自で設備投資を行い、自主番組を継続する場合のメリットにつきましては、番組編成、送信権利が本市にございますので、現状と同内容を維持することができることでございます。デメリットにつきましては、多額の新規設備投資費用とデジタル化のための機器の管理、運用職員の増員が必要で、人件費が増加することが挙げられます。

次に、2つ目のCCNに自主放送を委託する場合のメリットにつきましては、設備投資は必要ですが、設備投資費用を最小に抑えることができ、ほぼ現在の放送内容を維持することが可能になります。また、撮影、編集のための市職員も必要なくなることでございます。デメリットにつきましては、自主放送業務の委託内容により、機器の導入費用、機器保守費用、番組の委託費用が発生し、委託金額も変動することでございます。

3つ目の、CCNの番組、チャンネル長良川を送信する場合のメリットについては、設備投資費用が不要で、新たに設備を持つ必要がないため機器の保守費用も必要ないことと、また、撮影のための市職員も必要なくなることでございます。山県市のイベントや学校、保育園などのニュースは、月1回制作された15分番組を毎日定時に放送するだけになりますが、市のPRがCCNのエリアになっている近隣市に行えますし、同じチャンネルで近隣市の番組が視聴でき、情報も得られます。デメリットにつきましては、番組の送信権利が山県市にないため、山県市が自由に番組の放送ができないことが挙げられます。

以上、3点の共通のメリットとしましては、デジタル放送の便利な機能にデータ放送がございまして、山県市の情報を今までの文字放送のかわりにデータ放送で送信することができます。

4つ目の自主放送を廃止する場合のメリットにつきましては、番組編集関係の設備投資費用、維持補修費用、番組撮影、編集のための人件費などが不要なことでございます。デメリットにつきましては、山県市のイベントや学校、保育園のニュースが視聴できなくなること、文字放送のかわりのデータ放送もなくなることでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） ただいまの御答弁の選択肢をまとめてみますと、まず、1番目は、市単独で自主放送番組を制作するには、初年度費用3億300万円と次年度以降5,300万円という番組制作職員が要ること。そして、2番目は、CCNへ全部委託で初年度費用は1億1,800万円で、次年度以降6,300万円の経費がかかるということ。3番目には、CCNの番組購入では、山県市のニュースを含め、近隣市の情報を見ることができ、経費も現在の加入世帯数で年間3,200万円ほどの経費がかかるということ。最後に、4番目は、自主放送番組は廃止とし、経費がかからない方法、以上4つの選択肢があることはお聞きをしてわかりましたが、さて、市として今後どの方法で進めていこうとしておられるのか御質問をいたします。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 今後の市の方針でございますけれども、これは今後決定していくわけでございますが、議会の皆様ですとか、また、番組管理運営審議会等がございますので、そういったところへの答申も行いながら、検討してまいりたいということを考えております。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） そこで市長にお尋ねいたしますが、テレビのデジタル放送については、多くの市民の皆さんは、デジタル化になってもデジタル対応のテレビさえかえれば今と同じチャンネルがそのまま何の変わりもなく見られるものだと考えておられる方が大勢おいでになるのではないかなというふうに思います。

ただいまの答弁のとおり、大きく変わる自主放送、CCYの取り扱いの問題が発生をしてまいりました。部長から、今、いろいろな選択肢の例題を挙げて丁寧に御答弁をいただきましたが、どの方法もかなりの投下資本がかかることと、後々の維持費も相当だということでございます。

そこで、私は、このデジタル化になったときの当初は一たん自主放送は中断をしまして、そしてそれにかわる市民の皆さんに情報できる方法を考え、しばらく様子を見てから広く意見を集約して、改めて検討してはどうかというふうに思いますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（後藤利利君） 平野市長。

市長（平野 元君） 杉山議員の質問にお答えします。

今、総務部長からいろいろ選択肢については御説明しました。確かにこのCCYにつきましては、市民にも定着し、市のイベント事業とか、あるいは学校とか保育園等のあいった運営の状況とか、いろんなものを放送し、親しまれてきたということも事実でございます。今回、来年の7月からデジタル化になるということは、市民の皆様方も十分御存じだというふうに思っております。

そこで、先ほど担当部長である総務部長からも御説明しましたように、選択肢は、先ほど言われましたように、4つほど考えられるということでございます。今までどおり継続しようと思いますと、3億から4億になるお金が必要になってくるということでございます。そんなことでございますし、今、再々質問で言われましたように、いましばらく中断して様子を見たらどうかというようなお話もお聞きしました。確かにそういうことではございますが、この問題につきましては、まだ若干の時間もございまして、十分検討する必要があるということではございます。番組審議会とか、あるいは議会の皆さんとか、あるいは広く市民の皆さんの御意見も聞く必要があると思っております。そういった時間的に申しますと、9月定例会、遅くとも12月の定例会までには市の方向づけをはっきり決めまして、また進めていきたいということではございますが、その間、今言いました選択肢についてどれが一番山口市として、山口市の財政状況も見詰めながら、どういうふうに進めたらいいか十分に検討していきたいということでもありますので、その辺御了解を得て、今後の検討を進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（後藤利彦君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で1時30分まで休憩いたしまして、再開をいたします。

午後0時24分休憩

午後1時30分再開

議長（後藤利彦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております順に質問をさせていただきます。

初めに、循環型社会への推進について、市民環境部長にお伺いをいたします。

山口市の新クリーンセンターの完成に伴い、市民のごみ処理に対する費用負担は増加をいたします。そこで、地球温暖化防止の一環である循環型社会を目指し、身近な家庭

の生ごみの減量と堆肥化に注目し、公明党山県支部では生ごみ処理の方法や生ごみ処理機、コンポスト購入に対する市の補助制度の周知、段ボールコンポストの周知など、簡単な項目で聞き取り調査をいたしました。

その結果、生ごみの処理の方法では、市の燃えるごみに出している、76%。自宅で処理している、24%。自宅で処理していると答えられた方の24%のうち、5つありますが、生ごみ処理機を利用している3.9%。コンポストを利用している、6.1%。段ボールコンポストを利用している、4.2%。田畑などに入れている、8.2%。その他1.6%という状況でした。この結果から、自宅での処理のうち田畑へ埋めるというのが一番多く、コンポストが2番、生ごみ処理機が3番というように、順になっております。生ごみ処理をし、堆肥化をし、利用されているということがわかります。けれど、全体の7割を超える方は燃えるごみに出しておられるという状況です。

次に、生ごみ処理機やコンポストの購入に市の補助があることを知っていると言えられた方は39%。知らないと言えられた方は61%と、6割以上の方が市の購入補助を知らないという現状がわかりました。また、段ボールコンポストについて、知っていると言えられた方は39%。知らないと言えられた方は61%となっていました。山県市の生ごみ処理機とコンポストなどの購入に35基分の補助が出されていることを御存じない方が多くみえます。市民の皆さんへの周知不足を感じます。

生ごみは、1キログラム削減することで0.35キログラムのCO<sub>2</sub>の削減ができるそうです。また、生ごみの減量はごみ袋の削減にもなり、堆肥は家庭菜園などに利用ができ、安心・安全な食材にもなります。補助対象でない段ボールコンポストですが、生ごみの削減と堆肥化には効果があります。こうした循環型、また、地球温暖化防止へとつながっていく、また、家族全員で協力し合う、好気性微生物を育てる、ごみへの意識を高める、一人一人の行動が社会を変えるなどが学習できます。このように、子供の環境教育の一環にもなる手軽な段ボールコンポストの普及推進のお考えを伺います。

また、1つとして、市の補助制度の周知について。2番目に、公共施設での食品の残りや調理くずなどの堆肥化について。3つ目に、段ボールコンポストへの補助について。4つ目に、堆肥の回収、保管についてのお考えをお伺いいたします。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

1点目の、市の補助制度の周知についてですが、電気型生ごみ処理機、コンポスト等堆肥処理機、枝葉等粉碎装置については、補助制度により1万5,000円を上限とし、購入金額の2分の1を助成しております。本年度につきましては、2月までに生ごみ処理機

10件、コンポスト9件、枝葉等粉碎装置2件の補助金申請を行っていただいております。この制度の周知につきましては、平成21年の広報4月号に掲載したり、出前講座などでお話しておりますが、議員の御発言のとおり、補助制度を御存じない方が多くみえるということでしたから、広報やCCYの文字放送などでPRをしていきたいと考えております。

2点目の、公共施設での食品の残りや調理くずなどの堆肥化についてですが、各保育園におきましては、調理時に出る野菜などの切りくずや園児の食べ残しなどは、通常の可燃ごみとして収集日に出しております。また、小中学校におきましては、美山地域では、調理時に出る野菜などの切りくずは生ごみ処理機にて処理しており、高富、伊自良地域においては、保育園と同様、可燃ごみとして出しております。

3点目の、段ボールコンポストへの補助についてですが、この段ボールコンポストは家庭から出る生ごみとピートモス、もみ殻くん炭をまぜ、段ボールコンポストに入れ堆肥化をし、ごみの減量化をするものでございます。段ボールコンポストの普及推進ということですが、現在、市のホームページにてPRしておりますし、平成21年の4月号に掲載しました。また、このコンポストに補助ということですが、もともとこの段ボールコンポストの経費が安価なため、現在は考えておりません。

4点目の、堆肥の回収、保管についてですが、今のところ家庭で生ごみ処理機などを使用して堆肥をつくられている量は限られているので、その方々は家庭菜園やプランターでの花づくりに利用されているのではないかと考えております。

本市といたしましては、現時点では堆肥の回収、保管については考えておりませんが、今後堆肥をつくる方やその量がふえてきた場合は、廃棄物減量等推進審議会に諮り、検討していかなければならないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、市の補助制度につきましては、広報やCCYの文字放送などでPRをされるということでした。そして、保育園、小学校、中学校の状況ですが、美山地域の学校以外は可燃ごみとして出しているということでした。美山地域の学校には、生ごみを分解し、水として排出する生ごみ処理機を設置しておられますが、保守点検には1校ごとに年間5万2,000円をかけておられるという状況があるということでございます。また、段ボールコンポストについては、市のホームページにPRをしている。補助については、経費が安いので現在は考えていない。また、堆肥の回収、保管については、堆肥の量がふえてきたら検討するというところでございました。

地球温暖化防止を身近なところから考えていく1つとして、循環型社会を目指していくことが大切なことだと思うわけです。そう考えると、保育園や学校での生ごみ処理の状況には差があります。今、議会に食育推進会議条例が提案されていますが、今後、食育の推進計画を立てることなどがあるかと思えます。食育を考える上でも、循環型に向けていくことが大切なことと思えます。保育園、学校での生ごみ処理を推進してはと思いますが、いかがでしょうか。市民環境部長にお伺いいたします。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 再質問にお答えします。

食育に関しましては私のほうではございませんが、一応保健福祉部でお考えを聞いたことを代弁します。

保育園における食育は、保育指針を基本とし、保育基本計画を作成しております。食を営む力の育成に向け、食育の目的に乳幼児期からの正しい食習慣、基本的な生活習慣を身につけ、豊かな心と生きる力を育てるを掲げ、取り組んでおります。

今年度、全保育園で、年長児のクッキング体験教室は、子供たちが自分の食べるものを自分で作り上げる体験を通じて自己達成感を高めるとともに、食材の命をいただいているということを伝え、命の大切さや感謝の気持ちをはぐくむことをねらいとして実施しております。

そういった中で、土づくりから栽培、収穫、調理への段階に応じた体験学習を通じて、自分たちで育てられるという自信、食材への思いも重要な意味を持つのではないかと考えております。

続きまして、生ごみ処理機の関係でございますが、美山地域の小学校の生ごみ処理機については、先ほど議員が申されましたように、処理方法は処理層にもみ殻其他媒体を入れ、菌床をつくり、バイオ微生物を培養し、攪拌し、微生物により生ごみを炭酸ガスと水に分解するものです。分解された溶液は、学校の畑とかプランターなどに利用されています。

その他につきましては、各保育園とか高富、伊自良地域におきましては現在は可燃ごみとして出しておりますが、今後生ごみの量やにおい、コンポストの設置や堆肥の使用方法などを考え、十分な検討が必要ではないかと思っております。

以上で答弁とします。

議長（後藤利利君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、検討していくという話でしたが、生ごみの量とかにおいというふうにお話がありましたが、段ボールコンポストはほとんどにおいが無いというのが

特徴ですので、ぜひそういったものを早急に検討して利用していただきたいと思います。

再々質問をさせていただきます。

2月に大垣市で行われましたごみ減量化フォーラムは、岐阜県、恵那市、御嵩町主催で開催されました。ここでのモデル事例の成果発表では、段ボールコンポストを利用したモニター制度を実施し、生ごみの減量と堆肥化に効果があったとの話もありました。御嵩町では、子供向けモニターと大人向けモニターの制度を実施され、中学生の自由研究が表彰されたとの記事もありました。また、北方町では、4月からモニター制度を実施するそうです。大垣市では、段ボールコンポストの器材を福祉施設で仕事として行ってみえます。本市においてもモニター制度を考えてはと思いますが、いかがでしょうか。市民環境部長にお伺いいたします。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 再々質問にお答えします。

モニター制度につきましては、堆肥の回収、保管のときに御答弁しましたように、廃棄物減量等推進審議会に諮りまして、前向きに検討していかなければならないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（後藤利利君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、前向きにとおっしゃいましたので、ぜひに実現をさせていただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

次に、2点目ですが、住宅用火災警報器の設置について、消防長にお伺いいたします。

住宅火災で亡くなる方の半数以上が高齢者で、その原因の70%が逃げおくれによるものだと言われています。万が一火災が発生したときの早期発見、延焼防止、被害の軽減のため、平成16年の消防法の改正により、住宅用の火災警報器の設置が義務づけられました。新築住宅は平成18年6月1日より設置が義務づけられ、既存住宅については平成23年6月1日より設置することが義務づけられました。

火災警報器は、煙を感知するものと熱を感知するものを設置するようですが、既存住宅への設置状況についてお伺いします。

1つ目に、山県市における普及率はどの程度でしょうか。2つ目に、高齢者世帯や障がい者世帯等では、費用がかかることに加え、取りつけることにも不安があると思いますが、購入や設置に関する助成制度の考えはありますか。3つ目に、普及率は100%を目指していかなければならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

議長（後藤利利君） 土井消防長。

消防長（土井誠司君） 御質問にお答えします。

平成18年6月に消防法が改正され、すべての住宅で住宅用火災警報器を設置しなければならないことになりました。その理由は、ここ数年全国で火災による死亡者数が増加傾向にあるため、平成20年における全国火災発生件数は5万2,394件で、そのうちの住宅火災で亡くなられた人数は1,123人です。

この原因は、住宅で火災が発生したのに気づかなかつたり、また、気づくのがおくれで亡くなるケースが多く、逃げおくれが最大の要因となっています。本市も山県市火災予防条例の運用の中で、議員の発言のとおり、平成23年5月末までに市民の皆様住宅火災警報器の設置をお願いしております。

これからも、今まで以上に各種の団体や媒体を通じまして、特に既存住宅の設置義務などを啓発してまいりますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。

御質問1点目の、住宅火災警報器の本市の普及率につきましては、平成22年3月7日時点で34.6%でございます。

2点目の、市としての機器購入等に関する助成制度の考えにつきましては、現在、障がい者の方は日常生活用具給付事業で1万5,500円を上限額として実施しておりますが、高齢者世帯につきましては考えておりません。また、高齢者世帯や障がい者世帯で警報器の取り付けに関して該当者の方から申請があれば、NPO法人山県市災害ボランティア・サポートセンターで取り付けに関しては作業を無料でしていただけますので、どうか御利用を推進してまいります。

3点目の、普及率の向上に対するの考えでございますが、火災警報器の設置により、アメリカ、イギリスの国々では住宅火災における死亡者が半減したという驚くような効果も実証されていますので、私どもも非常に期待が持てるものと考えております。具体的には、女性防火クラブと一緒に市内の大型店舗等で設置推進活動を実施したり、火災警報器設置調査アンケートで普及の周知や簡易なカタログを作成して広報活動をするなど、今後においても火災警報器の設置の義務化をPRしてまいります。

設置率100%を目指して、これまでもCCYの活用、また、市のホームページや広報紙に設置義務などについて掲載するなど行ってまいりました。それと同時に、市民の皆様が住宅火災警報器を御購入いただく価格もできる限り安くする工夫やサービスも非常に大事だと思っておりますので、今後4月以降、連合自治会等々、連携を図りながら、住宅火災警報器の共同購入等を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番(尾関律子君) 今の答弁の中に、3月7日での普及率は34.6%ということでした。今後、設置義務まで1年余りありますが、女性防火クラブの方々にも協力いただいて、設置調査アンケートも実施される。また、普及率100%を目指して周知の徹底をされるということでした。火災警報器は、寝室、階段、台所と設置するようと言われています。階段がないところは2カ所になると思いますが、連合自治会と連携で共同購入も検討されるとのことでした。ぜひとも早急を実施していただくように要望しておきます。

助成制度に対しては、障がい者の方には日常生活用具給付事業で1万5,500円まで対応を実施しておられるとのことですが、高齢者世帯には助成制度はないとのことでした。22年度中に多くの方が警報器を設置されると思いますが、複数設置するため、1つは無料で設置する自治体もあります。高齢者のみの世帯に対しての助成は必要と思いますが、いかがでしょうか。保健福祉部長にお伺いします。

議長(後藤利利君) 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長(笠原秀美君) 再質問にお答えします。

現在、山県市におきましては、高齢者世帯に対して緊急通報システムの機器の貸与を行っております。このシステムの機能の1つとして、火災センサーを取りつけております。熱による火災を感知した場合、このセンサーにより消防署のほうに自動通報される仕組みとなっております。そういったこともありまして、現在のところ補助については考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

議長(後藤利利君) 尾関律子君。

4番(尾関律子君) 今、熱に対するものというお話でした。警報器については煙と熱と両方の設置というのがあると思いますが、そうした煙に対する設置に関してぜひとも考えをしていただきたいなというふうに思いますが、今、現時点ではというお話でしたので、また早急に検討していただければというふうに思いますので、要望しておきます。

次に、3点目の質問をさせていただきます。

安心・安全なまちづくりの明かりについて、市民環境部長にお伺いいたします。

山県市内の街灯には、道路や公園、歩道や通学路を照らすものと、防犯対策のためのものがありますが、1年間で多くの維持費が計上されています。防犯灯だけでも3,085基あると伺っております。また、毎年新設防犯灯の費用も数十基分で84万円が予算計上されています。

今、一般家庭でもエコライフを心がけて生活を見直していこうとして、蛍光灯タイプの明かりからLEDタイプの明かりへと変更されつつあります。防犯灯として青色が心を落ち着かせる効果があるようで、青色のものへ変更されている自治体もあります。設置費用は高額となりますが、トータルコストを考えると安くなり、赤外線、紫外線が少ないので熱くならず、虫も寄りにくいという利点がいりいろ多くあります。市内の街灯だけでなく、公共施設内でもLED蛍光灯の導入を考えられてはと思いますが、いかがでしょうか。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

街灯及び防犯灯につきましては、防犯対策の一環としまして、多くの人が行き交う生活道路で暗くて通行に支障がある場所や、防犯上危険な場所に、自治会から要望で設置しております。

その街灯、防犯灯を公共施設でもLEDタイプの明かりにしてはどうかという御質問でございますが、議員も御承知のように、LEDは熱をほとんど持たないことや水銀などの有害物質を持っていないという安全面が第一に、そして、耐久性と少ないエネルギーでの発光が可能だというエコロジーな蛍光灯であります。LED蛍光灯は、その特性により、電気代が従来型の半額で、寿命も5倍であることから、維持費に関していえば経費の節減になりますし、CO<sub>2</sub>の削減にもつながることから、地球環境にも優しい蛍光灯であると言えます。

しかし、現在の市場価格が、従来型の蛍光管と比べますと約10倍と高価であることから、まだ一般的ではないようでございます。昨年度の本市の防犯灯修繕の現状を申し上げますと、蛍光灯が切れ、年間1,250件で、維持費が380万円ほどかかっておりますので、LED蛍光灯を導入すれば、事務量や経費の軽減につながります。また、以前は蛍光灯本体の工事が必要でしたが、現在は蛍光管を交換するだけのタイプもございますし、今後、需要が増してくれば価格も下がってくると思われまますので、今後の価格動向を見ながら予算の範囲内で切りかえを検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、予算の範囲内で切りかえを検討してというお話でございました。ぜひ前向きに検討していただいて、こういったエコロジーな生活をし、また、経費を本当に削減できるものにしていただきたいということを要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤利彦君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

通告順位 8 番、上野欣也君。

1 番（上野欣也君） 質問のお許しをいただきましたので、通告書に沿って 2 つの事柄についてお尋ねいたします。

1 つ目は、空き家の活用について総務部長にお伺いをいたします。

総務省は、2008年に全国の空き家を調査しております。このときの調査結果によりますと、全国で空き家の数は756万戸ということで報道されております。総務省の5年前の調査に比べて14.6%増加ということでございます。また、住宅の総数に占める割合は13.1%ということで、過去の記録を更新したということも同時に発表されております。

昔から、人が住まなくなるとそのうちは傷みがひどくなるよということをよく耳にしてきたわけですが、倒壊の危険性も高くなる。あるいは、雑草が生い茂って景観を損ねるということも出てまいります。かつて岐阜県でも起こりましたが、犯罪に使われるというようなケースも出ております。あわせて、たばこのポイ捨てで火事になったという事案も全国的には出ております。

お隣の県の富山県の滑川市の例でございますが、ここは現地調査を行って、そうして倒壊の危険のある建物について、土地と建物は市に寄附するという条件で、公費でもってその家を解体するということが行われております。一昨年で3軒、昨年で2軒というような実数が出ておりました。

また、ほかの市では、空き家の持ち主と話し合いを行って、住み家として確保して、希望者に入居してもらおうと。そして、20年間ぐらいたちますと持ち家になるというようなことを行っているところもございます。また、自治体によっては空き家の管理を命令できるように、環境のまちづくりといったような条例を制定しているところもございます。今後は固定資産税を高くするような方策も検討していかなければならないというふうに広く言われております。

そこで、山根市の空き家の実情についてお伺いをいたします。

1 点目、空き家の数と住宅総数に占める割合について、どの程度か。2 つ目は、空き家の管理の指示は今のところできないようなことを聞いておりますけれども、こういったことをできるようにしていくような方策はないかどうか。3 点目は、各自治会と連携をとって、空き家の活用というようなことを今後考えていくことはできないかということについてお尋ねをいたします。

議長（後藤利彦君） 今、傍聴席のほうでちょっとお願いしておきますが、カメラで撮影しておられる方がいるようですので、それだけはやめていただきたいと思いますので、

お願いいたします。

林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

議員御発言のとおり、全国的に空き家は増加しているところでございます。岐阜県における平成20年度の調査では、別荘などの2次的住宅や売却用の住宅などを除きますと10万9,700戸の空き家が点在しており、平成15年度の調査と比較しますと1万4,600戸、15.4%の増加となっております。

さて、1点目の本市におきます空き家の数等につきましては、昨年の第4回の定例会において他の議員の御質問にお答えさせていただきましたとおり、現在、市では空き家情報は持っておりません。

次に、2点目の空き家管理の指示でございますが、基本的には市には指導監督権限がございません。ただし、空き家が老朽化して危険であるといった情報がございましたら、現地を確認の上、所有者等に改善をお願いしているところでございます。

また、本市には、環境保全条例が制定されており、空き地の所有者等にその空き地の適正管理を指導、助言、勧告ができることとなっておりますが、これはあくまでもお願いでございますので、強制力はございません。

次に、3点目の空き家の活用を図る方策についてでございます。このことにつきましても、昨年の第4回定例会におきまして、旧美山町時代に空き家情報を収集し、所有者の方に貸し出し等について確認をとったことがございますが、夏の間など一時期は利用されるということで、移住者用の使用はできなかったという経緯がございます。こうしたことから、空き家などの活用促進は難しいものと考えておりますとお答えをさせていただいたところでございます。

御質問の御趣旨の各自治会との連携を深め、空き家の活用を図る方策はとれないかとのことでございますが、空き家情報を収集するといったことなどは可能なことと考えております。また、空き家の改築などを行い、都市部との交流を図る空き家滞在体験事業など、各自治会と協働で実施することも考えられます。さきに人口の減少に関する御質問がございましたが、現在、岐阜県を初め、さまざまな自治体におきましては移住、定住の取り組みをされており、その中で空き家を活用されている事例が見られます。しかしながら、空き家は老朽化や残された家財の整理、処分といった、所有者の負担や転入者を受け入れる側の体制などの課題もございます。先進地の事例を見てみますと、行政のほかにも宅地建物取引業者、NPO、自治会などさまざまな組織や団体がそれぞれの組織の機能や強みを生かして役割分担をする体制が整備されているように見受けられま

す。

先ほど述べさせていただきましたように、本市におきましては、過去の経緯から空き家情報の収集を行っておりませんが、今後の検討課題といたしまして、調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 最近、住民から、空き家といいますか、実は工場があったところの倉庫でございますけど、ここが空き家同然になっているということで、トタン板がはがれて、そして風が吹くと非常に危険を感じていると、何とかしてくれないだろうかというお話がございました。そういった不安の解消といいますか、そういった面も1点ありますので、安心して安全なまちづくりの一環として、そういったものも真剣に取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思っております。

2点目は、今、答弁にございましたように、人口減少対策の一環として、いろんな方法で空き家の活用ということを考えているところも多いわけでございます。先般もある自治会長と話をしておりましたが、十分に住めるうちがあるよと。そういったものをやっぱり自治会長はきちんと把握して、もしおうちが貸していただけるのだったら、そういったものをPRしたらどうだろうかというようなお話がありましたので、私もそれはいい考えではないかと。過疎、過疎と言っているのではなくて、一方ではそういった方法で活用を考えていくというのも1つの道ではないかと思っておりますので、今、検討課題だということでお答えいただきましたけど、ぜひそういった視点からでも御検討いただきますように強くお願いをして、第1点の質問を終わります。

次に、2つ目の質問として、午前中に除雪の御質問がございましたけど、私は公共施設の除雪という観点で産業建設部長にお伺いをいたします。

ことしの冬は大変な大雪に見舞われました。大変深い積雪もありまして、大変苦労したわけでございますけど、しかし、生活道路の除雪につきましては、小さな問題はありましたけれども、例えば伊自良でいいますと、北のほうからばかりやっておるとか、曲がり角でばーんと雪がのけてあるとか、そういう話は聞きましたけど、大きな問題もなく、担当課の御努力と、それから業者の尽力によってうまくいけたのではないかとこのように思っております。

元旦の朝、業者が言っていましたけど、けさは3時に起きて除雪に当たったということをおっしゃっていましたが、そういった裏側の尽力も大いにあるというふうに思っております。

しかし、私は、大雪のときにちょっと見回ったんでございますけど、公共施設進入道路等の除雪が、業者とどういふふうに連絡が行っているのかなということを感じました。一たん車が入りますと、圧雪によって、ほとんどあとは人の力では除雪できないような状況というのがございましたし、翌朝になると、そういったところはアイスバーンのようになって非常に危険度も高まるというふうに見ました。

また、災害が災害を呼ぶということもありまして、災害が災害を生むというようなこともよく言われますんでございますけど、こういったときに避難所となっているところなどは、やはり起きるということを想定しながら除雪に当たるのが大事ではないかと思えます。

また、保育園などは、実際に私は見たんでございますけど、8時から9時ぐらいの時間帯になりますと、どんどんどん保護者の方が送っていらっしゃって、本当に圧雪になります。非常に危険な状態になります。そういったことで、やはり除雪が必要ではないかというふうに感じました。

そこで、次の市内の公共施設関係の除雪等の実態について、4点ほどお伺いをいたします。

1点目は、公共施設の進入道路、あるいは駐車場の除雪の実態把握というのはどのようにされているのか。2点目は、公共施設進入道路等の除雪の基準というものはあるのかどうか。例えば30センチになったら除雪するよとか、40センチ以上になったら除雪するよとか、何かそういうものがあるのかどうかということをお伺いいたします。3点目は、業者との除雪の連絡等はどのようになっているかということについてお伺いをいたします。4点目は、公共施設関係についてでございますけど、大雪が降った場合の危機管理というものは具体的にされているのかどうかということについてお伺いをいたします。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 先ほど、上野議員、産業建設部長という御指名でございましたが、公共施設につきましては私のほうで担当しておりますので、私のほうから回答をさせていただきます。よろしく申し上げます。

御質問にお答えをいたします。

本市で年度当初に予算を計上している除雪費用は、建設課が所管する市道の費用だけでございます。市民の皆様の安心・安全な交通を確保する上において、出勤や通学時間帯に除雪が間に合うように努力をいたしているところでございますが、このことを踏まえまして御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の公共施設の進入道路及び駐車場の積雪の実態把握はどのように行って

いるかでございますが、これは、それぞれの施設を所管する担当課のもと、施設に従事する職員によって把握をいたしております。例えて申しますと、この市役所本庁の場合ですと、夜半に積雪があれば職員が早朝に出勤をいたしまして、お客様が来庁されるまでに来客用の駐車場と通路を除雪しております。基本的には、他の公共施設におきましても同様でございます。

次に、2点目の公共施設侵入道路等の除雪の基準はあるかどうかでございますが、進入道路が市道であれば、その基準と優先順位に沿って除雪を行います。市道でない場合は各所管課対応になりますので、職員が除雪に当たることとなります。

次に、3点目の除雪業者との連絡や連携はどのようにかという御質問でございますが、仮に豪雪で公共施設の除雪を業者に委託しなければならない事態になったとしても、市道の除雪が優先でございますので、建設課と横の連絡をとりながら、市道の除雪が完了した後に公共施設の除雪をお願いすることになります。市道のようにあらかじめ業者に委託をしているものではございません。

次に、4点目の大雪の場合の危機管理は具体化されているかでございますが、これは、山県市地域防災計画の中に雪害計画及び雪害予防計画を挙げてございます。この計画に基づきまして積雪の観測や対策本部の体制、各自治会との情報連絡、道路の除雪対策などを行っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 具体的な例で申し上げますと、保育園へ行きましたら、園長以下が進入道路と、それから駐車場を一生懸命除雪されておりました。本当にここから玉のような汗をたらたら流れておりました。御苦労さんと思わず声が出ました。しかし、よくよく考えてみると、本務かなと。あれは大変だなと思っておりました。しかし、一たん車が入って圧雪されて大変な状況になると大変危険なものですから、私は一生懸命やられたというふうに思っていますし、支所は人海戦術でやっておられました。それから、図書館のほうへ行く道路については余り除雪されておりましたので、圧雪の状態でした。小学校の西かな、そういったところはほとんど除雪されていなかったわけでございますけど、そういった状況を見ますと、たまたまだからいいわということは言えるでしょうけど、実際に大変だなというふうに思います。

私は、個人的に、金沢へ大雪の日に行って視察したことがあるんです。あそこは大雪が毎年降りますので、公共施設というのはちゃんと人が動かせる除雪機が設置されていて、小学校なんかは3台置いてありますから、先生が来たらだーっと、1回通れば

かなりの量がぶーっと噴き上がっていきます。そういうものを設置するということではございませんけど、4年に1回とか5年に1回、たまたまだからこういう状態で続いていきますけど、本来は、私は公共施設は第一に除雪するということが必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺も今後よく御検討していただきたいと思います。

余り保育園の方々が大変な様子を見ましたので、業者にちょっと聞きました。そうしたら、伊自良村当時、合併前の状態では、きちんと公共施設関係は除雪するというふうに連絡を受けていたので、何も言われなくても除雪していましたよと。山口市になってから、その辺はちょっとあいまいなので、連絡を受けてからしかやりませんよということでしたので、その辺もぜひ緊急性があるところは除雪をしていただくようなことが大切だというふうに思います。

また、危機管理の問題でございますけど、民生委員の方はこうおっしゃってみえました。あんな大雪のときだから、私は外へ出て通学時間帯に見たら、とても通学できるような状況ではなかったので、すぐに校長先生に電話をしましたと。そうしたら、校長先生が出てきて3日間そこに立ったということでございます。私も見に行きましたけど、雪が降ってこちら側に1メートルぐらいの川があるんでございますけど、川がこういうふうに雪でほとんど部分的にしか見えない。滑り落ちたら大変危険な状態ということもございましたので、こういったものを具体的に大雪が降ったときにやっぱりきちんと伝達するなり、記録に残して次へ伝えていかないといけないのではないかと。こういったものが危機管理の大事な具体的な例だと思います。あと、カーブなどは大変中学生が通るのに危険な状態だったよということを見守り隊の方がおっしゃってみえましたので、こういった事実もやっぱりどこが危険だというようなことで、公共施設の管理は本当に大事に危機管理意識を具体化していく必要があるということで、あわせてお願いをして、質問を終わります。

議長（後藤利丸君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で2時30分まで休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

議長（後藤利丸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位9番、寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、通告に従って3問お尋ねします。

まず最初に、社会的な弱者に対する基本姿勢と制度の充実ということで、副市長にお

尋ねします。

先月、2月終わりごろですけど、役所が、あす水道の水をとめると言ってきたという市民の方から相談がありました。調べると、役所はルールに従って、しかも猶予を与えて分割して支払うという、何度もの延長をしてからの仕方ない判断とは受けとめました。

ところで、公共料金や税金などに関して、これこれの場合は免除、減額するとか、市長の認めた場合は免除、減額するという制度が定められています。しかし、先ほどの水道の問題にかかわりながら調べると、水道料金に関しては、この免除の制度がないということに驚きました。最も重要なライフラインの1つである水について、余りに過酷な政治のあり方ではないでしょうか。

国民が最低限の生活を送るための措置として、財源として国が4分の3、市が4分の1を負担する生活保護制度があります。全国を見れば、虚偽申請して生活保護費を不正受給するケースがあり、そのようなことは到底許されないのは当然として、逆に真に困窮している、困っている人に対して、保護世帯や低所得の世帯に対して、市民に対しては温かい山県市政が必要です。リストラとか倒産など、働き盛りの世代の貧困も問題になっています。その社会復帰のスタートとして生活保護が役割を果たすということも指摘されています。さらに、高齢者の貧困も大きな課題として指摘されています。しかも、高齢世代は復活する要因がほとんどないという厳しさがあります。実際、山県市の生活保護世帯のうちの3分の1は、介護保険が適用される65歳以上です。

このほど公表された第2次山県市障がい者計画のためのアンケートでも、暮らしやすいために望むこととして、経済的援助が約40%と最も多く、また、日常生活自立支援事業について、制度を知らないが55から65%となっています。そして、市の今後の取り組みとして、必要に応じて国等へ手当の拡充を働きかけるとしています。市として国に働きかけることは有効ですが、それ以上に市の責務を果たすということが大事です。

そこで、社会的な弱者に対する市の基本姿勢と制度の充実について質問いたします。

まず、1つ目ですが、生活保護について。山県市は、他と比較すると生活保護が少ない。その理由は持ち家が多いからだと言行政の皆さんは説明します。他の市町村で問題になっていることに、そもそも保護の申請に際して役所のガードが固い。つまり認定を渋る、あるいは保護を早目に打ち切る、こういった問題が指摘されています。山県市においてはそのような懸念はないのでしょうか。十分に受容的、受け入れるように対応し、措置されているのでしょうか。

2つ目ですが、当事者から見てのわかりやすさということ。社会的な弱者に関してその支援策としてそれぞれ独立したメニューがあり、しかも行政の側からそれぞれ個

別にメニューが示されています。これが、個々の当事者から見た場合、その当事者が真に必要としているサービスがどこでどのように提供されているのか非常にわかりにくい現状となっています。いわば、縦割りの弊害とも言うべきことです。あくまでも当事者に親切、それが必要であり、当事者の立場に立った視点とシステムが役所側にあるかどうかです。行政側にそういうわかりにくいのではないかという発想や視点が欠けてはいないでしょうか。

3つ目ですが、制度の周知ということです。例えば、介護保険制度と障がい者自立支援制度に関して、なかなか有機的な対応がなされていないという指摘があります。例えば、血管障がいや事故などで体が不自由になった場合、あるいは多面的な介助が必要な難病などの場合に、介護保険を利用しつつ障害者手帳を取得すると、より有用なサービスが受けられると言われていています。山口市においては、そのあたりの周知や利用が当事者の必要に応じてなされているかどうか。周知や利用が漏れているようなケースはないでしょうか。

4つ目ですが、減免制度の拡充ということです。山口市において、公共料金や税金などの支払いに関して免除がある制度は何があるのか、それらの数が少なければその名称や件数を、数が多ければその分野と件数はどのようでしょうか。逆に、いわゆる免除、減額がない制度は何が何件あるのでしょうか。生活保護世帯や低所得の世帯に関して免除、減額ができるよう、速やかに条例や制度を改正していくことが求められています。今後市はどのようにしていくのでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（後藤利利君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） お答えします。

まず、1点目の生活保護についての御質問でございますが、まず、前提となります生活保護の要件につきましては、議員も御承知のように、申請される方が利用することができる資産、そして能力、また、そのほか活用できるものがないかどうかを調査させていただきまして、そういった資産、能力などが不在が必要条件となります。その結果により、最低限度の生活が維持できないと判断された場合、生活保護法に基づきまして適用をいたしております。生活保護の相談者の方へは、このような御説明のほか、生活保護の申請は申請主義の原則に基づいており、自由に申請していただけることも御説明しております。あわせて、制度につての資料もお渡しをしております。

本市におきまして、生活保護世帯数が少ない理由は、持ち家の方が多いことのほか、地域の福祉力が保たれておりまして、共助の精神で支え合っておられることも要因の1

つではないかと考えている次第でございます。また、生活保護の廃止につきましては、特に今後の生活が十分に成り立つことを見越した上で廃止を実施しており、十分な対応、処置を行っているものと認識をいたしております。

2点目の御質問でございます。社会的な弱者の方に対します支援策につきましては、それぞれ独立したメニューとなっております。市民の皆様はすべてを御理解いただくのは少々困難な状況であることは私も認識しております。その背景には、国の福祉制度が社会福祉基礎構造改革を進めるに当たりまして、この10年で大きく変遷してきていることや、多種多様な福祉ニーズに対応するため、サービスの個性が強いことが挙げられると思います。そのため、子供や障がい者、お年寄りの方々が受けることのできる福祉サービスや制度の内容と、その利用方法、困ったときの相談方法や相談場所などについて記載をいたしました山形市福祉便利帳を作成いたしまして、これをホームページにも紹介しております。

窓口相談時におきましても、職員が横断的に対応できる体制や専門職員を配置した体制をとっております。また、多くの高齢者の相談には、包括支援センターや在宅介護支援センターのきめ細やかなネットワーク体制を構築しておる次第でございます。

3点目の御質問でございますが、介護認定者が障害者手帳を取得された場合には福祉医療の対象となること、介護サービスにないサービスを受けられること、介護サービスの支給限度額以上のサービスが受けられることなどが挙げられます。介護保険利用者には福祉制度に熟知した介護支援専門員 ケアマネジャーといいますが がついており、本人や家族の要望をお伺いしながらケアプランを作成して、当事者に必要なサービスが提供されているところでございます。

本市においては、介護保険サービスを利用しつつ、障がいの特性を踏まえまして、障害者自立支援法のサービスを利用されている方は2名いらっしゃいます。周知や利用漏れについては、今後さらに各種の機会などを通じまして周知を図ってまいりたいと考えております。

4点目の御質問でございますが、水道料金に関しまして、減免制度がないということの御発言でございますが、生活保護の分担金、災害等の料金納付が困難な方の料金、漏水に伴う料金のほか、管理者が公益上その他特別の理由があると認めた場合の料金については減免できることとなっております。公共料金や税等につきましては、多種多様でございますが、おおむねどの分野におきましても条例等により制度上一定の減免規定が用意されているものと認識しております。減免制度が用意されていないものとしたしましては、いこいの広場の参加費、外出支援サービスの利用料、ハーバスの利用料など、

数件にとどまるものと認識しております。

今後におきましても、減免制度につきましては恒常的に考慮しながら、かつ前向きに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 再質問をいたします。

まず、生活保護の1番目ですけれども、自由に申請できるという趣旨もありましたけれど、本当に窓口でそのように対応されているのか、今後も検証を進めていきたいと思っております。

それから、2番目の当事者の関係ですが、最後の言葉として、市のほうはネットワークもきちんとしていて非常にいいんだという趣旨の答弁でしたが、私は、内部の関係者の人からも、やはり当事者の立場に立つとわかりにくいんじゃないかという声を聞いています。そういう意味で、今の答弁と現場とのずれを感じますが、そのあたりは何かあれば答弁を。私は今の2つの答弁と現場の声と、違うものを感じました。

それから、3つ目、制度の周知については、さらに今後周知を図るということですので、ぜひ多くの方に利用できる制度を知らせてほしいと思っております。

4つ目ですが、水道関係も減免制度がありますということでしたが、私は先ほどの水をとめられるという案件のときに担当ともお話ししましたが、担当は減免制度はないと、実際減免している例もないと、条例を見ても減免制度はできませんという答えをもらった、だからこの質問をしているわけですが、今の副市長の答弁は減免制度はありますですね。じゃ、条例の解釈がそうであるなら、一番の担当の現場が減免はないと言っているんだから、これはもう市民はみんなはねつけられているわけです。答弁が問題なのか、現場が問題なのか、どちらかです。そこはきちっと教えてくださいよ。条例に減免がないのか、現場が間違っているのかということですね。

それから、生活保護ということを減免に含める、それはいいですが、周辺を調べても、例えば関は生活困窮者という言葉で非常に裁量の幅を大きくとっているという意味では、私は山田市が仮に、他の部分も含めて生活保護だけではなくて、やはり低所得者という概念も市は持っていますから、もう少し裁量の幅を広げるということ、それについて検討する余地があると思っておりますが、いかがでしょうか。

とりあえずこれにしましょう。それだけ教えてください。

議長（後藤利丸君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） まず、1点目と2点目でございますけれども、私も現場の担当

者に聞いておりますけれども、やはり適正な保護費の受給を心がけていただきたいと。申請者の方も担当者も同じ気持ちになって保護費をいただくという精神に基づきまして、これはあくまでも親切さ、そしてわかりやすく丁寧に、そして優しく対応しているというふうには感じておりますので、ただいま議員のおっしゃった、例えば1名の方がそういうことをおっしゃったかもわかりませんが、私のほうではそういう気持ちで対応しているというふうに認識しております。

2点目でございますが、水道課の職員が条例がないと言ったということでございますが、私はあるというふうに確認しました。間違ってお答えをしたと思いますので、この場をかりましてお許しいただきたいと思っております。

その次に、生活困窮者はどう考えているかということでございますけれども、この経済状況に関しまして、そういう発想が今持たれるかもわかりませんが、私は今の条例規則を拾ってみましたけれども、保護費のほか手数料、税金はともかく手数料とかというものは五十数件ございまして、その中はやっぱり生活保護、災害、低所得者もございまして、その減免するべきものについてどういう方たちに減免、免除したらいいかということを考えながら条例にうたっておりますので、この中を見ましても生活困窮者という言葉も出てまいりますので、それがいい場合はさらにそれを多くするかどうかという判断は今後検討していきたいと思っておりますし、先ほど最後にお答えしましたとおり、かつ前向きに対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 水道の話に絞って言えば、窓口がないと思っている以上、市民が減免を申請してもはねられてきたわけですから、そこはきちっと行政の仕事としてやっていたきたい。

きょうは次の質問が長いので、時間の関係で、ここで次に移りたいと思っておりますけれども、2番目をお願いしているのは総務部長に対して、山県市選出の県議と山県市議の同時のリコールをするということについての、特に法制度上の問題もありますので、お尋ねします。

いわゆるリコールですね。これは、つまり議会の解散とか市長とか議員、公務員の解職請求など、手間や経費がかかるとはいえ、民主主義の発展や維持のために不可欠な制度と言われております。しかし、効果が絶大なだけに手続が煩雑で非常にわかりにくい。しかも間違いは許されていません。

ところで、山口市では、選挙ポスター代の水増し事件以後、不正を認めて返金し、辞職した議員が5人いる一方で、返金しつつも辞職していない県議1人、市議1人がいます。辞職していない議員の起訴について、岐阜県民から選ばれた人たちで構成する岐阜検察審査会は、2度も起訴すべきと決定して検察庁に要求しています。しかし、検察庁は期待を裏切り続けています。山県市民には、県議や市議をやめないならリコールすべき、そういった声は根強くあります。検察が動かない中、市民の良識としてのリコールをするに当たって、間違いを防ぐために、議員の解職の手續や現在の状況を確認し、同時に県と市に準備してもらうために諸点を問います。

まず1つ目ですが、無投票の意味合いについてということです。前回の山口市議選は無投票でした。だから、みそぎは済んでいないという人が多い。しかし、一方ではみそぎが済んだという人もいます。そこで無投票の意味を確認しますが、原則として選挙後1年間はリコールができないと定められていますが、その例外として無投票の場合は1年リコール禁止という制限がない。法律がこのように規定している趣旨というのは、無投票当選の制度は、投票をする煩わしさを避けるための制度であって、もし投票していれば法定得票に達しない者までも当選人となり得る。無投票の場合もリコールできないとすると、有権者の意思を尊重しないことになる。だから無投票での就任後はいつでも有権者が投票による判定をすることができることとしたと、そういう理解でよいでしょうか。もちろん、この理屈は選挙後1年たっても2年たっても変わらないわけです。

2番目ですが、手續に必要な期間について。最初のリコールの請求手續から、選挙管理委員会の審査などを経て、本請求があります。書類の不備や異議などがなければ、請求の開始から本請求までの必要な日数はおよそどれくらいでしょうか。

3つ目ですが、本請求の成立に必要な署名数はどれだけでしょうか。

4つ目、署名運動、つまり署名集め期間中の活動として、議員のリコール署名を成功させようなどといった有権者に対しての宣伝活動、例えば口頭とか電話とか手紙、集会、ポスター、チラシ、これらの活動は特別に制限なく自由に行えるのでしょうか。宣伝カーの制限もないと理解してよいでしょうか。署名集めのための戸別訪問はできますか。新聞、雑誌などの報道や評論の制限もないということでしょうか。

5つ目ですが、投票運動、つまり本請求後の投票日までの活動に関して、投票運動は選挙運動と異なり大幅な自由が認められているとされていますが、細かいことはともかく、公務員による運動に関する制限が入ってくること、選挙権を有しない者の運動の禁止などのほか、一部の制限が加わりますが、戸別訪問は禁止されます。その他は、さき

の4番目に言った行為については制限がないと、おおむねそういう理解でよいでしょうか。通常の選挙では投票日は何もできませんが、リコールの場合は最後の投票日当日の運動や呼びかけ、これはそれ以前と同様にできるという特徴があると理解してよいでしょうか。

6番目ですが、期日前投票の開始日、解職の成立に必要な投票率や賛成の票数、率はどのようでしょうか。

7つ目ですが、請求の代表者について。リコールのスタートの署名運動の請求の代表者になれるのは市民Aさんだけ、それから市民Aと市議会議員Bといっしょにできる、それから市議Bだけ、これらのいずれでもよいのでしょうか。では、投票運動、本請求の運動について、集まった有権者の署名を提出する請求の代表者はどうなるのでしょうか。

8つ目ですが、届け出などの手続について。市議の場合の手続は市の選管でよいのは当然として、山県市選挙区選出の岐阜県議については、リコールの手続は県選管か山県市選管でしょうか。山県市選挙区選出の県議1人と山県市議1人を同時にリコール請求することは可能でしょうか。

9番目ですが、他の選挙の影響ということで、直接請求の場合にその地区で選挙が予定されていると、署名収集の期間の制限が生じます。ことし7月には参議院選挙があります。山県市内で行われるリコールに対する影響は、どの期間、どの部分に及ぶのでしょうか。そして、制限が解ける時期と再開の方法はどのようでしょうか。

10番ですが、再度の請求はできるかということで、署名が足らずに本請求ができない、あるいは投票の結果として解職が成立しない場合、一般論として、再度改めて同じ趣旨で請求するということがあり得ます。その際の制限や手続はどのようでしょうか。

11番ですが、任期との関係。リコール運動は任期満了の前までできるとされていますが、残りの任期が短い場合、選挙はどのようになるのかとてもわかりにくいわけです。具体的に、現在の山県市選出の県議、定数1の任期は平成23年、来年の4月29日ですが、解職が決定すると必ず欠員が1となります。これはどのように対処されるのでしょうか。それから、山県市議の場合、任期は再来年の4月30日。欠員1というのはどのようになるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、制度の趣旨に係る御質問でございますので、地方自治

法の解説書により回答させていただきますので、よろしく申し上げます。

学陽書房刊行の『新版逐条地方自治法』によりますと、228ページ及び293ページの記載内容によりますと、解職請求の制限期間は、解職請求権の乱用を防止するとともに、住民の多数の投票により選挙で選ばれた議員を短期間のうちに解職請求できることとするのは、住民の参政権の間の調整という観点から適当ではないためと考えられており、無投票の場合は、住民の投票で選ばれたものではなく、住民の参政権の調整を図る必要がないことから例外とされているものと説明されております。

次に、2点目でございますが、まず、解職請求の手續といたしましては、直接請求代表者証明書の交付申請を申請先となる選挙管理委員会に提出していただき、代表者証明書の交付及び告示をされてから、署名の収集、署名簿の提出、署名簿の審査、署名簿の縦覧、署名簿の添付という手續を経て、本請求をしていただくこととなります。

また、岐阜県議会議員につきましては県選挙管理委員会へ、山県市議会議員につきましては市選挙管理委員会へ請求していただくこととなりますが、県議と市議では、一部の手續で法令の定める期限などが異なっております。

まず、直接請求代表者証明書の交付申請から、代表者証明書の交付、告示までには数日を要します。代表者はその告示の日から、市議にあつては1カ月間、県議にあつては2カ月間、署名を収集することができます。

次に、代表者は、署名収集期間満了の翌日から、市議にあつては5日以内、県議にあつては10日以内にどちらの場合も署名簿を市選挙管理委員会に提出していただきます。市選挙管理委員会は、原則として20日以内に審査を行い、署名簿の署名の証明をした日から7日間縦覧を行います。その後、市選挙管理委員会は速やかに署名簿を代表者に返付いたします。代表者は、市議にあつては5日以内、県議にあつては10日以内に各選挙管理委員会へ本請求をすることとなります。

直接請求代表者証明書の交付申請から本請求までに要する期間につきましては、その間のすべての手續等がそれぞれの期間内に滞りなく行われたと仮定するならば、市議にあつてはおおむね70日程度、県議にあつてはおおむね110日程度になると思われれます。

次に、3点目でございますが、山県市議会議員及び山県市選出の県議会議員ともに、解職請求には山県市の選挙人名簿登録者の総数の3分の1以上の数の署名が必要でございます。その数は、3カ月に1回行われる選挙人名簿の定時登録や随時行われる選挙時登録により変動していますが、この直近のことしの3月2日の定時登録に基づき算出した3分の1の人数であれば8,226人でございます。

次に、4点目でございますが、署名運動には公職選挙法が準用されないため、地方自

治法第74条の4に規定する自由妨害罪や署名偽造罪などの関係法令に抵触しない限り、原則として制限はございません。

次に、5点目でございますが、解職投票の手続には、政令で特別の定めがあるものを除き、公職選挙法中の普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用されますが、投票運動の自由、公正を確保するために、必要な限度の準用にとどまります。御質問の文書図画の頒布、または掲示や演説会の開催、投票運動用自動車の使用などの大部分については公職選挙法が準用されておりませんが、連呼行為の禁止など、一定の制限はございます。

具体的には関係法令等により御判断いただくか、市または県選挙管理委員会へそれぞれの事案により御確認をいただきたいと存じます。なお、選挙運動の期間に関する公職選挙法第129条の規定は準用されておられません。

次に、6点目でございますが、期日前投票は投票期日の告示があった日の翌日から投票日の前日まですることが出来ます。また、投票において有効投票の過半数の同意があったときは、当該議員はその職を失うことになります。

7点目でございますが、地方自治法第85条第1項の規定に基づく政令の定めにより、被選挙権のない者等の立候補の禁止に関する公職選挙法第86条の8第1項、選挙事務関係者の立候補制限に関する同法第88条及び公務員の立候補制限に関する同法第89条第1項本文の規定を準用することにより請求代表者の資格を制限している部分は、投票手続に係る制限であり、請求手続にまでは及ばないものと解されることとなりました。このため、署名の請求手続につきましては、代表者になろうとするものが国家公務員法や地方公務員法により政治的に一定の制限がある公務員など他法令による制限がない者であるとするならば、いずれの場合もよいものと存じます。

一方、投票手続につきましては、市議Bについては請求代表者になることはできませんし、市民Aについては、地方自治法第85条第1項の規定に基づく政令の定めで準用された公職選挙法等の規定により、一定の制限を受けることになると存じます。

次に、8点目でございますが、岐阜県議会議員の解職請求については岐阜県選挙管理委員会に対して行っていただくこととなります。市議と県議では請求先が異なり、また一部の手続では法令に定める期間も異なりますので、その点を配慮の上で御判断願います。

次に、9点目でございますが、参議院議員の半数につきましては平成22年7月25日が任期であるため、この任期満了の日前60日に当たる平成22年5月26日から参議院議員通常選挙の選挙期日までの間は、署名を求めることができないこととなります。署名収集の再開については、参議院議員通常選挙の投票日の翌日から、特段の手続を経ることな

くできることとなります。

次に、10点目でございますが、解職請求は議員の就職の日から1年間及び解職の投票の日から1年間はすることができません。

11点目でございますが、岐阜県議会議員については、定数が1である山県市選挙区では、生じた欠員が1人に達した場合には、原則として補欠選挙を行うこととなります。

また、山県市議会議員については、生じた欠員が議員定数の6分の1を超えた場合には、原則として補欠選挙を行うこととなります。ただし、いずれの場合についても、当該議員の任期満了の前6カ月以内に欠員が生じたときは、補欠選挙は行いません。この期間にあっては、議員の数が定数の3分の2に達しなくなった場合のみ補欠選挙を行うこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 選挙管理委員会ということで、法律にのっとって、わかりにくくしか答弁できないことは承知していますが、ざっくりと理解したところをお伝えすれば、仕方ないので、職務上、そこはわかります。この議場、あるいは市民の方でもリコールに協力しようという方は多いので、わかりやすく私なりに解釈を言いますが、間違っていたら後で指摘してくださいね。

いわば、署名を集めようという運動はほとんど制限がないと。先ほど連呼行為はできませんということでしたが、選挙でも連呼行為は禁止なのに、普通の選挙を見てもあれば、もう選挙カーはしゃべりっ放しで、名前ばかり呼びっ放し、演説もしっ放しということで、選挙カーであっても実態的には制限がない。そういった宣伝カーも使えますというような答弁であったということですね。

それから、請求代表者という、書類上求められている代表者というのが通常1人ないし数名あるわけですけど、これについて、最初のスタートはいわば市民であっても議員であっても、ある範囲の公民は別に制限がないですと、できますということでしたが、逆に署名がたくさん集まって、3分の1以上の署名が集まって提出するときは、普通の直接請求とは違って、リコール請求の場合は議員は代表者にはなれませんと。それから、ある特定の公務員もなれませんということでしたので、そこでは一定のチェンジがあるんだろうというふうに理解されます。

ですが、これは書類上の代表者というところの制限なんだと私は理解しますが、そこは総務部長に確認します。手続上の書類の代表者としては今の制限があり、いわゆる市民、公務員と関係ない市民である必要はあるけれども、それ以後の投票であの人をリコ

ールしよう、解職しようという、先ほども自由にできるといった運動、これについては議員であっても、だれであっても関与できますよと。だれって、通常の公務員ですね。市民はもちろん。そういう理解ですよ。書類上の代表者に関して議員などはだめですよという制限だというふうに理解されますが、それでよろしいでしょうかね。

それから、先ほどで10点目ですけど、通常はないんですけど、万が一署名が足らなかったという場合にもう一回できるかどうかという質問には明確な答えはなかったけれども、できるんですよ、先ほどの答弁では。できる。ただし、議員になったときから1年間とか、解職投票が実際あってから1年間はできませんがという制限が伴いますということでした。

それから、先ほどの代表のこの質問を1つとすると、2つ目の質問ですが、最後にお聞きしたこと、これは非常に議員の人たちも市民の人たちも関心があることですね。実際にリコールが始まって県議なり市民が解職になると、欠員が生ずる。じゃ、いつ選挙をするのか、あるいは選挙をしないのかというところ。そこについて確認ですけれども、県議は定数1だから、原則としては補欠選挙があるということでした。ただし、任期満了6カ月前は、それ以降はないよという答えでした。つまり、来年の4月が県議の任期ですから、何月何日が補欠選挙を行わないリミットなのか、それ以降の欠員であれば行わないという、その日にちを示していただきたいということですね。

これは確認ですが、市議の場合は1人の欠員というのは選挙を行う必要は当然ないわけですけど、じゃ、選挙はというと、次の山県市の場合、市長選が来年の4月ですので、そのときに補充選挙をするのかなと思うんですが、それで間違っていれば説明してください。

そんなところで、まずお答えをお願いします。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点目と申しますか、7点目の請求代表者と本請求との関係でございますが、直接請求の請求権について、先ほど御説明申し上げましたように、議員は署名収集のために代表者になることはできますが、投票の請求、いわゆる本請求につきましては代表者になれないというものでございます。

次に、2点目は、再請求ができるかということでございますか。

〔「その前の、運動ができるかどうか。代表者にはなれないけど、運動は。投票運動は」と呼ぶ者あり〕

総務部長（林 宏優君） 運動についても同一の扱いでございます。

〔「宣伝活動は」と呼ぶ者あり〕

総務部長（林 宏優君） 署名収集の運動でございますか。

〔「本請求後の投票運動のことですよ。本請求という行為は代表者ですけど、その後のいろんな運動がありますよね」と呼ぶ者あり〕

総務部長（林 宏優君） 代表者にはなれないわけですが、本請求があった場合には運動ができるかということですか。

〔「それ以降のね」と呼ぶ者あり〕

総務部長（林 宏優君） その点につきましては、また後ほどよく調べまして回答させていただきますので、よろしくをお願いします。

それから、質問の11点目の県議会議員についての任期満了前の6カ月以内という、その日時でございますが、これは10月30日でございます。

そして、市議の補選につきましては今の市長の選挙と同一かという御質問でございますが、この点につきましても、よく確認をいたしまして御回答させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

以上でございます。

議長（後藤利彦君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今回の県議は10月30日ということでした。10月30日は実は土曜日なんですね。31日の投票日で解職が決まれば、あとは欠員は補充しませんよということですね。裏返せば、それ以前の欠員は選挙があるということだというふうに意味されています。

最後にもう一点確認しますけれども、これは県と市と同時にリコールするというのは非常に珍しいわけですし、県選管は県議のリコールというのはほとんど例がないと、全国的なことについて例がないそうですけれども、一応市民から見ればどちらも山県市選挙区なので、市選管と県選管と非常に連絡を密にさせていただいて、余り市民に余分な負担をかけないようなことは考えていただきたいと思いますと思うんですが、当然選管同士はうまくやるように努力するんでしょうけど、市民にも余分な手間がかからずにしてほしいと思うんですが、その辺の県との協調体制についてはどうでしょうか、お願いしたいと思います。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再々質問にお答えいたします。

それぞれの選管へ提出していただくわけでございますけれども、それぞれまた日にちも違ってまいります。相手の岐阜県選挙管理委員会という相手があるわけでございます。

その点につきましては、今の御質問の趣旨につきましては、可能な限りそれぞれ協議を行いながら進めていきたいということを考えております。

以上でございます。

議長（後藤利元君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） ぜひよろしくをお願いします。

それでは、再々質問まで進みましたので、3問目ですけれども、産業建設部長にお尋ねしますが、鳥獣被害の対策の推進と強化は急がれているということでお尋ねします。

全国で鳥獣による農産物や住宅地での被害が増加し、住民の困り事がふえ、自治体の課題にもなっています。近年、テレビの報道番組などで、その重大な、深刻な被害が紹介されることもあります。山県市内の各所でも同様の問題があります。全国で対策が試みられ、推進されています。その中には、自治体として直接に進めること、間接的にできること、個人としてできること、いろいろとあります。そこで質問いたします。

まず1番目に、行政としてということで、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる外来生物法といいますが、これに基づいて地方自治体において防除実施計画を策定することによって、捕獲、処分等の防除が可能となります。山県市もつくって、市の鳥獣被害防止計画、これは有効に機能していると言えますか。

2つ目ですけど、防止計画では、箱わなの個数をふやし、捕獲を推進するとありますが、現在の運用個数と貸出状況及び成果はどのようでしょうか。

そして、防止計画では、アライグマについて、住宅の屋根裏等にすみ着き、計画的に防除を進めるとありますが、対応と成果はどのようでしょうか。

2番目として、地域としてということですね。防除実施計画を策定した上で、講習を受講すると捕獲従事者の資格が与えられ、猟友会の指導のもとに市内全域で箱わなによる防除捕獲活動が可能となる、一般的にこう言われていますが、市の防除計画では、地域が一体となって対策に取り組む必要があるというふうに書かれています。山県市は地域的に、つまり面として広域的な対策についてどのようにしていくのでしょうか。

それから、3つ目ですけど、個人としてということで、私は昨年、自分も農業をやっていますので、畑で大きな被害を受けました。そこで市に相談したんですが、なかなか個人でできる制度がないけれども、随分検討していただいて、個人の許可ができるということがわかり、私は許可の1号ということでした。そこで、市も3月の広報でPRされていますけれども、個人の鳥獣の捕獲等の許可という制度、この許可の状況、成果、あるいは今後はさらに広げていくのかということをお尋ねします。

4番目ですけど、住宅への対策ということで、まちの中の住宅にも被害が広がってい

ます。住宅や建物への対策は何があって、どのようになされ、どのような効果があったのか、個人の許可も含めて今後の展望や施策を説明してください。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えいたします。

一番目の山県市鳥獣被害防止計画が有効に機能しているかということにつきましては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が平成20年2月21日に施行され、市町村の効果的な被害防止を図るため、同法に基づく山県市鳥獣被害防止計画を平成21年3月に策定して、この計画に基づき捕獲の許可を行っておりますので、有効に機能しているものと考えております。また、この計画を作成することにより、従来から特別交付税の対象となっているわな等の購入費、防護さくの設置補助金、捕獲補助金等の算入率が50%から80%に引き上げられています。なお、県内では8市4町がこの計画を作成されております。

2番目の箱わなの個数と貸出状況及び効果につきましては、箱わなは22個所有しており、猟友会で組織する駆除隊や個人にも全箱貸し出ししており、その成果としましては、平成21年次中これまでにアライグマ3頭、ヌートリアが112頭を捕獲しました。

3点目の対応と効果につきましては、全国的にアライグマ、ハクビシンが住宅の屋根裏等にすみ着き、環境面等で大きな問題になっております。本市におきましても被害相談がございましたので、専門業者を紹介しております。なお、平成21年度は、これまでに4件の相談がございました。

2番目の地域としての広域的な対策につきましては、山県市防除実施計画は特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアについて策定していますが、鳥獣捕獲事業指示書という証明書を交付しており、この証明書を所持する有資格者は、特定外来生物を1年間捕獲できます。また、この有資格者の指導のもとに捕獲従事者として捕獲できますが、現在のところ個人捕獲での申請により2カ月間は個人の責任において捕獲できませんので、そちらの対応を進めていきます。

地域としての対応策としましては、1つ目に、住んでいない住宅では入るすき間をつくらない。2つ目に、生ごみなどの食料を屋外へ放置しない。3つ目としまして、墓地等でお供え物等を置きっ放しにしないなどをお願いしてまいります。また、農地につきましても、防護さくを設置された場合、一定の要件があれば資材購入費に対する補助金もありますので、御利用をお願いします。

3番目の個人の捕獲につきましては、平成21年度は4名の方から箱わなの申請があり、ヌートリア10匹の捕獲がありました。なお、3月号広報紙にも掲載いたしました。今

後も個人での捕獲に努めていただくよう、周知を図っていきたいと考えております。

4番目の住宅への対策は、2番目で申し上げましたように、すみかを与えない、えさとなるようなものを放置しないよう、動物にとって住居地域が魅力でないようにすることが重要だと考えております。また、今年度4件ほどの相談がありました。衛生上の問題もあり、専門業者への駆除委託をお勧めしました。農地につきましても、広報やホームページ、CCYの文字放送でPRをし、個人捕獲を推進していきたいと考えておりますが、捕獲された場合は、市では処分することができませんので、個人での処分をお願いいたします。住宅につきましては、専門業者への駆除の委託を御案内していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

---

議長（後藤利利君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。17日に予定しておりました一般質問は本日ですべてを終了いたしましたので、17日は休会といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利利君） 異議なしと認めます。したがって、17日は休会とすることに決定をいたしました。

19日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時20分散会

平成22年 3月19日

# 山県市議会定例会会議録

( 第 4 号 )

## 山県市議会定例会会議録

第4号 3月19日(金曜日)

---

議事日程 第4号 平成22年3月19日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第8号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議第9号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第10号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号 山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第12号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第13号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について

議第14号 山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について

議第15号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第16号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第17号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第19号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

議第20号 山県市食育推進会議条例について

議第21号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第22号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

- 議第23号 平成21年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第24号 平成21年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第25号 平成21年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 平成22年度山口市一般会計予算
- 議第27号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 平成22年度山口市老人保健特別会計予算
- 議第29号 平成22年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第30号 平成22年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第31号 平成22年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第32号 平成22年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第33号 平成22年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第34号 平成22年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第35号 平成22年度山口市水道事業会計予算
- 議第36号 市道路線の認定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第8号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山口市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山口市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第15号 山口市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

- 議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市食育推進会議条例について
- 議第21号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第24号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第25号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 平成22年度山県市一般会計予算
- 議第27号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 平成22年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第29号 平成22年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第30号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第31号 平成22年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第32号 平成22年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第33号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第34号 平成22年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第35号 平成22年度山県市水道事業会計予算
- 議第36号 市道路線の認定について

日程第3 討 論

- 議第8号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について

- 議第13号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市食育推進会議条例について
- 議第21号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第24号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第25号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 平成22年度山県市一般会計予算
- 議第27号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 平成22年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第29号 平成22年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第30号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第31号 平成22年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第32号 平成22年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第33号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第34号 平成22年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第35号 平成22年度山県市水道事業会計予算
- 議第36号 市道路線の認定について

日程第4 採 決

- 議第8号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市食育推進会議条例について
- 議第21号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第24号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第25号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 平成22年度山県市一般会計予算
- 議第27号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計予算

- 議第28号 平成22年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第29号 平成22年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第30号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第31号 平成22年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第32号 平成22年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第33号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第34号 平成22年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第35号 平成22年度山県市水道事業会計予算
- 議第36号 市道路線の認定について
- 日程第5 発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第2号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第14 特別委員会の中間報告について  
行財政改革推進特別委員会  
東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第15 質 疑  
特別委員会の中間報告について
- 日程第16 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第8号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第10号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市食育推進会議条例について
- 議第21号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第24号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第25号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 平成22年度山県市一般会計予算
- 議第27号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 平成22年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第29号 平成22年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第30号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第31号 平成22年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第32号 平成22年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第33号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第34号 平成22年度山県市高富財産区特別会計予算

議第35号 平成22年度山県市水道事業会計予算

議第36号 市道路線の認定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第8号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議第9号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第10号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号 山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第12号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第13号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について

議第14号 山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について

議第15号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第16号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第17号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第19号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

議第20号 山県市食育推進会議条例について

議第21号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第22号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第23号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）

- 議第24号 平成21年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第25号 平成21年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 平成22年度山口市一般会計予算
- 議第27号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 平成22年度山口市老人保健特別会計予算
- 議第29号 平成22年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第30号 平成22年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第31号 平成22年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第32号 平成22年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第33号 平成22年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第34号 平成22年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第35号 平成22年度山口市水道事業会計予算
- 議第36号 市道路線の認定について

日程第3 討 論

- 議第8号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市教育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山口市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山口市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第15号 山口市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第18号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例について

議第19号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

議第20号 山県市食育推進会議条例について

議第21号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第22号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第23号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）

議第24号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第25号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第26号 平成22年度山県市一般会計予算

議第27号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第28号 平成22年度山県市老人保健特別会計予算

議第29号 平成22年度山県市介護保険特別会計予算

議第30号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第31号 平成22年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第32号 平成22年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第33号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第34号 平成22年度山県市高富財産区特別会計予算

議第35号 平成22年度山県市水道事業会計予算

議第36号 市道路線の認定について

#### 日程第4 採 決

議第8号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議第9号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第10号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号 山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第12号 山県市教育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第13号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について

- 議第14号 山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市食育推進会議条例について
- 議第21号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第24号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第25号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 平成22年度山県市一般会計予算
- 議第27号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 平成22年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第29号 平成22年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第30号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第31号 平成22年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第32号 平成22年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第33号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第34号 平成22年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第35号 平成22年度山県市水道事業会計予算
- 議第36号 市道路線の認定について
- 日程第5 発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 発議第2号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書について

日程第10 質 疑

日程第11 討 論

日程第12 採 決

日程第13 委員会の閉会中の継続審査について

日程第14 特別委員会の中間報告について

行財政改革推進特別委員会

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会

日程第15 質 疑

特別委員会の中間報告について

日程第16 議員派遣の件

---

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君

市民環境部長	松 影 康 司 君	保健福祉部長	笠 原 秀 美 君
産業建設部長	舩 戸 時 夫 君	教育委員会事務局長	恩 田 健 君
会計管理者	山 田 利 朗 君	消 防 長	土 井 誠 司 君
総務部次長	城戸脇 研 一 君		

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅 田 修 一	書 記	上 野 達 也
書 記	林 強 臣		

---

午前10時00分開議

議長（後藤利利君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 常任委員会委員長報告

議長（後藤利利君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題といたします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長 小森英明君。

総務文教常任委員会委員長（小森英明君） それでは、総務文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月11日午前10時から委員会を開催し、審査を付託されました所管に属する議第8号から議第16号まで及び議第22号の条例案件10件、議第23号、議第26号及び議第34号の予算案件3件の13議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第9号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、本案で定められたその他委員の報酬月額5,500円と、条例に定められたその他委員の報酬月額6,000円の違いについて、議第13号 山県市公民館条例の一部を改正する条例については、いわ桜公民館といわ桜公民館谷合分館の位置及び公民館長と分館長との数、いわ桜公民館の各分館を公民館に改正する理由について、議第16号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、小学校施設を一般開放する場合の利用方法、小学校の夜間照明をなくす理由及び現在の利用者に対する対応について、議第26号 山県市一般会計予算（総務文教関係）で、議会費では、防災服購入の理由、総務費では、電子入札経費に関し、内容、全入札に占める割合、実施に関する規則の有無、デメリットについて、電光掲示板撤去工事の内容、庁舎管理費、自治会長報償費及び自治会運営補助金が対前年比減額となった理由、教育費では、英語指導助手委託料に関し、配属先及び勤務体系、ふるさと体験事業補助金の内容及び保護者負担について、教育システム利用料の目的、花咲きホール運営事業費が対前年比増額となった理由、梅原小学校と大桑小学校の耐震設計委託料の違いについて、国際交流事業の内容、派遣人数、内訳及び対前年比増額の理由、文化財補助金の補助団体数及び名称について、国体馬術競技場施設設計業務委託料の内容、学習支援員報酬に関し、活動内容及び小中学校の人数の変更理由、教育相談員報酬等に関し、学校問題対策の活動内容、消防費では、高規格救急車更新事業の内容、防災対策

事業が前年比減額となった理由、内容及び非常食の補給状況についてなど、質疑応答がございました。

採決の結果、全議案、全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

続いて、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について委員会の取り扱いを審議した結果、採択を望む意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択し、発議として議長に提出することに決定しました。

続いて、永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書の提出について委員会の取り扱いを審議した結果、賛成、反対それぞれの意見がありました。

採決の結果、賛成多数で採択し、発議として議長に提出することに決定しました。

以上、総務文教委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（後藤利彦君） 続きまして、産業建設委員長 田垣隆司君。

産業建設常任委員会委員長（田垣隆司君） それでは、産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第21号、議第23号、議第26号及び議第36号の所管に属する条例案件1件、予算案件2件、その他案件1件の4議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第23号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）（産業建設関係）では、緊急雇用創出事業費の減額と、臨時雇用者採用者数の関係について、議第26号 平成22年度山県市一般会計予算（産業建設関係）では、土木費の山本地内の道路改良事業に関して、予算計上された経過、道路ができることによる経済効果、次年度以降の具体的な考えの有無、予算を投入する必要性とほかとの優先順位の関係、両側側溝か片側側溝か、一般家庭排水と農業用水路の関係について、富岡、西深瀬から東深瀬線、農免道路の調査設計委託料の内容について、農林水産業費の維持管理適正化事業に関して、用排水路分担金の趣旨と内容、分担金徴収するための条例の規定の有無について、商工費の観光協会補助金に関して、内容、用途及び費用対効果の検証実施の有無について、議第36号 市道路線の認定については、梅原185号線及び東深瀬157号線の延長、幅員、道路認定に至った経過、旧高富町では幅員4メートル以下の道路は寄附を受けなかったが、幅員3.8メートルの道路がある理由などについての質疑応答がございました。

討論では、議第26号について、款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路新設改良費の中の高富地域、山本地内の2件の道路改良費予算について、主たる目的が宅地化を進めたいとのことであるが、市の重要政策として宅地化を位置づけるなら、宅地化将来計画などをもとに進めるべきものであり、それらの計画がない中で、ここに巨額の費用を投

入する理由が見出せないこと、また、一定の土地の周辺の市道になる用地を、従来山県市では積極的に買収していなかったが、今回政策的に方向変換するならそれなりの位置づけが必要で、場当たりの予算は認められないという反対討論がありました。

また、当該予算については、市長が政策を掲げて推進し、今後の見通しも前向きに行っていくということから、賛成である旨の賛成討論がありました。

採決の結果、議第21号、議第23号及び議第36号については、全会一致で原案どおり可決すべきと決定し、議第26号については、賛成多数で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 続きまして、厚生委員長 村瀬伊織君。

厚生常任委員会委員長（村瀬伊織君） 厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月15日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第17号から議第20号までの条例案件4件、議第23号から議第33号まで及び議第35号の予算案件12件の16議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、第6条関係で目的外使用の内容について、議第26号 平成22年度山県市一般会計予算（厚生関係）、総務費では、徴税費の鑑定評価委託料の内容について、民生費では、老人クラブ補助金の計算内容、いきいき高齢者推進事業助成金の内容、県単乳幼児医療費助成金額の上限、いきいき住宅改善助成費の内容、介護自動車の助成費の改造内容、地域活動支援センター事業委託料の内容、高富児童館とYYひろばの事業内容、子ども手当と児童手当の該当者人数と算定の内容の内訳、コミュニケーション支援事業費の内容、日常生活用具給付事業費の内容、事業運営円滑化事業給付金及び通所サービス等利用促進事業給付金の内容、家庭教育学級の報酬が減額となった理由、臨時保育士賃金と臨時調理員賃金の増加した理由、災害見舞金の内容について、衛生費では、自殺対策事業の内容、花かざりボランティア団体等の団体数及び内容、資源回収補助団体の内容について、議第27号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計予算では、医療給付費の増加理由と算定データの内容について、議第33号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計予算では、起債金額の今後の推移についての質疑応答がありました。

採決の結果、議第17号から議第20号、議第23号から議第33号及び議第35号については、全会一致で原案どおり可決すべきと決定いたしました。

続いて、保育所制度改革に関する意見書の提出について、民間保育所運営費の一般財源化に反対する意見書の提出について、障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方

式」見直しを求める意見書の提出について、選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書の提出について委員会での取り扱いを審議した結果、慎重審議するため閉会中の継続審査を望む意見がありました。

なお、採決の結果、意見書の提出についての案件は4件とも、全会一致で閉会中の継続審査とし、議長に申し出ることに決定しました。

以上、厚生委員会委員長報告といたします。

議長（後藤利丸君） 各常任委員会委員長報告が終わりました。

---

## 日程第2 委員長報告に対する質疑

議長（後藤利丸君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

## 日程第3 討論

議長（後藤利丸君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第8号から議第36号までの29議案に対する討論を行います。

通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、議第26号の一般会計の新年度予算の一部と、議第27号、国保関係の予算について反対する立場で討論いたします。

まず、議第27号の国民健康保険の特別会計、新年度予算についてですけど、予算書でいくと187ページ以降ということです。

今回提出された議案、説明などを見ますと、国保の医療給付費分、それから後期高齢者の支援金分、介護納付金分と、これらについて上げていこうという予算です。この3つについては、平成20年度という全国平均のデータを国が出していますが、この調定額を見ると、1人当たり3つの合計が9万614円という数字をインターネットに国が出しています。20年度の山県市の調定額を合計しますと10万1,546円と、その当時でも既に全

国レベルより12%近く高いという、1人当たり1万円強高いという状態でした。それが、今回の予算では36%も高い13万5,689円と試算されるという予算です。国も若干全体平均は上がるでしょうけど、上がり方は著しいことは予想がつきます。

同じく、これは全国平均の世帯当たりというふうで見ますと、平成20年度で調定額15万7,696円。山口市はということ17万6,310円という、やはり十数%高い。これが、今回の予算では世帯当たり22万3,000円になると。非常に高くなっている。そういう予算の特徴であるというふうにとらえました。

具体的に項目を分けて反対の理由を述べますけど、まず、行政の姿勢という意味です。1つ目。個々の税金を約30%も上げる可能性のある予算であるということですね。34.6という数字も出ています。県内の市について、行政の調査では、過去にこんな30%も引き上げをした例は皆無であるという答弁がされていますけど、私はその重大さの認識がないのではないかとこのように感じています。

山口市が予算を発表したことを受けて、2月25日の新聞5紙に予算の特徴を書いていますけど、どの新聞を見ても、山口市の国保の「こ」、これだけ上げますよという数字は出ていない。つまり、これは市民に対しても社会に対しても、そのような状況を説明するという説明責任を果たしていないし、しかも市民と合意形成を図るという努力をしていないと。これは姿勢の問題であることは明らかです。

それから、2つ目ですが、国保の協議会ですね。ここでいろんな議論がされて決まっていこうという原則ですけども、今回の議案を受けて、議会の担当の委員会の議論を傍聴していました。そこでの話を聞いていても、議会前の国保の協議会で市から説明されたというのは、収支が大変になるという趣旨の説明はあったけれども、このような予算書にあるような高い数字、あるいはデータ、根拠は示されていないということで、市のほうとしては、国保の協議会のずっと前からこれぐらい上げるとこのように考えていた、これは明らかですけども、そのようなことを協議会にも説明せず、1つずつの協議会をクリアしてしまっているというふうにとらえるしかないわけですね。

委員である人たちからは、収支が厳しいから上げざるを得ないという趣旨の説明はあって、それは了解を得たけれども、このような大きな数字ではないという趣旨が十分その議論からうかがわれました。まさにそれは議員からも悔しいと、もっと数字がきちっと出ていれば、率が出ていれば、その協議会でももっと十分な議論ができたのではないかと感じられるような議論があったと、私は傍聴して聞いています。

そういった意味で、極めて意図的な議論の操作と言うしかないと思います。きちっとしたデータ、自分たちは上げるという数字を持っているのに協議会に説明をせずに、何

となく上げざるを得ないよという説明だけをしてクリアしていくという姿勢。議論の操作と言うしかないというふうに思います。

それから、3つ目ですが、合併協議という、この自治体は合併して、合併協定、合併協議の中で、5年間調整するという文言で残しています。これは今もインターネットできちっとその記録が出ていますけれども、今回市の説明では、合併してから6年間1度も上げていないと、だからこれだけ上げざるを得ないだともとれるような説明は議場でもありましたが、もしそうであるなら、もっときちっと早い時期に説明をして、このようになっていく可能性があるということで、市民や議会の合意形成を図る努力が必要ではなかったかと。6年間上げませんでした、はい、ぼんと上げます。それは全く合意形成を図る努力がされていないということですね。議場では、毎年5%ずつ上げればよかったのかという趣旨の反論ともとれる執行者の答弁がありましたけれども、そういったことではなくて、今こんな状況です、これぐらい上げないといずれ破綻しますということをきちっと早目に説明をしていく。合併協議では5年間据え置くという趣旨は、急激な引き上げはしないということが1つ当然ありました。それから、市民の納得のいくように上げようと、上げる必要があれば。しかも、時代的に上げざるを得ないわけです。だからその説明をしなければならぬのに、5年間何もしませんということと、行政が5年間予測を立てて市民に説明をし、合意を図っていくことは意味が違ふんです。5年間上げないということがあるからといって、市は何もしない、それではいけない。合併協議に反していると私は言うしかないと思います。

それから、4つ目、格差社会ということですが、今回の行政が試算して出してきた約30%引き上げが必要だという額。実際に5月ごろ所得税などが決まってくれば、引き上げ率が10、20になるかもしれないというようなことを言う職員の人もいますけど、逆に、そんないいかげんな試算じゃないですね、30%、34%。やっぱり積み上げて予測したものです、専門家が。ということは、どう見てもこれが10、20になることはあり得ないですよ。逆になったら議会を愚弄しているわけですね。というふうに考えれば、やはり30に近い数字は必ず上げざるを得ない、そうしないと収支が合わないであろうというのが今回の提案だと言うしかないわけですね。

そこで、考えてみますに、現在でも国保の保険税、ちゃんと払えずに滞納している人たちが相当います。この議場でも、短期の保険証の交付の人が180世帯391名いると、それから、資格証明が89世帯137名いるということは答えられました。まさに格差社会ですよ。しかも、今経済が非常に停滞している、こういった状況の中で国保の税金が上がればさらに滞納者がふえる、これはもう明らかですね。執行者は十分承知していると思

います。これは格差社会を増大する、これは明らかなんです。しかも、それに対するこういう方針で臨みますということも何ら伴った説明がされていません。そこはやはり問題です。

それから、5つ目ですが、例えば政府は2010年度から国保保険料の年間の上限額を法律で引き上げるということを表明しています。市は当然知っていますが、例えば、上限額を市が引き上げるとすれば、そのことによって国保の歳入はふえるわけですね。他の自治体は既にその取り入れを決めているところもある。しかし、山口市はそこは明確な方針がまだない。今後検討します。その姿勢もやはり対策がきちっととられていない。

それから、6点目ですけど、所得制限の上限額の問題。上限額を下げれば当然国保に入ってくる歳入はふえるわけですね。これはもう当然そのように言われていることですが、けれども、そういった方針についても何ら今回、そういうことでもできるだけ引き上げを抑えますという説明もない、方針もないわけですね。そういった意味でも、ただ数字を上げるしかないよというだけであって、十分な対応策が検討されていないということです。

最後の理由ですが、私はどうしても収支が合わないというなら、このような大幅な値上げをぼんと提案するのではなくて、少なくとも1年間市民に状況を説明し、これぐらい上げるしかないんですよ、あるいは、こういう形を変えて、できるだけ格差をなくしましょうとか、いろんな提案がされて、十分な合意形成が図られる必要がある。それを、この3月を通して、5月に全体像、ちょっと額が確定したら6月に率を決めます。それは余りにも早過ぎる。そういった意味で、私は許されないというふうに考えています。

過去の水道の料金でもそうでしたけど、突然出てきて上げる。市民はこのとおりしてくださいという、そういう山口市の姿勢というのは非常に問題が大きいし、市民と乖離しているというふうに考えます。

そういった理由で、国保の予算には反対いたします。

それから、次ですけど、議第26号、一般会計の新年度予算のうち、予算書でいいますと125ページですけど、款の土木費、項の道路橋梁費です。

ここの道路新設改良費、でも一部は維持費にも入るかと思えますけれども、これについてですね。先ほど委員長報告でも一部ありましたけれども、旧高富地域の山本地区ということで、行政のほうからは図面とか数字なども出てきました。この中では俗に山本1という事業名がついていますけど、ここに2,523万3,000円の市道を買上げる、その関係の改良費一式ということですね。それから、山本2というところで6,418万2,000円。同じく市道のための用地を買上げ、設計など整備をするということですね。他に、そ

の山本地区で、山本3として1,000万円の道路の改良費があります。この1と2について、市の説明では、新しい道路、市道をつくり、既設の道路との間に団地を誘導したいという趣旨の説明がありました。これらのための約9,000万円の予算ですね。市の説明は、宅地促進のために現在は農地であるエリアの周辺の土地を買い上げて市道として整備し、その中の宅地化を図りたいということですね。しかし、この9,000万というのは、山県市のことしの予算120億、この0.7%以上をここだけで使おうというわけです。じゃ、それだけの必要性、どうしてもここにというのがあったのかということが、非常にまず議員としては重大な問題になってくるということで考えています。

委員会に所属していましたので執行者に答弁を求めましたが、市は、今回の予算をつくる、すなわち通常秋ぐらいから次の年の予算をつくりませんが、そういった予算を考えていく中で出てきた案であるという答弁がされています。つまり、この半年程度ですね。私は今回の議題をいろいろ見ていまして、例えば議第11号、資料1の20ページですけど、基金条例の改正というのが出ています。この中に地域活性化・公共投資基金という新しい基金をつくらうという議案がありました。これも質疑をしていましたけれども、この基金の趣旨はという説明については、単独事業に使うもので平成23年度中に使うという前提があると、国がそういうふうに出てきているという説明も受けました。この基金の財源はというと、昨年夏の政府の経済対策の残った分1億5,000万のうち1億円を山県市はここに充てますということも説明されました。この基金をつくる趣旨というのは、昨年9月の何日に政府に示されたものですよということも担当から聞いています。

この基金全般のそういう背景を知りつつ、委員会ではこの基金、今回条例をつくるという地域活性化・公共投資基金という基金を財源として充てるということの答弁もありました。結局、1億円を基金に充てますということ、当然この意思決定は昨年9月、政府がこの基金をつくってもいいですよと言って以降の話ですね。1億円を積む。そのうち9,000万円を山本1、2という2つの団地化のための市道に使うという、それがこの半年の間に突然意思形成されたということが明らかになりました。

そういった状況を考えた上で、まず1つ目の反対の具体的な理由ですけど、このあたりに宅地を誘導するという話は、従来、全くなかった。どこにもそんな文書もなかった、答弁もなかったわけですね。そうなのになぜここに持ってくるのか、必然性はないということですよ。

それから、2点目ですけど、従来団地などができた場合に、市側、行政側は、その団地内の道路などについて寄附という申し出がよくあるわけですけど、そういう場合は買収はせず、寄附をしていただいて市道と認定し、維持管理を請け負っていくというパタ

ーンだったんですね。ところが、今回は先に市が道路をつくり、その中の農地が順番に売れて団地になるという見込みだということですから、全く逆の方向だということです。すなわち従来の方針、行政の慣例を著しく逸脱しているわけで、そういった意味でも著しいきさは、すなわち違法であると判例は固まっていますので、そういった違法な公金の使い道と言うしかないと思います。

それから、3つ目ですけど、実際に市には団地の誘致計画、誘導計画、そういったものはないわけで、無計画で行政慣例を逸脱していて、これも裁量権の逸脱であるということで、やはり違法と言うしかないわけですね。市が先に道路を整備して、あとは民間で宅地をという政策を採用するなら、まず、市の将来計画、あるいは宅地化計画をつくって、その中で位置づけて初めて正当化できるわけです。それが不在の現在、正当化はできません。

それから、4つ目の理由ですけど、市道を整備して、宅地開発に同意しないエリア内の地権者がいたら、結局市のその9,000万円というのは無駄遣いになる、これも明らかですね。結局そういう可能性が極めて高い現在、認めることはできない。

それから、この山本1、山本2という道路を前提にしたエリアの間には、非常に交通事故の多い交差点を含んでいる、間に挟んでいるわけですね。こういったところを前提に団地開発という考え方自体も非常に問題が多いものだ。その対策も考えなきゃいけない。考えるとしたら、また市の問題になってくるというふうですね。

それから、6つ目ですけど、この山本3というのは、先ほど当初にあると言いましたけど、山本3というのは、実はこの1、2の道路整備、宅地化誘導とは全く関係のない、従来からの自治会要望の事業ですと、1,000万円のという説明も委員会でありました。山口市は、合併してから財政が厳しいから、どんどんと自治会要望の額を減らしてきました。今年度の予算を見ますと、17件を採択した。1件69万円の事業から、多くて492万円と、合計3,992万円という資料も委員会に出てきています。ここには先ほどの山本3という自治会要望の分は入っていない。すなわち市内全部の17件が3,900万、約4,000万。山本3という自治会要望だけは1,000万ぼんと別枠でついている。しかも、これが市の一般の財源ならまだしも、先ほどの新しくできる地域活性化・公共投資基金1億円の、9,000万円は山本1、2に使い、残り1,000万円を3として地域要望に充てるという、全く合理的な説明がない。そういった意味でも、非常に不公平で不公正な予算配分であるというふうに言うしかありません。

最後ですけど、結局この予算については思いつきの予算、使い切りの予算と言うしかないということで、順番が違い、無計画で事業や位置選択が非常に不透明であるという

ことで、私は反対いたします。

もう一点だけですが、同じく一般会計の新年度予算で、款の社会福祉費、目の福祉医療費、節は扶助費ですが、子ども医療費関係ですね。これについて、市の予算としては、県が減ったから、減った分だけ下げましたという趣旨のようですけれども、私は今の時代、政策的に県が減ったとしても、市が独自にふやすべき重要な部分であるというふうに考えています。しかし、今回の予算はそこは全く市の政策的な配慮がなく、県が下げた分をそのまま下げるだけということですので、私はここはそのままでは認めることができません。

以上の部分の理由により、私は一般会計予算26号、それから議第27号、国保関係、これに反対いたします。

議長（後藤利彦君） 次に、賛成討論をどうぞ。

石神 真君。

2番（石神 真君） 今、反対討論がありました。議第26号については、私も同じ委員会におりまして、やはりこの山県市の人口が3万人を切り、少しでも市内の人口増加にどの意味合いもあるんだと思ひましてこの山本地内の場を選んだと思ひますが、なぜここだといえ、100%大賛成とは言いませんが、やはり小中、または保育園などの立地条件がよく、市長が政策を掲げて推進していき、山県市のために今後見通しを前向きに行っていく政策だと思ひ、私は賛成をいたします。

議長（後藤利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利彦君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第4 採決

議長（後藤利彦君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第8号から議第36号までの採決を行います。

最初に、議第8号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利彦君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

議第9号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第10号 山口市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第11号 山口市基金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第12号 山口市教育センター設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第13号 山口市公民館条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第14号 山県市文化の里古田紹欽記念館の設置に関する条例等の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

議第15号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第16号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第17号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第18号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第19号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第20号 山県市食育推進会議条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第21号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第22号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第23号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第9号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第24号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第25号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第26号 平成22年度山県市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（後藤利丸君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第27号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（後藤利丸君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第28号 平成22年度山県市老人保健特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第29号 平成22年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第30号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第31号 平成22年度山県市簡易水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第32号 平成22年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第33号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第34号 平成22年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第35号 平成22年度山県市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第36号 市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について

議長（後藤利丸君） 日程第5、発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について。

提案者の説明を求めます。

総務文教委員会委員長 小森英明君。

総務文教常任委員会委員長（小森英明君） それでは、発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について、提案の趣旨説明を行います。

核兵器の廃絶と恒久平和の実現は、私たち被爆国民の心からの願いである。

しかし、核兵器はいまだに世界に約2万数千発も存在し、その脅威から今なお人類は解放されていない。それどころか、2000年の核拡散防止条約、NPT再検討会議において、全面的な核兵器の廃絶についての約束がなされたにもかかわらず、2005年の同会議では実質的合意に至らず、核軍縮はもとより核の拡散防止体制そのものが、危機的状況にあると言える。

そうした状況を打破し、核兵器の廃絶と恒久平和を実現するためには、国及び政府における核軍縮、不拡散外交の推進と、国際協調による世界平和実現に向けた不断の努力が不可欠である。

よって、意見書を提出し、本年5月に開かれる核拡散防止条約、NPT再検討会議で、実効性のある核兵器廃絶が合意されるべく、政府が国際的な核軍縮、不拡散の実現に積極的な役割を果たされるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁へ要請するものであります。

御賛同賜りますようお願い申し上げます、意見書の趣旨説明といたします。

議長（後藤利元君） 御苦労さまでした。

---

## 日程第6 質疑

議長（後藤利元君） 日程第6、質疑。

ただいまから、発議第1号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

## 日程第7 討論

議長（後藤利元君） 日程第7、討論。

ただいまから、発議第1号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第8 採決

議長（後藤利元君） 日程第8、ただいまから、採決を行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 発議第2号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書について

議長（後藤利元君） 日程第9、発議第2号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書について。

提案者の説明を求めます。

総務文教常任委員会委員長 小森英明君。

総務文教常任委員会委員長（小森英明君） それでは、発議第2号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書について、提案の趣旨説明を行います。

今通常国会において、永住外国人への地方参政権付与について、法制化を図るという動きが見られている。

永住外国人への地方参政権付与は、民主主義の根幹に係る問題であるとともに、とりわけ地方自治のあり方に重大な影響を及ぼす問題である。

このため、永住外国人への地方参政権付与については、国会において拙速に法案提出や審議されるべき案件ではなく、当然のこととして、地方の意見が重視されるものであるが、地方の意見を聞くことなく進められている。

また、この法案についてはかねてから議論が行われてきたところであるが、多くの問題点が指摘されている。

よって、本意見書を提出し、今後、永住外国人への地方参政権付与について具体的な議論を始める場合には、国民の幅広い議論を喚起しつつ、地方の意見を十分聞くなど、慎重な対応がとられるよう、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ要望するものであります。

御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げ、意見書の趣旨説明といたします。  
議長（後藤利元君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第10 質疑

議長（後藤利元君） 日程第10、質疑。

ただいまから、発議第2号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、提出者の小森議員にお尋ねしますが、簡潔に聞きますので簡潔に答えていただければ結構ですが、まず最初に、1995年の参政権についての最高裁判決で、憲法というのは永住外国人に地方選挙の選挙権を与えることを禁じているとは言えないというふうに判決に書いてあるんですが、これを御存じでしょうか、御存じではないでしょうか。いかがですか。

議長（後藤利元君） 小森英明君。

総務文教常任委員会委員長（小森英明君） インターネットの中の資料では見たことはあります。

議長（後藤利元君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） じゃ、続いてお聞きしますが、いろんな新聞がこの問題を取り上げていますので、ことしの2月17日の毎日新聞にはこう書かれているんですが、都道府県議長会によると、政権交代前、外国人参政権について賛成の意見書を採択したのは34都道府県議会であるというふうに出ているわけですが、これについては御存じですか。いかがですか。

議長（後藤利元君） 小森英明君。

総務文教常任委員会委員長（小森英明君） 私は毎日新聞をとっておりませんので、その記事は読んでおりませんが、これもインターネットの中には書いてあった部分があると思っております。

議長（後藤利元君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 最後ですけど、同じ毎日新聞にこう書いてあるんですが、国立

国会図書館によると、主要先進国のほとんどは外国人の地方選挙権を認めているというふうに書いてありますが、その記事であってもその記事じゃなくてもいいんですけど、その部分、国会図書館がそう言っていますよと、主要先進国のほとんどは外国人の参政権を認めていますということについては御存じなのか、そうではないのか。いかがでしょう。

議長（後藤利元君） 小森英明君。

総務文教常任委員会委員長（小森英明君） その国会図書館の云々は存じておりませんが、これもインターネットの中の記事ではそのようなことがうたわれておるといことは存じております。

議長（後藤利元君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

#### 日程第11 討論

議長（後藤利元君） 日程第11、討論。

ただいまから、発議第2号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今の永久外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書の採択に、反対をする立場から討論いたします。

急激に進む少子高齢化の中で、人口減少の社会を迎えている日本です。グローバリズムの荒波の中で、資源を持たない日本が持続的に平和と繁栄を維持し、世界に貢献していくには、内向きなナショナリズムに陥った考えではもはや世界から理解されることはできません。これからの日本は、憲法の理念に基づく人権、地方分権、多文化共生の人道大国の道を歩む以外にその活路がないことをまず申し上げます。

そして、我が国には多くの外国人が居住しております。日本人とともに社会生活を営んでおります。とりわけ大韓民国国民など朝鮮半島由来の外国人が、我が国の永住権や特別永住権を取得して多数居住しております。その総数は、2008年度末現在で58万9,000人にも上り、在日外国人総数の26.6%を占めております。これらの人のうち、2006年には75歳以上と推定される第1世と言われる方、全体の6.1%、3万7,052人おられます。2世から4世までが91.6%、4歳以下の5世が2.3%で、1万3,934人永住しておられま

す。この2世以下の永住者は、日本で生まれ、育ち、学び、結婚をして子供をもうけ、事業を起こし、そしてまたこの国に骨を埋めていこうとしている人たちであります。生活実態は日本人と全く変わりません。しかし、1980年以前は国民健康保険や国民年金にも加入できませんでしたが、1979年に国際人権規約、そして1982年に国連難民条約に日本が加盟したことをきっかけに、永住外国人の権利は少しずつ拡大されてきた経緯があります。

一方、世界の約40カ国が何らかの形で外国人に参政権を付与しています。アメリカは国籍取得について、生まれた土地主義というか、生地主義で、重国籍については認められているため、別に帰化しなくても参政権は認められています。OECDに加盟している30カ国のうち、外国人参政権も重国籍も全く認めていないのは日本だけです。しかし、残念ながら、まだまだ国内の言論には、参政権が欲しければ帰化すればいいとの主張もあります。国籍選択の機会も与えず一方的に外国人にしておいて、今度は帰化すればいいというのは、歴史的な認識を欠いた見識、意見としか言えません。

公明党は、このような現実を踏まえ、多文化共生社会を推進する上で、永住外国人地方参政権法案を1998年に初提出して以来、5度にわたって国会に提案してきました。その内容は、第1に、外国人の本国が同様の権利を与えていることを条件とする、いわゆる相互主義を採用することとしています。第2に、申請主義を採用し、有権者として日本の地域社会で一定の役割を果たしていく意思がある永住外国人に限り付与することとしています。第3に、選挙権を条件とする各種資格、すなわち人権擁護委員や民生委員などへの就任資格や条例の制定、改廃、地方議会の解散及び議員、長の解職を求める直接請求権は、いずれもこれを付与しないこととしています。国籍を1つのアイデンティティーとして大切に守り抜こうとしている外国人が、生活基盤を置くまちで日本人と同様に住民の義務を果たし、地域の共同体に参加しようとするなら、住民としての権利は保障されて当然ではないかと考えます。

以上の理由により、私たち公明党は、国会において永住外国人への地方参政権付与の法制化について、真摯に議論を進めていただきたいと念願をしています。

よって、本意見書の採択には反対とすることでの討論といたします。

議長（後藤利邦君） 次に、賛成討論はありませんか。

横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 委員会でも申し上げましたが、私は賛成する立場からお話をしたいと思います。

この永住外国人から私たちに直接そういうお願いがあったことは一度もありませんし、

今いるんなところで議論がされておりますけれども、まだ市民、それから国民からの幅広い議論はないものというふうに思っております。今後そういう世の中になるかもしれませんが、とりあえず慎重な対応をするべきだというふうに思います。

以上です。

議長（後藤利邦君） 次に、反対討論はありますか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 永住外国人に対する参政権を付与すべきであるという立場で、今回の意見書について反対いたします。

理由は先ほどいろいろと述べていただきましたので、私は簡潔に申し上げますけど、まず、今、横山議員がおっしゃった、直接当事者からお願いがあったわけではない。いろんな人がいるんでしょうけど、実は日本には非常に差別的な社会がまだ温存されている。そういう意味で、私たちの身の回りには実は知らない人たちがいるんですよ。同じ日本国籍を持っていると思っけていても、そうじゃない。本当に市民でも、ふだんつき合っけていても、そうじゃない人がいるんですよ。市の行政担当者は知っているんでしょうけど。そういうような現実を私たちは抱えている。同じように暮らして、税金も納めて、仕事もして、そういう人たちに選挙だけはだめですと言っける。これは極めて不合理ですね。私はそういうふうに横山議員にはお答えしたいと思っけています。言いたくても、言いたいんだけど差別を受けるから言えないという、そういう歴史をいまだに背負っている人たちがいるんだということですね。

それから、今の社会は随分、世界じゅうですが、グローバル化し、国民という概念の多様化が進んで、います。そういうことを考えても当然付与すべきであるし、多文化共生の社会。これも当然世界が今その方向に行っけています。それを押し戻すということは全く必要ないし、おかしいことです。

それから、先ほど質疑でもちょっとお尋ねしましたが、1995年の最高裁判決、これは全く見直されて、いませんが、その中にちゃんと書かれて、いるのは、憲法は永住外国人に地方選挙の選挙権を与えることを禁じて、いると言えないという言葉が判決に書いてある。今もこれは生きて、いる判決です。それから考えても、私たちの選択の中で、周りにいる人たちに同じような権利を与える、何ら問題はないと。逆に必要であると私は考えます。

それから、いろんなデータがありますが、都道府県議長会は政権交代前の都道府県議会のデータについて整理して、いますけれども、実際に政権交代する前のいわゆる自公政権の時代に外国人選挙権について賛成しよう、と、前向きに進めようという意見書を可決

した都道府県議会、これは34あるんですよ。それが、政権交代した今なぜこんな意見書が出てくるのかわかりにくい、説明がつかないというふうに思います。

それから、国会図書館のデータでも、主要先進国のほとんどが地方選挙を認めていると、外国人に対して。こういう事実も非常に重いし、そして、例えば近年住民投票ということが自治体の条例の中で制度化されています。この中でも国民の18歳以上と規定している。条例で、いわば自治体の法律である条例で書いている自治体もあります。そうやって今動いているところがあります。さらに、外国人についても条例で住民投票を認めている、そういう自治体もあるんですね。社会は今そちらに向かって進んでいっている、実際にそのようなことが実行されている。そうであるのに、これを後ろに引き戻そうとする意見書というのは全く必要がなく、推進こそされるべきであると。そういった意味で、私はこの意見書に反対いたします。

議長（後藤利彦君） 次に、賛成討論はありませんか。

武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） 私は、委員会ではちょっと理解に苦しみましたが、結果として今回この意見書を委員会ではそういう立場で反対はしましたんですけど、いろいろ考えてみるに、世界各国、今チベットの問題とか、朝鮮とかいろいろ問題がありますが、本当にこの地方自治を任せて国が変わっていくようなことになると大変だなと。例えばチベットの問題だと、議員を中国が送ってチベット人民を苦しめていると、また、モンゴルもそういうことになってくるというような話になっていきますが、そういう観点からいって、まだまだ日本は、寺町議員が言ったように、グローバル化しているということなんですけど、とにかく日本としてやっぱり地方自治は大事にしたいと思いますので、僕はそういう点からこの意見書に賛成の立場で意見を申します。

議長（後藤利彦君） ほかに反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利彦君） 次に、賛成討論はありませんか。

久保田 均君。

16番（久保田 均君） いろいろ反対討論、それから賛成ありますが、この意見書を見ますと、慎重な対応を求める意見書ということで、別に反対とか賛成とかという意味合いが非常に大きなものじゃないと思って解釈しておりますが、先ほどどなたかが参政権を付与するとは書いていないが禁止するものではないという、こういう言葉も引用されておりましたが、まさにそのとおりで、どこにどうしなさいということもないんだし、例えば近いところで美濃加茂市、あの辺なんかはブラジルが一時期は10%人口があった

ということなのですが、地方自治でいろいろ政治を行うときに10%という人数は大変な人数だと思いますし、その人たちが本当に日本、あるいは今私が示しました美濃加茂市という、例えば文化だとか伝統だとか、本当に理解して政治に臨めるのかなと、そういう気もいたしますが、私は古い日本人ですので、これは文書を見ましても、慎重な対応を求める意見書ということですので、まさにそうしてほしいということで、賛成をいたします。その討論といたします。

議長（後藤利丸君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第12 採決

議長（後藤利丸君） 日程第12、ただいまから、採決を行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（後藤利丸君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第13 委員会の閉会中の継続審査について

議長（後藤利丸君） 日程第13、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

厚生常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

日程第14 特別委員会の中間報告について

議長（後藤利丸君） 日程第14、特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

行財政改革推進特別委員会、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、委員会からの申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、行財政改革推進特別委員会、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

初めに、行財政改革推進特別委員会委員長の発言を許します。

行財政改革推進特別委員会委員長 藤根圓六君。

行財政改革推進特別委員会委員長（藤根圓六君） ただいま議長の許可をいただきましたので、行財政改革推進特別委員会中間報告を行います。

本委員会は、前年度に引き続き、平成21年度の第1回を去る5月28日に開催し、第2次山県市行政改革大綱実施計画、第3次改訂版に基づき、市民環境部と産業建設部の所管課長らにより進捗状況の説明を受け、公共下水加入率、接続率の状況、各イベントのあり方、指定管理者等の質疑を行いました。

第2回は8月26日に開催し、第4次改訂版の概要説明を受けた後、消防本部、教育委員会の所管課長らより進捗状況の説明を受け、職員削減の状況、学校裁量権の拡大、外部評価委員会の状況、出前講座、公民館のかぎ預かりの是非、小中学校適正規模、学校統合の是非、消防広域化の是非等の質疑を行いました。

第3回は11月18日に開催し、総務部、市民環境部、議会事務局の所管課長らより進捗状況の説明を受け、CO<sub>2</sub>の削減数値目標、ごみの減量化、クリーンセンターの工事進捗状況、維持管理包括契約、自主運行バスの状況、公共下水加入率、接続の普及促進に向けての積極的な啓発活動の研究、CCY地上デジタル化、議会関連経費の節減効果等の質疑を行いました。

第4回は平成22年2月17日に開催し、保健福祉部、産業建設部の所管課長らより進捗状況の説明を受け、保育園統合問題の状況と民営化、子育て支援、少子化対策、健康づくり、高富児童館の今後、YYひろば、地籍調査事業の推進、指定管理者制度の今後の展望等の質疑を行いました。

また、今後の本委員会の開催については、5月下旬に開催することに決定しました。

以上、行財政改革推進特別委員会の中間報告とします。

議長（後藤利丸君） 御苦労さまでした。

次に、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長の発言を許します。

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 横山哲夫君。

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（横山哲夫君） 議長のお許しをいただきましたので、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、平成21年度において5月26日に第1回目を開催し、東海環状自動車道、国道256号及び国道418号の事業進捗状況について説明を受けました。

第2回目を8月27日に開催し、東海環状自動車道西回りルートの大垣西インターから養老ジャンクション間の綾野地内の工事現場を視察し、また、大野神戸インター、糸貫インター、岐阜インターの建設予定地も視察をしてみました。その後、東海環状自動車道の東深瀬地区のボーリング箇所と自然環境調査、西深瀬、高木地区については全体説明会等の日程についての説明と、国道418号の畑野地内における用地買収の進捗状況について説明を受けました。

第3回目を11月19日に開催し、現状報告と関連でございますが、東海環状自動車道沿線の市町村におけるマグカップ少年サッカー交流大会についての概要説明を受けました。

第4回目は本年2月18日に開催し、現状報告と、西深瀬地内のインター建設予定地の幅ぐい設置の現場を視察し、説明を受けました。

以上、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の中間報告といたします。

議長（後藤利丸君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第15 質疑

議長（後藤利丸君） 日程第15、質疑。

ただいまから、特別委員会の中間報告についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利利君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

日程第16 議員派遣の件

議長（後藤利利君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利利君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

議長（後藤利利君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成22年第1回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでございました。

午前11時25分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 後 藤 利 利

9 番 議 員 武 藤 孝 成

15 番 議 員 村 瀬 伊 織